

# 健康保険・船員保険 被保険者実態調査報告

平成24年10月

# まえがき

この報告書は、平成24年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、その年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得るため実施されるものである。

この調査は、昭和41年度から全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者について実施されている。また、平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、健康保険法第3条第2項被保険者実態調査（社会保険庁）の内容を踏まえ、全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）の被保険者を対象に加えている。さらに、平成22年1月より船員保険は全国健康保険協会が管掌することとなったことから、船員保険被保険者実態調査（社会保険庁）の内容を踏まえ、平成22年度からは船員保険の被保険者も対象に加えている。

この調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、また受診や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば、誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表す。

平成25年10月

厚生労働省保険局調査課長

秋田 倫秀

# 目 次

第1章 調査の概要	7
第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）	12
1. 加入者の年齢構成	12
2. 被保険者の年齢構成	14
3. 被扶養者の年齢構成	17
4. 年齢階級別扶養率	21
5. 標準報酬月額別扶養率	26
6. 総報酬額階級別扶養率	28
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	29
8. 年齢階級別平均標準賞与額	32
9. 年齢階級別平均総報酬額	36
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	39
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	40
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	43
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	44
14. 被保険者数の推移について	45
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	57
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	61
第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）	63
1. 加入者の年齢構成	63
2. 被保険者の年齢構成	65
3. 被扶養者の年齢構成	66
4. 年齢階級別扶養率	68
5. 標準報酬月額別扶養率	70
6. 総報酬額階級別扶養率	72
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	73
8. 年齢階級別平均標準賞与額	75
9. 年齢階級別平均総報酬額	78
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	80
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	81
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	84
13. 被保険者数の推移について	85
第4章 統計表	
1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計）	89

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	91
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	92
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	98
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	104
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	111
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	115
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	119
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	122
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、 及び平均年齢	128
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	134
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	140
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	147
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	148
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	150
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	156
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	162
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	168
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	169
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	170

2. 組合管掌健康保険（抽出率 1/500） 175

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額 及び平均総報酬額	177
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	178

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	184
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	190
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	197
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	201
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	205
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	208
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	214
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	220
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	226
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	233
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	234
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	236
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	242
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	248
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	254
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	255
第19表	年齢階級別・加入前制度別、加入者数	256
第20表	年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	257
3. 全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）		259
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	261
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	262
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	269
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	270
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	272

4. 船員保険（全数統計） \_\_\_\_\_279

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	281
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	286
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	298
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	300
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	303
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	305
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	307
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率	308
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数及び平均年齢	310
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均年齢	312
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数	314
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数	318
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数	320
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	322
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	324
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、加入者数	326
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、脱退者数	327

なお、船員保険については、第1表、第2表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口（e-Stat）（URL <http://www.e-stat.go.jp>）にて公表している。

# 第1章 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組保管掌健康保険（以下「組合健保」という。）については、平成24年10月1日現在の被保険者並びに平成24年10月中に被保険者資格取得届け及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、被保険者は健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者は500分の1、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く）については50分の1で系統抽出した者とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、平成24年10月1日現在の被保険者並びに平成23年10月から平成24年9月の間の異動者の全数を調査対象者及び調査客体とする。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」という。）については、平成24年10月1日現在の被保険者の全数を調査対象者及び調査客体とする。
- (4) 船員保険については、平成24年10月1日現在の被保険者並びに平成23年10月から平成24年9月の間の異動者の全数調査対象者及び調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）については、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からいなくなる。

## 3. 調査時点

被保険者は、平成24年10月1日現在、異動者は、協会（一般）にあっては平成23年10月から平成24年9月までの間、組合健保にあっては平成24年10月中、船員保険にあっては、平成23年10月から平成24年9月までとした。

#### 4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は別に掲げる様式によった。調査事項は調査票の記載事項とした。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項（「異動者」については全国健康保険協会より集計表の提出を受けた。）とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とした。

#### 5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局において行った。



# 平成24年度

## 健康保険被保険者実態調査調査票

### 政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

健康保険組合名 \_\_\_\_\_

適用区分	1. 強制		2. 任意		3. 任意継続		4. 特例退職		人		
事業所	都道府県番号		業態番号		事業所の被保険者数						
被 保 険 者	性別	1. 男 2. 女	生 年 月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年		月	被保険者等の区分		
	資格取得時期	1. 23年9月以前 2. 23年10月以降		標準報酬月額		千円	標準賞与額		千円	1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者	
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ( )		基準収入額適用申請		1. 該当 2. 不該当					
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳									
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者									
被 扶 養 者	性別	生 年 月		続 柄		扶養開始時期		介護保険			
	1	1. 男	1. 明 3. 昭			年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属	1. 23年9月以前	1. 該当 2. 適用除外 ( )
		2. 女	2. 大 4. 平						3. 子 4. その他	2. 23年10月以降	
	2	1. 男	1. 明 3. 昭			年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属	1. 23年9月以前	1. 該当 2. 適用除外 ( )
		2. 女	2. 大 4. 平						3. 子 4. その他	2. 23年10月以降	
	3	1. 男	1. 明 3. 昭			年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属	1. 23年9月以前	1. 該当 2. 適用除外 ( )
		2. 女	2. 大 4. 平						3. 子 4. その他	2. 23年10月以降	
	4	1. 男	1. 明 3. 昭			年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属	1. 23年9月以前	1. 該当 2. 適用除外 ( )
		2. 女	2. 大 4. 平						3. 子 4. その他	2. 23年10月以降	
5	1. 男	1. 明 3. 昭			年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属	1. 23年9月以前	1. 該当 2. 適用除外 ( )	
	2. 女	2. 大 4. 平						3. 子 4. その他	2. 23年10月以降		
6	1. 男	1. 明 3. 昭			年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属	1. 23年9月以前	1. 該当 2. 適用除外 ( )	
	2. 女	2. 大 4. 平						3. 子 4. その他	2. 23年10月以降		
7	1. 男	1. 明 3. 昭			年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属	1. 23年9月以前	1. 該当 2. 適用除外 ( )	
	2. 女	2. 大 4. 平						3. 子 4. その他	2. 23年10月以降		
8	1. 男	1. 明 3. 昭			年		月	1. 配偶者 2. 直系尊属	1. 23年9月以前	1. 該当 2. 適用除外 ( )	
	2. 女	2. 大 4. 平						3. 子 4. その他	2. 23年10月以降		

被保険者証	記号	番号
-------	----	----

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。  
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

## 健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

### 【協会一般】

(被保険者の状況)

- |            |             |              |
|------------|-------------|--------------|
| ①適用区分      | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号    |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別         | ⑥生年月         |
| ⑦被保険者等の区分  | ⑧資格取得時期     | ⑨標準報酬月額      |
| ⑩標準賞与額     | ⑪介護保険の該当有無  | ⑫基準収入額適用申請有無 |

(被扶養者の状況)

- |         |            |     |
|---------|------------|-----|
| ①性別     | ②生年月       | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 |     |

### 【法第3条第2項被保険者】

(被保険者の状況)

- |            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分      | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号  |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別         | ⑥生年月日      |
| ⑦被保険者等の区分  | ⑧資格取得時期     | ⑨介護保険の該当有無 |

(被扶養者の状況)

- |         |            |     |
|---------|------------|-----|
| ①性別     | ②生年月       | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 |     |

## 船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の業態番号
- ④ 船舶所有者の使用する船員の数
- ⑤ 被保険者等の性別
- ⑥ 被保険等の生年月
- ⑦ 被保険者等の区分
- ⑧ 被保険者等の資格取得時期
- ⑨ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑩ 被保険者等の標準賞与額
- ⑪ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑫ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑬ 加入者が加入前に適用されていた医療保険制度
- ⑭ 脱退者が脱退後に適用される医療保険制度
- ⑮ 被扶養者の性別
- ⑯ 被扶養者の生年月
- ⑰ 続柄
- ⑱ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑲ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

- 汽船等………船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。
- 漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。  
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
- 漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。  
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

## 第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については500分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）19,897,743人、組合健保31,361人、法第3条第2項被保険者12,443人）並びに協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動した者（協会（一般）8,206,832人、組合健保9,575人）について集計を行った。

なお、平成24年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率（①／②）
協会（一般）	19,897,743	19,897,743	1.0
組合健保	15,668,891	31,361	499.6
法第3条第2項被保険者	12,443	12,443	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

### 1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成を総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると低い年齢の割合が高く、その中でも組合健保の年齢構成は協会（一般）よりもその傾向が大きくなっている。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は55～69歳の者の割合が高くなっている。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の20.1%に対し、協会（一般）は23.0%、組合健保は24.9%とともに高く、また、20歳以上40歳未満でも75歳未満総人口の27.2%に比べ、協会（一般）32.5%、組合健保34.3%と高くなっている。

しかし、40歳以上65歳未満では、75歳未満総人口の38.8%に対し、協会（一般）は39.4%と高いが、組合健保は38.1%と低くなっており、さらに65歳以上75歳未満では、75歳未満総人口の13.9%に対し、協会（一般）5.1%、組合健保2.7%と、ともに低くなっている。

法第3条第2項被保険者については、20歳未満が12.2%、20歳以上40歳未満が22.0%と、ともに75歳未満総人口に比べ低くなっているが、40～64歳、65～74歳はそれぞれ48.5%、15.7%と75歳未満総人口よりも高くなっている。

また、年齢階級別の構成割合をみてみると、協会（一般）では60歳未満、組合健保では55歳未満で75歳未満総人口を上回っているが、それ以降の年齢階級では逆に75歳未満総人口が協会（一般）及び組合健保を上回っている。

法第3条第2項被保険者の年齢構成については、40歳未満及び70歳以上では75歳未満総

人口を下回っているが、40歳以上70歳未満では逆に75歳未満総人口を上回っている。

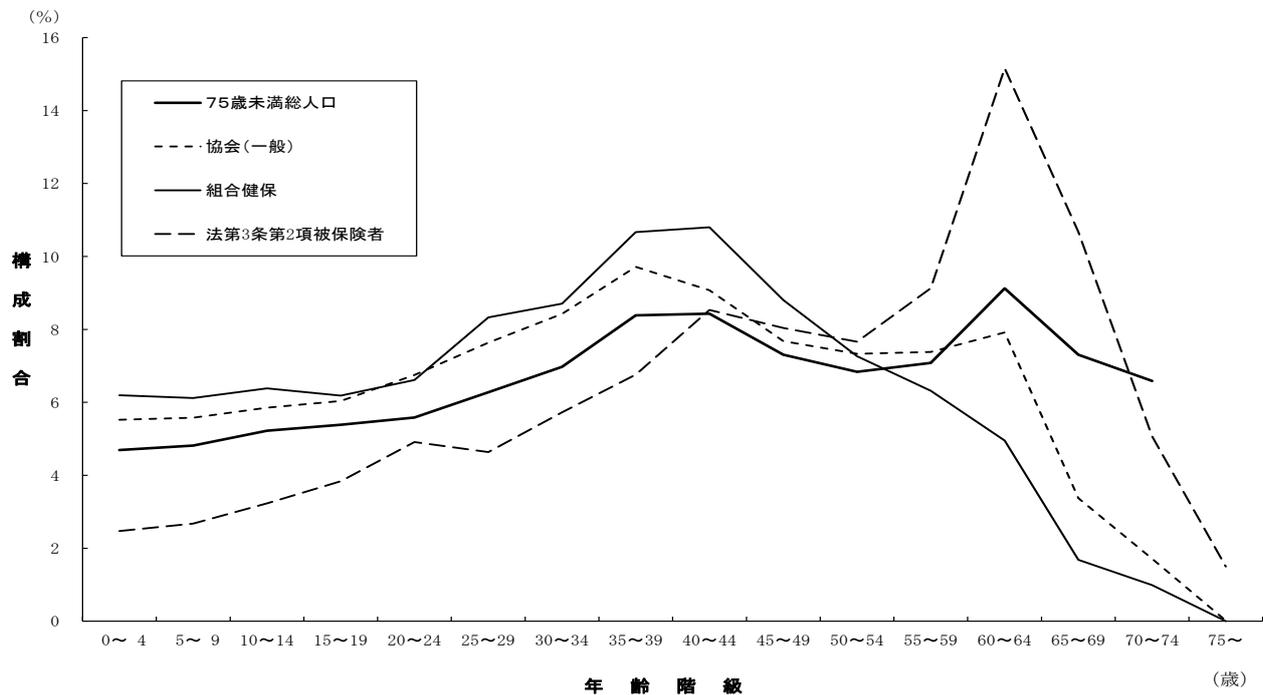
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（平成24年10月1日現在）

(単位：%)

年 齢 階 級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会（一般）	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	4.1	4.7	5.5	6.2	2.5
5～9	4.2	4.8	5.6	6.1	2.7
10～14	4.6	5.2	5.9	6.4	3.2
15～19	4.7	5.4	6.0	6.2	3.8
20～24	4.9	5.6	6.8	6.6	4.9
25～29	5.5	6.3	7.6	8.3	4.6
30～34	6.1	7.0	8.4	8.7	5.7
35～39	7.4	8.4	9.7	10.7	6.8
40～44	7.4	8.4	9.1	10.8	8.5
45～49	6.4	7.3	7.7	8.8	8.0
50～54	6.0	6.8	7.3	7.3	7.7
55～59	6.2	7.1	7.4	6.3	9.1
60～64	8.0	9.1	7.9	5.0	15.2
65～69	6.4	7.3	3.4	1.7	10.7
70～74	5.8	6.6	1.7	1.0	5.1
75歳以上	11.9	・	0.0	0.0	1.5
(再 掲)					
0～19	17.7	20.1	23.0	24.9	12.2
うち未就学児	5.8	6.6	7.2	8.0	3.2
20～39	24.0	27.2	32.5	34.3	22.0
40～64	34.2	38.8	39.4	38.1	48.5
65～74	12.2	13.9	5.1	2.7	15.7
平均年齢（歳）	—	40.6	36.4	34.3	46.3

(注) 「総人口」は、総務省統計局「平成24年10月1日現在推計人口」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（平成24年10月1日現在）



## 2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成14年と平成18～24年までの7年間の推移を示したものが表2である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）は緩やかな減少傾向であったものの平成24年は増加となっており、組合健保は平成21年までは緩やかな増加傾向であったものの平成22年は減少に転じその後横ばいとなっており、平成24年は、協会（一般）が0.8%、組合健保が0.6%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、平成21年調査で、平成18年調査の0.1%から0.5%へと上昇したがその後は横ばいとなっており、平成24年は0.5%となっている。

20～39歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともにゆるやかな減少傾向となっており、平成24年では協会（一般）は41.6%、組合健保は46.6%となっている。法第3条第2項被保険者については、増加傾向となっており、平成24年では19.9%となっている。

40～64歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成24年には、協会（一般）52.4%、組合健保50.0%となっている。法第3条第2項被保険者については減少傾向となっており、平成24年には59.0%となっている。

65～74歳の年齢構成は、協会（一般）、組合健保ともに緩やかな増加傾向となっており、平成24年は協会（一般）5.3%、組合健保2.8%となっている。法第3条第2項被保険者については増加傾向となっており、平成24年には18.9%となっている。

また、平成24年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性では35～39歳の割合が最も高く13.8%、次に40～44歳の12.8%となっており、協会（一般）の女性では25～29歳の割合が最も高く12.2%、次に35～39歳の11.8%となっている。一方、組合健保の男性では、40～44歳の割合が最も高く14.6%、次に35～39歳の14.4%となっており、また、組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く16.7%、次に高いのが35～39歳の15.1%となっている。また、法第3条第2項被保険者の男性では、60～64歳の割合が最も高く17.9%、次に65～69歳の割合が12.3%となっており、法第3条第2項被保険者の女性では、60～64歳の割合が最も高く22.8%、次に65～69歳の割合が19.0%となっており、55～69歳で全体の6割弱を占めている。

なお、平均年齢は、協会（一般）、組合健保については長期的に上昇傾向にあり、平成24年は協会（一般）44.0歳、組合健保41.9歳となっている。また、法第3条第2項被保険者は52.7歳となっている。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が44.9歳、女性が42.6歳、組合健保の男性が43.0歳、女性が39.4歳、法第3条第2項被保険者の男性が51.9歳、女性が58.0歳となっている。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きくなっており、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高くなっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位：%)

年齢階級	14年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年		
								総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	1.0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	0.6	0.9
20～24	8.8	8.0	7.8	7.5	7.0	6.7	6.6	6.5	4.9	9.0
25～29	13.9	12.2	11.8	11.6	11.3	11.0	10.8	10.6	9.5	12.2
30～34	11.7	13.1	12.9	12.8	12.4	12.1	11.8	11.5	11.5	11.3
35～39	9.6	11.2	11.6	12.2	12.7	13.0	13.2	13.0	13.8	11.8
40～44	9.7	9.8	10.0	10.4	10.8	11.0	11.9	12.3	12.8	11.6
45～49	10.2	9.9	10.0	10.1	10.2	10.5	10.3	10.6	10.3	11.2
50～54	13.0	10.4	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.1	9.6	10.8
55～59	10.1	12.7	12.2	11.7	10.9	10.3	10.0	9.7	9.7	9.6
60～64	6.7	6.6	7.4	8.4	9.1	9.7	10.1	9.7	11.0	7.8
65～69	3.0	2.8	3.0	3.2	3.5	3.5	3.4	3.8	4.5	2.6
70～74	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.5	1.7	1.1
75歳以上	1.0	1.1	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)										
20～39歳	43.9	44.4	44.1	44.1	43.4	42.9	42.3	41.6	39.7	44.4
40～64	49.8	49.5	49.6	50.6	51.1	51.5	52.2	52.4	53.3	51.0
65～74	4.4	4.2	4.3	4.6	4.9	4.9	4.8	5.3	6.3	3.7
平均年齢（歳）	43.0	43.3	43.5	43.3	43.6	43.8	43.8	44.0	44.9	42.6

(注1) 平成23年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(2) 組合健保

(単位：%)

年齢階級	14年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年		
								総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6	0.7	0.5
20～24	7.9	7.6	8.0	8.0	7.8	7.1	6.8	6.4	5.2	9.0
25～29	15.5	13.6	13.5	13.3	12.9	12.9	12.5	13.1	11.5	16.7
30～34	14.9	15.1	14.8	14.2	13.6	13.4	12.9	12.5	11.5	14.6
35～39	12.5	14.4	14.5	14.7	14.9	15.0	14.8	14.6	14.4	15.1
40～44	10.7	11.8	12.1	12.2	13.0	13.5	14.2	14.3	14.6	13.5
45～49	9.8	10.2	10.2	10.5	10.8	11.3	11.3	11.7	12.2	10.5
50～54	12.6	9.7	9.0	9.0	8.9	9.2	9.4	9.5	10.1	8.2
55～59	9.3	10.5	10.1	9.5	8.9	8.3	8.4	8.4	9.3	6.3
60～64	4.2	4.2	4.6	5.4	5.7	6.2	6.7	6.1	7.0	4.1
65～69	1.4	1.5	1.5	1.6	1.8	1.7	1.6	1.9	2.3	0.9
70～74	0.3	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9	1.1	0.4
75歳以上	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)										
20～39歳	50.8	50.6	50.7	50.2	49.1	48.4	47.1	46.6	42.6	55.4
40～64	46.7	46.3	46.1	46.6	47.4	48.4	49.9	50.0	53.3	42.7
65～74	1.7	2.1	2.3	2.4	2.7	2.6	2.5	2.8	3.4	1.3
平均年齢（歳）	40.8	41.1	41.1	41.1	41.3	41.5	41.8	41.9	43.0	39.4

(注1) 平成23年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

(3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 12年	15年	18年	21年	22年	23年	24年		
							総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.2	0.1	0.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.1
20～24	1.3	1.3	1.3	1.8	2.1	2.9	3.4	3.9	0.8
25～29	1.8	2.0	2.4	3.6	3.6	3.8	4.0	4.3	1.5
30～34	2.7	4.1	3.8	4.5	4.4	5.0	5.5	5.9	2.9
35～39	3.1	4.6	5.8	6.8	6.9	6.9	6.9	7.3	4.7
40～44	4.5	5.1	6.8	8.9	8.7	9.7	9.9	10.6	5.6
45～49	9.3	8.1	7.2	8.6	9.2	9.6	9.9	10.1	8.4
50～54	18.3	17.5	12.3	9.9	9.6	9.6	9.5	9.4	9.8
55～59	21.0	21.7	23.4	16.5	14.7	12.7	11.2	11.0	12.4
60～64	23.1	22.7	22.6	21.5	22.1	20.8	18.6	17.9	22.8
65～69	10.8	8.2	9.0	12.0	12.4	11.9	13.2	12.3	19.0
70～74	2.7	3.1	4.0	4.9	4.9	5.3	5.7	5.2	8.8
75歳以上	1.1	1.4	1.0	0.4	0.8	1.2	1.8	1.5	3.3
(再掲)									
20～39歳	9.0	12.0	13.3	16.6	17.0	18.6	19.9	21.5	9.9
40～64	76.3	75.1	72.4	65.5	64.3	62.4	59.0	59.0	58.9
65～74	13.5	11.3	13.1	17.0	17.4	17.2	18.9	17.5	27.8
平均年齢(歳)	55.0	54.2	54.7	53.5	53.5	52.9	52.7	51.9	58.0

(注1) 平成23年以前の数値は、男女総数のものである。

(注2) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

### 3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成14年と平成18～24年までの7年間の推移を示したものが表3である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

被扶養者の19歳以下の割合は、協会（一般）、組合健保ともに概ね増加傾向となっており、平成24年は協会（一般）52.3%、組合健保52.8%となっている。また、法第3条第2項被保険者では35.8%となっている。20～39歳の割合は、平成24年では、協会（一般）20.6%、組合健保20.2%であり、協会（一般）、組合健保ともに概ね減少傾向となっている。また、法第3条第2項被保険者については26.4%となっており減少傾向となっている。

40～64歳の割合は、協会（一般）は概ね横ばい、組合健保については概ね増加傾向となっており、平成24年では協会（一般）22.1%、組合健保24.5%となっている。また、法第3条第2項被保険者については、27.6%となっている。

65～74歳の割合は、平成24年では協会（一般）は4.9%、組合健保は2.5%で概ね横ばいとなっている。また、法第3条第2項被保険者は9.3%となっている。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	14年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	11.6	11.8	11.8	12.8	12.6	12.7	12.8	12.8
5～9	11.4	12.0	12.2	13.1	13.1	13.0	12.9	12.9
10～14	11.8	12.1	12.2	13.3	13.3	13.3	13.4	13.6
15～19	12.5	11.9	11.8	12.7	12.7	12.8	12.9	13.0
20～24	7.2	6.8	6.7	6.9	7.0	7.1	7.2	7.1
25～29	4.6	3.9	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.8
30～34	5.0	5.1	4.9	5.1	4.9	4.7	4.6	4.4
35～39	4.3	4.8	4.9	5.4	5.5	5.5	5.5	5.3
40～44	3.8	3.8	3.8	4.2	4.4	4.4	4.7	4.8
45～49	3.7	3.5	3.4	3.7	3.7	3.8	3.7	3.8
50～54	5.0	4.0	3.8	3.9	3.9	3.8	3.7	3.7
55～59	4.1	5.5	5.4	5.6	5.2	4.9	4.6	4.4
60～64	3.4	3.5	3.7	4.5	4.9	5.3	5.6	5.5
65～69	2.7	2.5	2.5	2.7	2.8	2.7	2.6	2.8
70～74	2.5	2.4	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0
75歳以上	6.6	6.6	6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
0～19歳	47.2	47.7	48.0	51.9	51.7	51.9	52.0	52.3
うち未就学児	…	…	…	16.7	16.5	16.5	16.6	16.7
20～39	21.0	20.6	20.3	21.3	21.3	21.2	21.1	20.6
40～64	19.9	20.2	20.2	21.9	22.0	22.2	22.3	22.1
65～74	5.2	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.6	4.9

(注)平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

## (2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	14年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.1	12.3	12.3	13.2	12.8	13.1	13.3	13.3
5～9	12.4	13.3	13.0	13.7	13.9	13.4	13.3	13.2
10～14	12.1	12.5	12.5	12.9	13.2	13.5	13.5	13.7
15～19	12.7	12.0	12.2	12.3	12.1	12.6	12.3	12.6
20～24	6.9	6.8	6.5	6.6	6.8	6.8	7.1	6.9
25～29	3.9	3.1	3.1	3.1	3.0	2.9	3.0	2.8
30～34	5.9	5.3	5.5	5.3	4.8	4.8	4.5	4.4
35～39	5.9	6.6	6.4	6.7	6.9	6.6	6.5	6.1
40～44	5.4	5.7	5.7	6.0	6.1	6.1	6.6	6.8
45～49	5.0	4.6	4.9	5.0	5.3	5.4	5.3	5.5
50～54	6.1	4.9	4.7	4.7	4.7	4.7	4.5	4.6
55～59	3.8	5.0	5.0	5.0	4.8	4.3	4.3	4.0
60～64	1.9	2.1	2.3	2.8	3.0	3.2	3.5	3.6
65～69	1.3	1.3	1.4	1.5	1.6	1.5	1.5	1.5
70～74	1.0	1.2	1.2	1.2	1.0	1.1	1.0	1.1
75歳以上	3.6	3.3	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
0～19歳	49.3	50.1	50.0	52.1	51.9	52.5	52.4	52.8
うち未就学児	…	…	…	17.3	17.0	17.0	17.2	17.3
20～39	22.6	21.8	21.5	21.7	21.5	21.1	21.1	20.2
40～64	22.3	22.3	22.6	23.6	24.0	23.7	24.1	24.5
65～74	2.3	2.5	2.7	2.6	2.6	2.6	2.4	2.5

(注) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

## (3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成12年	15年	18年	21年	22年	23年	24年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	4.8	5.3	5.4	6.1	6.4	7.2	7.4
5～9	5.1	6.4	6.6	7.8	7.9	8.0	8.0
10～14	7.8	7.1	7.1	9.2	9.3	9.3	9.7
15～19	9.4	8.7	8.1	9.1	9.9	10.6	10.6
20～24	8.3	7.8	7.6	7.8	7.5	8.1	7.9
25～29	8.5	7.3	7.2	6.6	6.6	5.9	6.0
30～34	5.5	7.1	8.8	6.6	6.5	6.3	6.1
35～39	4.1	4.4	6.1	6.9	6.9	6.5	6.4
40～44	3.1	3.8	3.6	4.5	4.8	5.7	5.9
45～49	4.3	3.0	3.0	4.3	4.2	4.1	4.3
50～54	6.8	6.4	4.2	4.4	4.3	4.1	4.0
55～59	6.7	7.4	8.4	6.7	6.2	5.4	5.0
60～64	8.3	7.3	7.9	9.2	9.5	9.3	8.3
65～69	6.0	5.3	5.2	6.9	6.2	5.5	5.6
70～74	3.8	3.9	3.6	3.5	3.3	3.5	3.8
75歳以上	7.4	8.9	7.2	0.4	0.6	0.6	0.9
(再掲)							
0～19歳	27.1	27.5	27.2	32.3	33.4	35.0	35.8
うち未就学児	…	…	…	8.3	8.7	9.4	9.7
20～39	26.4	26.5	29.8	27.9	27.6	26.8	26.4
40～64	29.2	27.8	27.0	29.1	28.9	28.5	27.6
65～74	9.8	9.2	8.8	10.4	9.6	9.0	9.3

(注) 平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。

次に、平成24年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）61.5%、組合健保60.8%、法第3条第2項被保険者52.9%となっている。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は、協会（一般）9.6%、組合健保8.1%となっている。配偶者の割合は協会（一般）が33.5%、組合健保が37.0%、法第3条第2項被保険者が43.0%であり、協会（一般）は35～39歳、組合健保は40～44歳、法第3条第2項被保険者では60～64歳の階級が最も多くなっている。直系尊属は協会（一般）4.0%、組合健保1.8%、法第3条第2項被保険者2.3%であり、いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は、協会（一般）は1.0%、組合健保は0.4%、法第3条第2項被保険者は1.8%であり、いずれの制度も各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成24年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位：%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	61.5	33.5	4.0	1.0
0～4歳	12.8	12.7	0.0	0.0	0.1
5～9	12.9	12.9	0.0	0.0	0.1
10～14	13.6	13.5	0.0	0.0	0.1
15～19	13.0	12.9	0.0	0.0	0.1
20～24	7.1	6.5	0.5	0.0	0.1
25～29	3.8	1.8	2.0	0.0	0.0
30～34	4.4	0.8	3.6	0.0	0.0
35～39	5.3	0.4	4.9	0.0	0.0
40～44	4.8	0.1	4.7	0.0	0.0
45～49	3.8	0.0	3.7	0.0	0.0
50～54	3.7	0.0	3.5	0.1	0.0
55～59	4.4	0.0	4.0	0.3	0.1
60～64	5.5	0.0	4.5	0.9	0.1
65～69	2.8	0.0	1.7	1.1	0.1
70～74	2.0	0.0	0.5	1.5	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	16.7	16.6	0.0	0.0	0.1

## (2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	60.8	37.0	1.8	0.4
0～4歳	13.3	13.3	0.0	0.0	0.0
5～9	13.2	13.1	0.0	0.0	0.0
10～14	13.7	13.7	0.0	0.0	0.0
15～19	12.6	12.5	0.0	0.0	0.0
20～24	6.9	6.5	0.3	0.0	0.0
25～29	2.8	1.1	1.7	0.0	0.0
30～34	4.4	0.4	4.0	0.0	0.0
35～39	6.1	0.1	6.0	0.0	0.0
40～44	6.8	0.0	6.7	0.0	0.0
45～49	5.5	0.0	5.4	0.0	0.0
50～54	4.6	0.0	4.6	0.0	0.0
55～59	4.0	0.0	3.9	0.1	0.0
60～64	3.6	0.0	3.2	0.4	0.0
65～69	1.5	0.0	1.0	0.5	0.0
70～74	1.1	0.0	0.2	0.8	0.1
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	17.3	17.2	0.0	0.0	0.0

## (3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	52.9	43.0	2.3	1.8
0～4歳	7.4	7.1	0.0	0.0	0.3
5～9	8.0	7.8	0.0	0.0	0.2
10～14	9.7	9.6	0.0	0.0	0.1
15～19	10.6	10.4	0.1	0.0	0.1
20～24	7.9	6.7	1.0	0.0	0.1
25～29	6.0	4.2	1.7	0.0	0.1
30～34	6.1	3.3	2.8	0.0	0.0
35～39	6.4	2.2	4.1	0.0	0.1
40～44	5.9	0.8	4.9	0.0	0.1
45～49	4.3	0.3	4.0	0.0	0.0
50～54	4.0	0.1	3.8	0.0	0.0
55～59	5.0	0.0	4.8	0.1	0.0
60～64	8.3	0.0	7.8	0.3	0.2
65～69	5.6	0.0	5.0	0.5	0.1
70～74	3.8	0.0	2.5	1.1	0.1
75歳以上	0.9	0.0	0.5	0.3	0.0
(再掲) 未就学児	9.7	9.2	0.0	0.0	0.4

#### 4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成14年と平成18～24年までの7年間の推移を示したものが表5であり、平成24年の総数をグラフにしたのが図2である。なお、法第3条第2項被保険者については平成21年までは3年に1度の調査であったため、平成12年以降に行われた調査結果の推移を示している。

年齢計でみた扶養率は長期的に減少傾向にあり、平成24年の協会（一般）については0.758となっている。組合健保については、平成22年において一転前年より上昇しているものの長期的には減少傾向にあり、平成24年は0.869となっている。また、法第3条第2項被保険者は0.499となっている。

年齢階級別に扶養率の最近7年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳で毎年同じである。法第3条第2項被保険者は35～39歳となっている。

平成24年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性については年齢の上昇とともに概ね増加し、協会（一般）は40～44歳、組合健保は45～49歳で、法第3条第2項被保険者は35～39歳でピークとなる。また、ピーク時の扶養率は協会（一般）1.601、組合健保1.819、法第3条第2項被保険者0.747である。それ以降は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は協会（一般）1.102、組合健保1.195、法第3条第2項被保険者0.534となっている。女性の扶養率は、法第3条第2項被保険者の一部の階級を除き全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は、協会（一般）0.216、組合健保0.138、法第3条第2項被保険者0.280となっている。また、協会（一般）、組合健保、法第3条第2項被保険者いずれも40～44歳がピークとなり、その扶養率は協会（一般）0.433、組合健保0.253、法第3条第2項被保険者0.656である。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

##### (1) 協会（一般）

年齢階級	14年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年		
								総数	男性	女性
総数	0.891	0.839	0.821	0.763	0.772	0.770	0.769	0.758	1.102	0.216
15～19歳	0.030	0.025	0.025	0.029	0.029	0.027	0.026	0.025	0.037	0.011
20～24	0.116	0.107	0.107	0.106	0.105	0.103	0.098	0.092	0.170	0.024
25～29	0.367	0.345	0.341	0.333	0.333	0.331	0.330	0.320	0.517	0.080
30～34	0.874	0.786	0.764	0.749	0.746	0.736	0.728	0.718	1.042	0.200
35～39	1.335	1.173	1.136	1.101	1.095	1.078	1.067	1.051	1.435	0.348
40～44	1.544	1.360	1.312	1.250	1.241	1.215	1.197	1.174	1.601	0.433
45～49	1.461	1.336	1.289	1.170	1.165	1.147	1.122	1.092	1.599	0.363
50～54	1.096	1.075	1.056	0.904	0.913	0.906	0.899	0.872	1.330	0.230
55～59	0.793	0.786	0.771	0.626	0.643	0.651	0.661	0.651	0.969	0.144
60～64	0.696	0.704	0.694	0.587	0.594	0.595	0.598	0.591	0.811	0.104
65～69	0.646	0.639	0.632	0.567	0.576	0.581	0.583	0.582	0.767	0.074
70～74	0.546	0.540	0.537	0.484	0.488	0.491	0.493	0.494	0.672	0.045
75歳以上	0.397	0.391	0.382	0.223	0.314	0.331	0.294	0.311	0.467	0.031

(注)平成23年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	14年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年		
								総数	男性	女性
総数	1.049	0.970	0.934	0.893	0.879	0.891	0.890	0.869	1.195	0.138
15～19歳	0.009	0.012	0.008	0.022	0.038	0.026	0.022	0.025	0.034	0.000
20～24	0.050	0.060	0.049	0.075	0.054	0.071	0.075	0.070	0.119	0.006
25～29	0.273	0.242	0.256	0.257	0.237	0.246	0.262	0.241	0.373	0.036
30～34	0.816	0.707	0.688	0.680	0.674	0.677	0.673	0.648	0.951	0.113
35～39	1.427	1.217	1.142	1.113	1.088	1.063	1.070	1.052	1.447	0.207
40～44	1.800	1.540	1.452	1.425	1.380	1.327	1.288	1.269	1.686	0.253
45～49	1.842	1.688	1.594	1.513	1.440	1.445	1.412	1.371	1.819	0.202
50～54	1.451	1.427	1.424	1.259	1.268	1.303	1.258	1.211	1.576	0.195
55～59	1.022	1.017	1.015	0.917	0.893	0.922	0.926	0.912	1.153	0.121
60～64	0.884	0.846	0.863	0.775	0.753	0.767	0.763	0.733	0.902	0.088
65～69	0.792	0.815	0.809	0.770	0.766	0.742	0.762	0.760	0.885	0.078
70～74	0.694	0.788	0.759	0.708	0.738	0.754	0.722	0.627	0.725	0.025
75歳以上	0.453	0.444	0.412	-	-	-	-	-	-	-

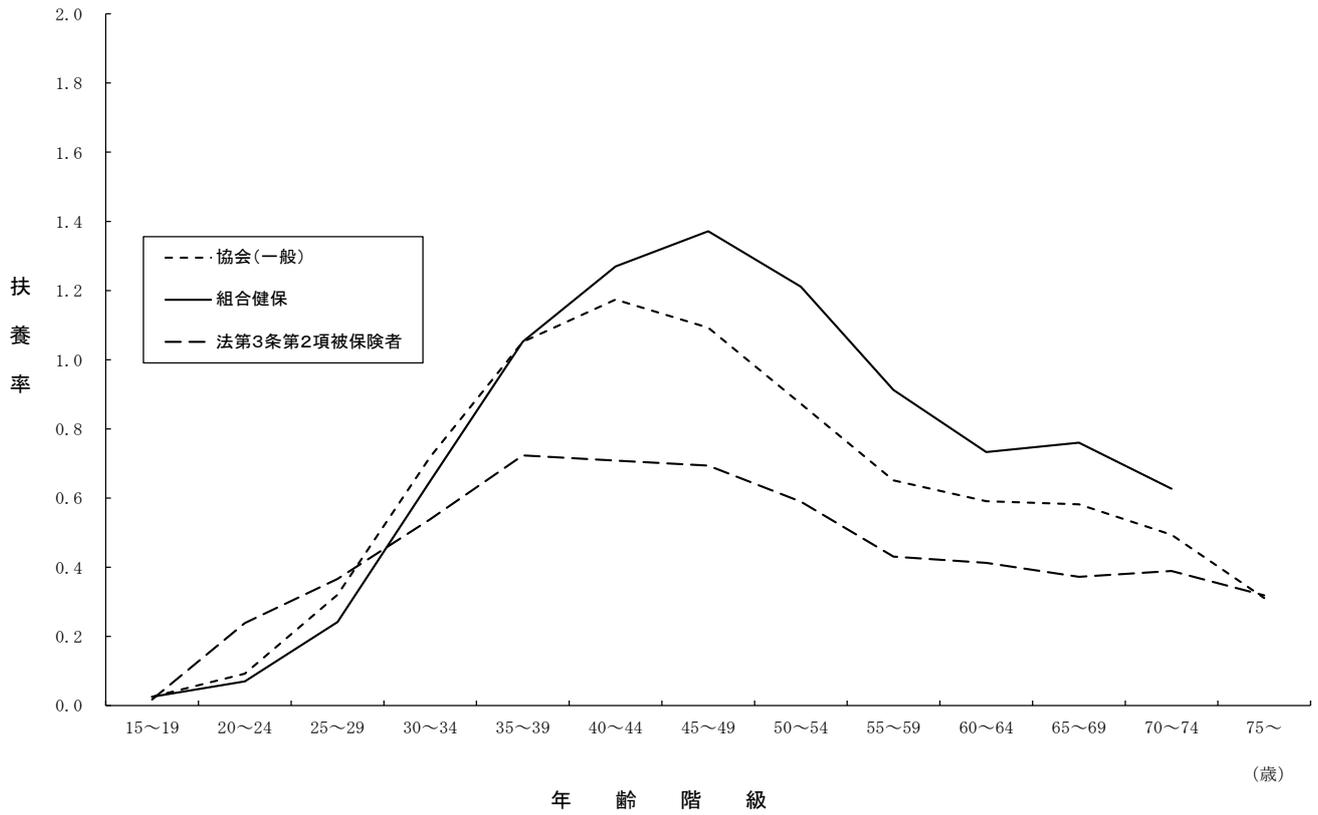
(注)平成23年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	平成12年	15年	18年	21年	22年	23年	24年		
							総数	男性	女性
総数	0.496	0.515	0.659	0.525	0.516	0.502	0.499	0.534	0.280
15～19歳	0.000	0.000	0.000	0.019	0.068	0.032	0.018	0.000	0.500
20～24	0.119	0.451	0.405	0.185	0.191	0.263	0.238	0.246	0.000
25～29	0.417	0.400	0.388	0.424	0.407	0.388	0.366	0.382	0.077
30～34	0.949	0.576	1.009	0.547	0.530	0.536	0.539	0.556	0.320
35～39	0.985	0.925	1.103	0.766	0.749	0.719	0.723	0.747	0.494
40～44	0.925	0.908	0.959	0.758	0.732	0.731	0.708	0.713	0.656
45～49	0.680	0.679	0.799	0.749	0.714	0.687	0.694	0.712	0.559
50～54	0.553	0.534	0.771	0.564	0.596	0.578	0.589	0.639	0.296
55～59	0.381	0.421	0.575	0.459	0.463	0.439	0.431	0.463	0.252
60～64	0.369	0.377	0.498	0.433	0.431	0.415	0.412	0.453	0.216
65～69	0.400	0.505	0.510	0.406	0.396	0.376	0.372	0.422	0.171
70～74	0.445	0.512	0.600	0.450	0.393	0.366	0.389	0.448	0.171
75歳以上	0.329	0.379	0.581	0.396	0.421	0.348	0.318	0.367	0.175

(注)平成23年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成24年10月1日現在）



次に、平成24年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.466、組合健保0.528、法第3条第2項被保険者は0.264、配偶者は協会（一般）0.254、組合健保0.322、法第3条第2項被保険者は0.215、直系尊属は協会（一般）0.030、組合健保0.016、法第3条第2項被保険者は0.012、その他は協会（一般）0.007、組合健保0.003、法第3条第2項被保険者は0.009と、概ね組合健保が一番高く、法第3条第2項被保険者が一番低くなっているが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が一番高くなっている。

被保険者の年齢階級別にみた子の扶養率は山型をなしており、ピークは協会（一般）は40～44歳の0.822、組合健保は45～49歳の0.929、法第3条第2項被保険者は35～39歳の0.475である。配偶者の扶養率は、協会（一般）及び組合健保については65～69歳、法第3条第2項被保険者については、70～74歳が最も高くなっており、協会（一般）は0.476、組合健保は0.659、法第3条第2項被保険者が0.288となっている。直系尊属の扶養率は年齢階級別にみると山型をなしており、協会（一般）、組合健保、法第3条第2項被保険者いずれも40～44歳がピークであり、協会（一般）が0.067、組合健保が0.033、法第3条第2項被保険者が0.036となっている。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成24年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.758	0.466	0.254	0.030	0.007
15～19歳	0.025	0.007	0.008	0.007	0.003
20～24	0.092	0.046	0.032	0.010	0.004
25～29	0.320	0.194	0.103	0.020	0.004
30～34	0.718	0.474	0.202	0.037	0.005
35～39	1.051	0.723	0.265	0.057	0.006
40～44	1.174	0.822	0.276	0.067	0.008
45～49	1.092	0.772	0.258	0.053	0.009
50～54	0.872	0.584	0.264	0.015	0.010
55～59	0.651	0.329	0.311	0.001	0.010
60～64	0.591	0.160	0.421	0.000	0.010
65～69	0.582	0.096	0.476	0.000	0.010
70～74	0.494	0.065	0.419	0.000	0.010
75歳以上	0.311	0.047	0.253	0.000	0.011

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.869	0.528	0.322	0.016	0.003
15～19歳	0.025	0.010	0.010	0.005	0.000
20～24	0.070	0.037	0.027	0.004	0.001
25～29	0.241	0.138	0.093	0.009	0.002
30～34	0.648	0.418	0.216	0.012	0.003
35～39	1.052	0.704	0.320	0.026	0.003
40～44	1.269	0.860	0.372	0.033	0.004
45～49	1.371	0.929	0.409	0.028	0.004
50～54	1.211	0.775	0.424	0.009	0.003
55～59	0.912	0.427	0.480	0.000	0.005
60～64	0.733	0.158	0.571	0.001	0.003
65～69	0.760	0.098	0.659	0.002	0.002
70～74	0.627	0.045	0.578	0.000	0.003
75歳以上	-	-	-	-	-

(注) 組合健保は500分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.499	0.264	0.215	0.012	0.009
15～19歳	0.018	0.018	0.000	0.000	0.000
20～24	0.238	0.126	0.107	0.002	0.002
25～29	0.366	0.209	0.150	0.004	0.002
30～34	0.539	0.333	0.178	0.017	0.010
35～39	0.723	0.475	0.220	0.028	0.001
40～44	0.708	0.448	0.218	0.036	0.006
45～49	0.694	0.452	0.200	0.033	0.009
50～54	0.589	0.375	0.194	0.011	0.009
55～59	0.431	0.220	0.199	0.002	0.009
60～64	0.412	0.163	0.236	0.000	0.012
65～69	0.372	0.105	0.253	0.002	0.013
70～74	0.389	0.090	0.288	0.000	0.011
75歳以上	0.318	0.076	0.238	0.000	0.004

## 5. 標準報酬月額別扶養率

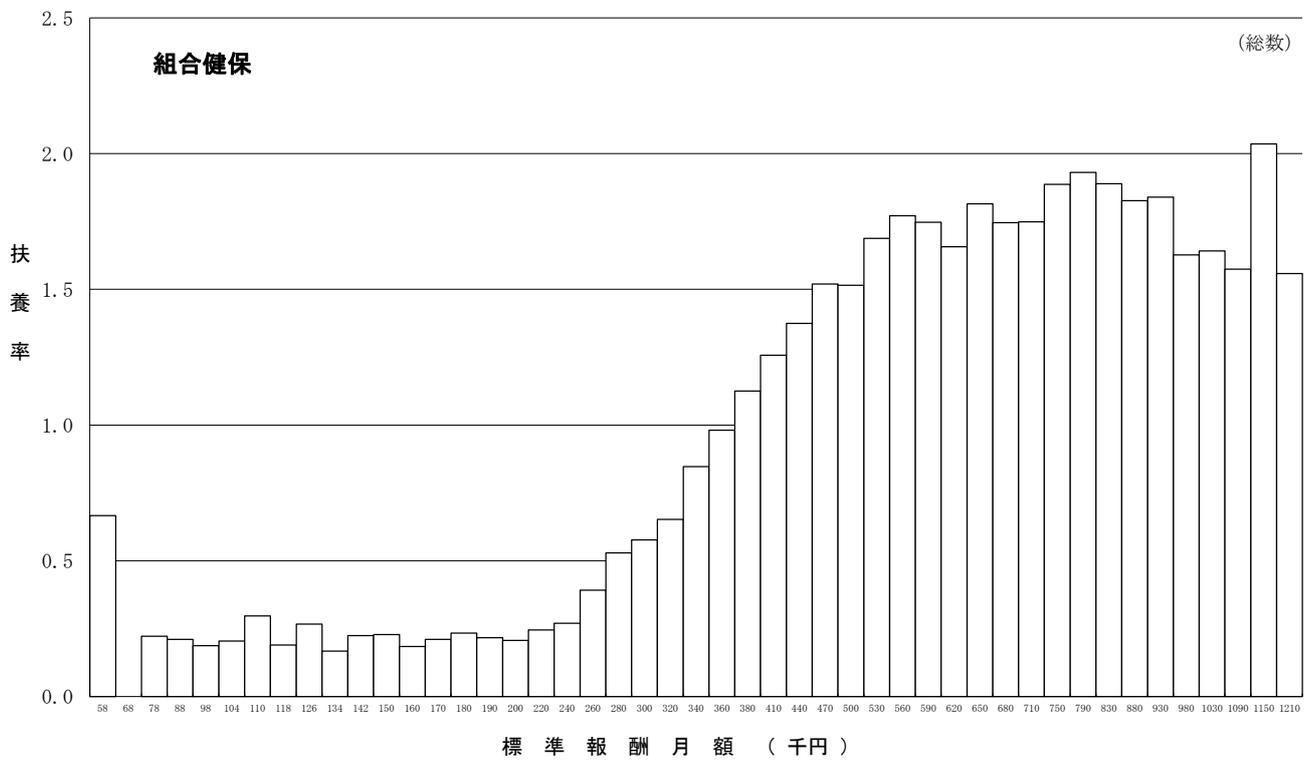
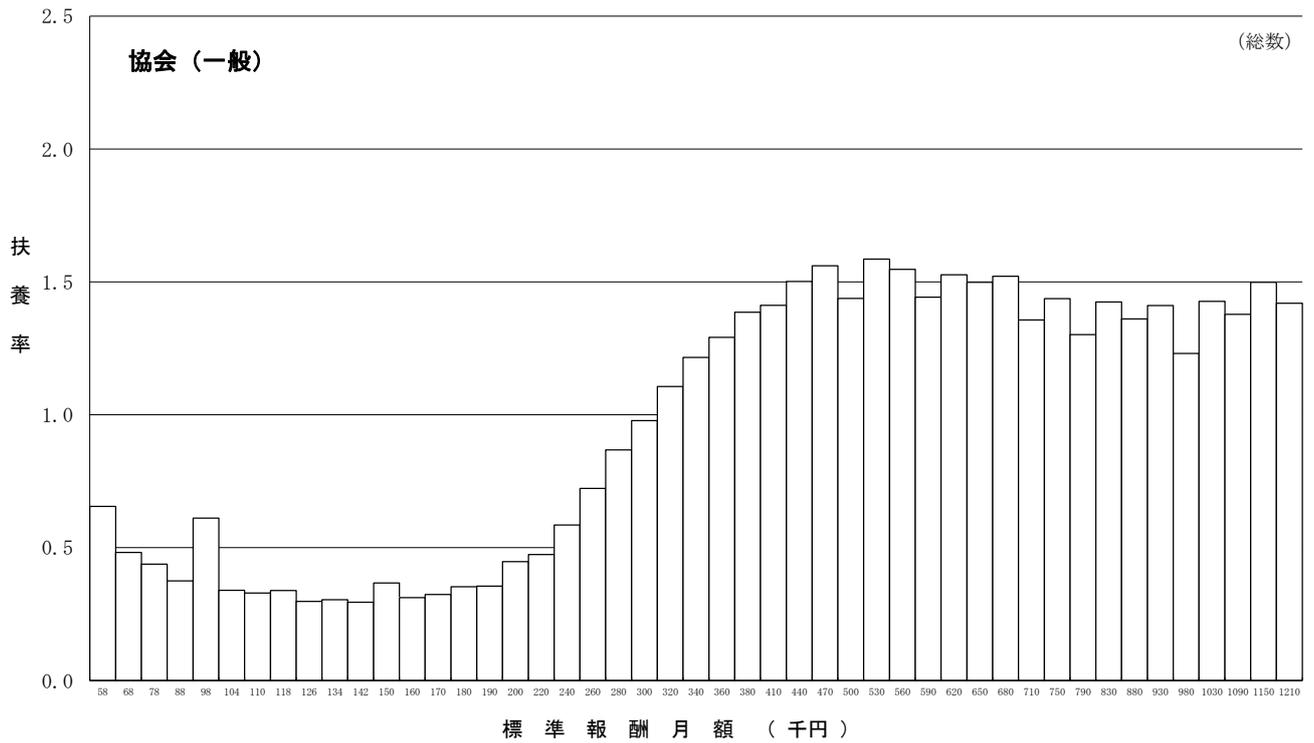
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）、組合健保ともに、概ね標準報酬月額が20万円程度から56万円程度の間で、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も増加する傾向にある。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成24年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.758	1.102	0.216	0.869	1.195	0.138
58,000円	0.655	0.931	0.166	0.667	0.857	0.000
68,000	0.482	0.744	0.161	0.000	-	0.000
78,000	0.438	0.753	0.163	0.222	0.667	0.000
88,000	0.375	0.639	0.202	0.211	0.800	0.000
98,000	0.611	0.934	0.188	0.188	0.333	0.130
104,000	0.339	0.600	0.228	0.205	0.286	0.189
110,000	0.329	0.607	0.222	0.297	0.727	0.238
118,000	0.338	0.630	0.215	0.190	0.259	0.175
126,000	0.298	0.539	0.214	0.267	0.522	0.195
134,000	0.304	0.547	0.209	0.167	0.233	0.148
142,000	0.294	0.522	0.205	0.224	0.397	0.180
150,000	0.367	0.667	0.196	0.229	0.359	0.182
160,000	0.312	0.537	0.197	0.184	0.325	0.128
170,000	0.323	0.540	0.197	0.211	0.340	0.149
180,000	0.353	0.575	0.194	0.234	0.377	0.168
190,000	0.355	0.566	0.195	0.216	0.426	0.094
200,000	0.447	0.692	0.194	0.206	0.320	0.123
220,000	0.474	0.696	0.204	0.246	0.418	0.105
240,000	0.585	0.811	0.218	0.270	0.415	0.107
260,000	0.723	0.952	0.229	0.392	0.576	0.109
280,000	0.868	1.088	0.243	0.529	0.730	0.123
300,000	0.978	1.214	0.246	0.577	0.760	0.149
320,000	1.106	1.324	0.277	0.652	0.865	0.119
340,000	1.216	1.427	0.294	0.847	1.050	0.125
360,000	1.291	1.502	0.291	0.981	1.189	0.101
380,000	1.386	1.584	0.317	1.126	1.318	0.173
410,000	1.411	1.619	0.287	1.258	1.420	0.179
440,000	1.502	1.684	0.315	1.375	1.542	0.171
470,000	1.561	1.725	0.334	1.520	1.660	0.262
500,000	1.438	1.657	0.248	1.515	1.652	0.112
530,000	1.586	1.732	0.313	1.688	1.813	0.227
560,000	1.547	1.706	0.271	1.771	1.868	0.261
590,000	1.442	1.646	0.216	1.747	1.883	0.114
620,000	1.527	1.675	0.262	1.657	1.769	0.065
650,000	1.499	1.666	0.245	1.815	1.909	0.227
680,000	1.521	1.666	0.253	1.746	1.853	0.227
710,000	1.357	1.566	0.203	1.748	1.841	0.063
750,000	1.437	1.606	0.234	1.887	1.981	0.267
790,000	1.302	1.527	0.181	1.931	1.976	0.400
830,000	1.424	1.587	0.240	1.889	1.934	0.000
880,000	1.361	1.545	0.218	1.827	1.905	0.556
930,000	1.411	1.566	0.240	1.840	1.915	0.667
980,000	1.230	1.458	0.217	1.627	1.753	0.000
1,030,000	1.427	1.580	0.262	1.642	1.759	0.889
1,090,000	1.378	1.549	0.251	1.574	1.714	0.200
1,150,000	1.498	1.651	0.309	2.036	2.036	-
1,210,000	1.419	1.578	0.259	1.558	1.660	0.400

(注) 組合健保は500分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図3 標準報酬月額別扶養率（平成24年10月1日現在）



## 6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）、組合健保ともに、概ね総報酬が200万円程度から800万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。また、800万円未満の階級においては、扶養率は協会（一般）の方が組合健保よりも概ね高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成24年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.758	1.102	0.216	0.869	1.195	0.138
～ 999,000 円	0.565	0.863	0.163	0.500	0.889	0.000
1,000,000 ～ 1,499,000	0.441	0.780	0.210	0.225	0.407	0.183
1,500,000 ～ 1,999,000	0.330	0.583	0.203	0.209	0.333	0.167
2,000,000 ～ 2,499,000	0.390	0.627	0.195	0.229	0.372	0.150
2,500,000 ～ 2,999,000	0.471	0.710	0.200	0.243	0.433	0.099
3,000,000 ～ 3,499,000	0.643	0.895	0.211	0.368	0.559	0.108
3,500,000 ～ 3,999,000	0.801	1.056	0.228	0.435	0.635	0.117
4,000,000 ～ 4,499,000	0.992	1.245	0.254	0.578	0.782	0.131
4,500,000 ～ 4,999,000	1.171	1.423	0.272	0.740	0.946	0.120
5,000,000 ～ 5,499,000	1.302	1.552	0.302	0.922	1.150	0.141
5,500,000 ～ 5,999,000	1.408	1.646	0.329	1.112	1.318	0.155
6,000,000 ～ 6,499,000	1.424	1.656	0.294	1.205	1.396	0.160
6,500,000 ～ 6,999,000	1.532	1.735	0.333	1.433	1.617	0.125
7,000,000 ～ 7,499,000	1.505	1.704	0.290	1.541	1.691	0.138
7,500,000 ～ 7,999,000	1.585	1.757	0.309	1.546	1.666	0.169
8,000,000 ～ 8,499,000	1.620	1.770	0.312	1.695	1.803	0.379
8,500,000 ～ 8,999,000	1.491	1.677	0.236	1.649	1.783	0.175
9,000,000 ～ 9,499,000	1.440	1.632	0.204	1.727	1.827	0.184
9,500,000 ～ 9,999,000	1.530	1.681	0.235	1.638	1.728	0.154
10,000,000 ～ 10,499,000	1.615	1.746	0.271	1.673	1.764	0.217
10,500,000 ～ 10,999,000	1.428	1.601	0.220	1.847	1.938	0.316
11,000,000 ～ 11,499,000	1.475	1.627	0.239	1.964	2.026	0.111
11,500,000 ～ 11,999,000	1.253	1.477	0.208	1.827	1.899	0.200
12,000,000 ～ 12,499,000	1.441	1.595	0.268	1.860	1.926	0.700
12,500,000 ～ 12,999,000	1.486	1.644	0.270	1.794	1.815	0.500
13,000,000 ～ 13,499,000	1.370	1.543	0.249	1.863	1.967	0.600
13,500,000 ～ 13,999,000	1.437	1.596	0.280	2.038	2.109	0.250
14,000,000 ～ 14,499,000	1.535	1.682	0.320	1.945	1.972	0.000
14,500,000 ～ 14,999,000	1.373	1.538	0.255	1.643	1.743	0.476
15,000,000 ～ 15,499,000	1.577	1.715	0.294	1.741	1.796	1.000
15,500,000 ～ 15,999,000	1.582	1.711	0.305	2.000	2.036	0.000
16,000,000 ～ 16,499,000	1.637	1.767	0.355	2.444	2.500	1.000
16,500,000 ～ 16,999,000	1.677	1.805	0.273	2.189	2.250	0.000
17,000,000 ～ 17,499,000	1.904	2.035	0.296	1.714	2.000	0.000
17,500,000 ～ 17,999,000	1.728	1.837	0.351	1.632	1.824	0.000
18,000,000 ～ 18,499,000	1.717	1.838	0.278	1.750	1.909	0.000
18,500,000 ～ 18,999,000	1.602	1.705	0.363	2.400	2.400	0.000
19,000,000 ～ 19,499,000	1.639	1.741	0.230	1.500	1.800	0.000
19,500,000 ～ 19,999,000	1.470	1.552	0.250	1.293	1.325	0.000
20,000,000 ～	1.573	1.705	0.193	3.000	3.000	0.000

(注) 組合健保は500分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

## 7. 年齢階級別平均標準報酬月額

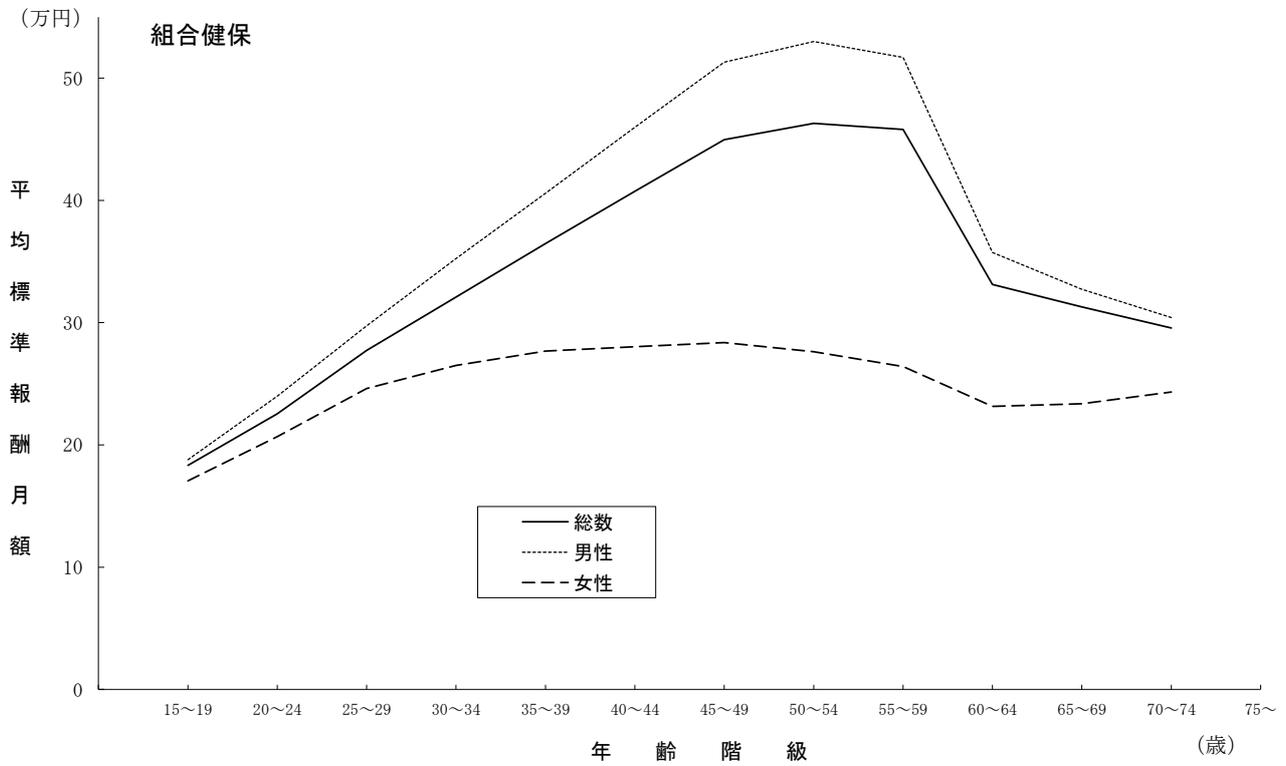
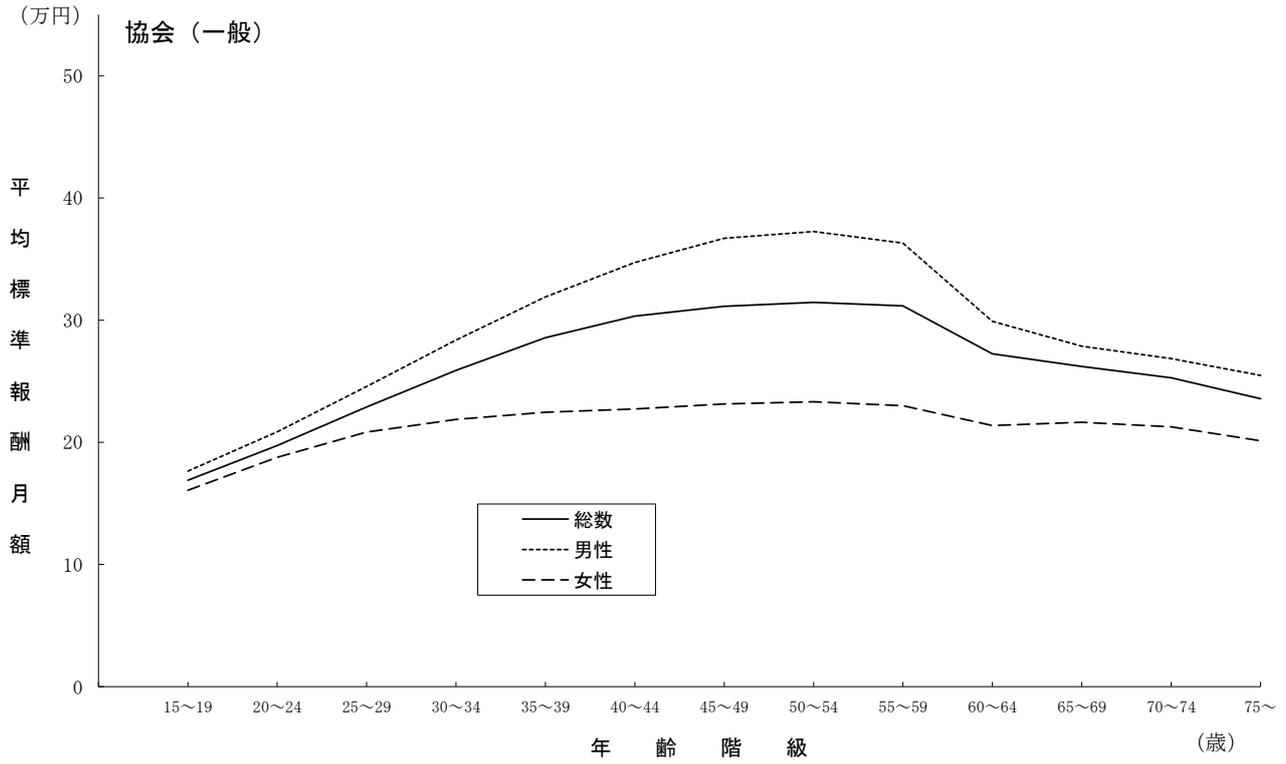
被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9-1及び図4である。男性は年齢階級別にみると山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が372,560円、組合健保が530,035円となっており、これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.11倍、組合健保は約2.82倍となっている。協会（一般）は40歳ごろ、組合健保は45歳ごろまでの平均標準報酬月額は年齢階級の上昇とともに3～5万円程度増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少する傾向となっている。一方、女性の平均標準報酬月額は、協会（一般）は16万円～23万円台、組合健保は17万円～28万円台で推移している。

平均標準報酬月額について、組合健保の協会（一般）に対する比率でみると、男性は55～59歳、女性は40～44歳の階級が最も大きく、男性で約1.42倍、女性で約1.23倍となっており、また、平均では男性で約1.32倍、女性で約1.19倍となっている。

表9-1 年齢階級別平均標準報酬月額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	277,658	314,680	219,385	367,333	414,638	260,982	1.323	1.318	1.190
15～19歳	169,024	176,509	160,699	183,266	187,877	170,566	1.084	1.064	1.061
20～24	197,364	208,627	187,653	225,530	239,922	206,830	1.143	1.150	1.102
25～29	228,832	245,593	208,379	277,350	297,416	246,184	1.212	1.211	1.181
30～34	258,800	283,760	218,806	320,862	352,429	264,987	1.240	1.242	1.211
35～39	285,709	319,051	224,586	364,820	405,952	276,711	1.277	1.272	1.232
40～44	303,307	347,169	227,239	407,533	459,747	280,304	1.344	1.324	1.234
45～49	311,390	367,016	231,373	449,604	513,127	283,667	1.444	1.398	1.226
50～54	314,581	372,560	233,247	463,008	530,035	276,263	1.472	1.423	1.184
55～59	311,726	363,008	229,936	457,960	516,952	264,114	1.469	1.424	1.149
60～64	272,458	298,943	213,822	331,231	357,408	231,495	1.216	1.196	1.083
65～69	262,098	278,739	216,393	312,860	327,296	233,622	1.194	1.174	1.080
70～74	252,745	268,594	212,744	295,652	304,138	243,250	1.170	1.132	1.143
75歳以上	235,685	254,854	201,335	-	-	-	-	-	-

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成24年10月1日現在）



次に平成24年の平均標準報酬月額伸び率を示したものが表9-2である。

平均標準報酬月額は、協会（一般）の総数は0.40%増、男性は0.40%増、女性は0.71%増、組合健保の総数は0.57%増、男性は0.64%増、女性は0.50%増となっている。この伸び率を要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.29%増、女性は0.65%増、組合健保の男性は0.69%増、女性は0.20%増、年齢構成の変化による分の影響では、協会（一般）の男性は0.11%増、女性は0.06%増、組合健保の男性は0.05%減、女性は0.30%増となっている。

なお、報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成23年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9-2 平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成23年平均 標準報酬月額 (円)	平成24年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	276,543	277,658	0.40	0.30	0.10
男性	313,418	314,680	0.40	0.29	0.11
女性	217,836	219,385	0.71	0.65	0.06

(2) 組合健保

	平成23年平均 標準報酬月額 (円)	平成24年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	365,235	367,333	0.57	0.37	0.21
男性	411,999	414,638	0.64	0.69	▲ 0.05
女性	259,694	260,982	0.50	0.20	0.30

## 8. 年齢階級別平均標準賞与額

平成23年10月1日から平成24年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別の分布をみると、男性は協会（一般）、組合健保とも標準報酬月額と同様の山型をなしており、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳でピークとなっており、協会（一般）は517,779円、組合健保は1,768,124円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）は約5.06倍、組合健保は約8.77倍となり、いずれも平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きく、組合健保の場合は特に大きくなっている。

女性の平均標準賞与額も男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかである。また、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40歳～50歳代では男性よりもかなり低い金額になっている。

平均標準賞与額について、組合健保の協会（一般）に対する比率は平均で男性が約2.87倍、女性が約1.67倍となっており、協会（一般）と組合健保との比率は平均標準報酬月額の場合よりも大きくなっている。

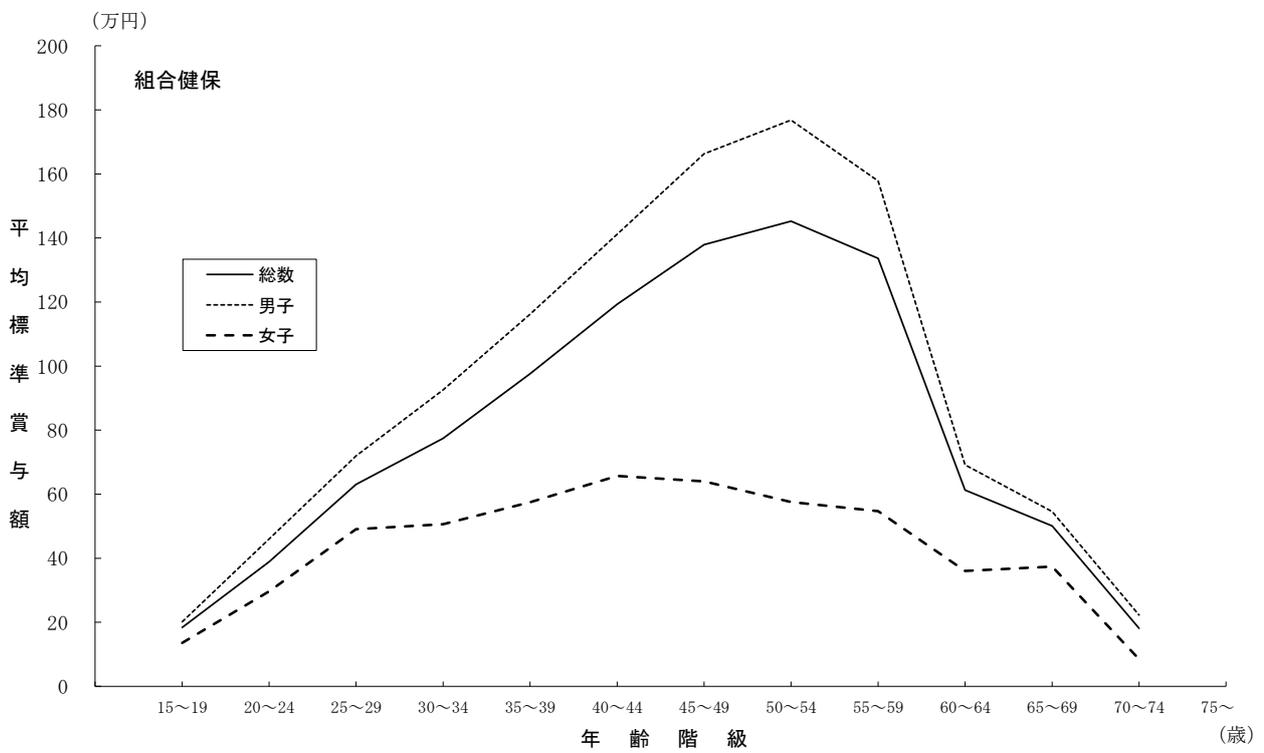
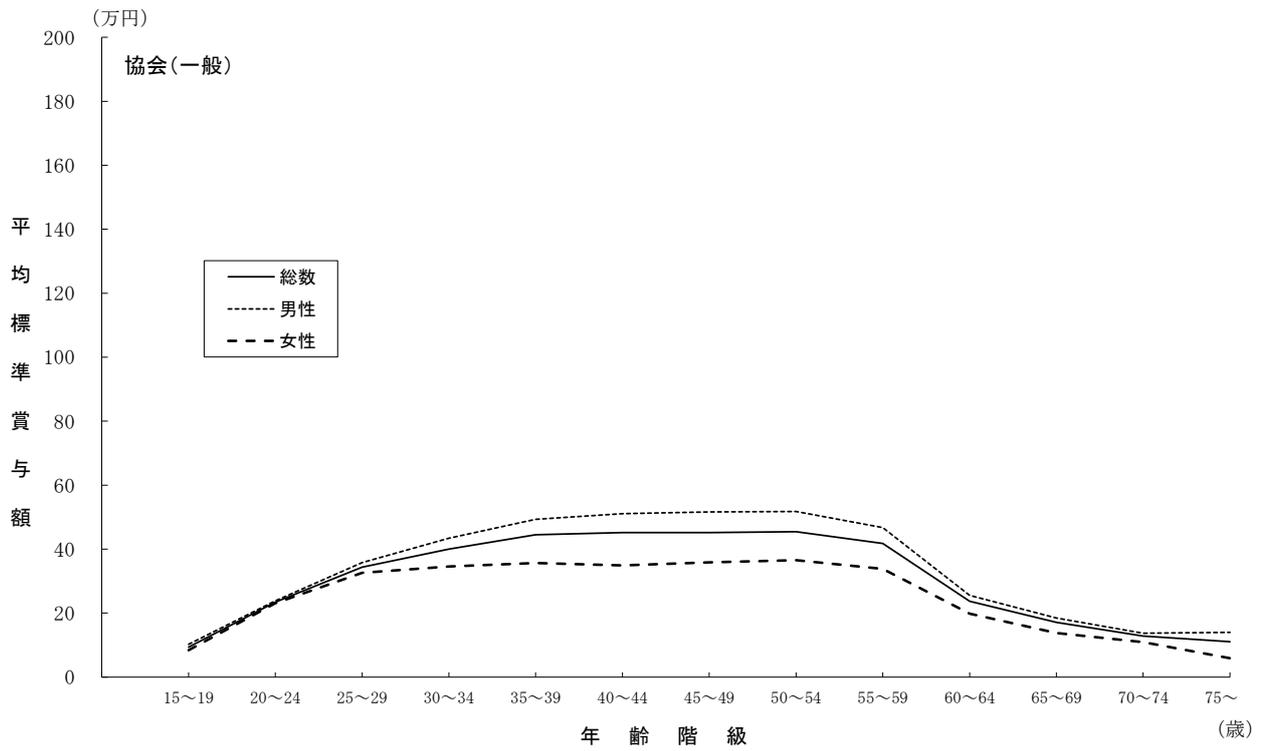
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	379,192	419,928	316,017	993,762	1,207,046	528,704	2.621	2.874	1.673
15～19歳	93,682	102,243	84,157	184,221	201,671	136,151	1.966	1.972	1.618
20～24	234,167	238,408	230,509	388,994	459,949	296,647	1.661	1.929	1.287
25～29	343,651	358,134	325,969	630,294	719,221	490,632	1.834	2.008	1.505
30～34	400,123	434,282	345,426	774,565	925,626	506,203	1.936	2.131	1.465
35～39	444,573	492,797	356,288	975,771	1,161,708	574,669	2.195	2.357	1.613
40～44	451,658	510,910	349,120	1,193,177	1,412,033	657,047	2.642	2.764	1.882
45～49	451,669	516,551	358,641	1,379,001	1,662,912	640,328	3.053	3.219	1.785
50～54	454,205	517,779	365,366	1,452,167	1,768,124	575,757	3.197	3.415	1.576
55～59	417,422	467,186	338,465	1,336,069	1,577,817	547,291	3.201	3.377	1.617
60～64	236,833	255,069	198,024	613,019	691,440	360,582	2.588	2.711	1.821
65～69	170,849	184,737	137,398	500,875	545,589	374,075	2.932	2.953	2.723
70～74	128,495	136,983	109,092	181,224	222,925	85,130	1.410	1.627	0.780
75歳以上	110,714	139,871	59,234	-	-	-	-	-	-

(注1) 平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）



また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は約1.37ヶ月分、組合健保は約2.71ヶ月分となっている。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が35～39歳の約1.56ヶ月分、組合健保が50～54歳の約3.14ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

次に男女別でみると、協会（一般）は男性、女性ともに35～39歳でピークとなっており、組合健保は男性が50～54歳、女性が40～44歳でピークとなっている。また、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）男性が約1.55ヶ月分、組合健保男性が約3.34ヶ月分、協会（一般）女性が約1.59ヶ月分、組合健保女性が約2.34ヶ月分となっている。

また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）において男性と女性の間には大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成24年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	円 277,658	円 314,680	円 219,385	円 379,192	円 419,928	円 316,017	1.366	1.334	1.440
15～19歳	169,024	176,509	160,699	93,682	102,243	84,157	0.554	0.579	0.524
20～24	197,364	208,627	187,653	234,167	238,408	230,509	1.186	1.143	1.228
25～29	228,832	245,593	208,379	343,651	358,134	325,969	1.502	1.458	1.564
30～34	258,800	283,760	218,806	400,123	434,282	345,426	1.546	1.530	1.579
35～39	285,709	319,051	224,586	444,573	492,797	356,288	1.556	1.545	1.586
40～44	303,307	347,169	227,239	451,658	510,910	349,120	1.489	1.472	1.536
45～49	311,390	367,016	231,373	451,669	516,551	358,641	1.450	1.407	1.550
50～54	314,581	372,560	233,247	454,205	517,779	365,366	1.444	1.390	1.566
55～59	311,726	363,008	229,936	417,422	467,186	338,465	1.339	1.287	1.472
60～64	272,458	298,943	213,822	236,833	255,069	198,024	0.869	0.853	0.926
65～69	262,098	278,739	216,393	170,849	184,737	137,398	0.652	0.663	0.635
70～74	252,745	268,594	212,744	128,495	136,983	109,092	0.508	0.510	0.513
75歳以上	235,685	254,854	201,335	110,714	139,871	59,234	0.470	0.549	0.294

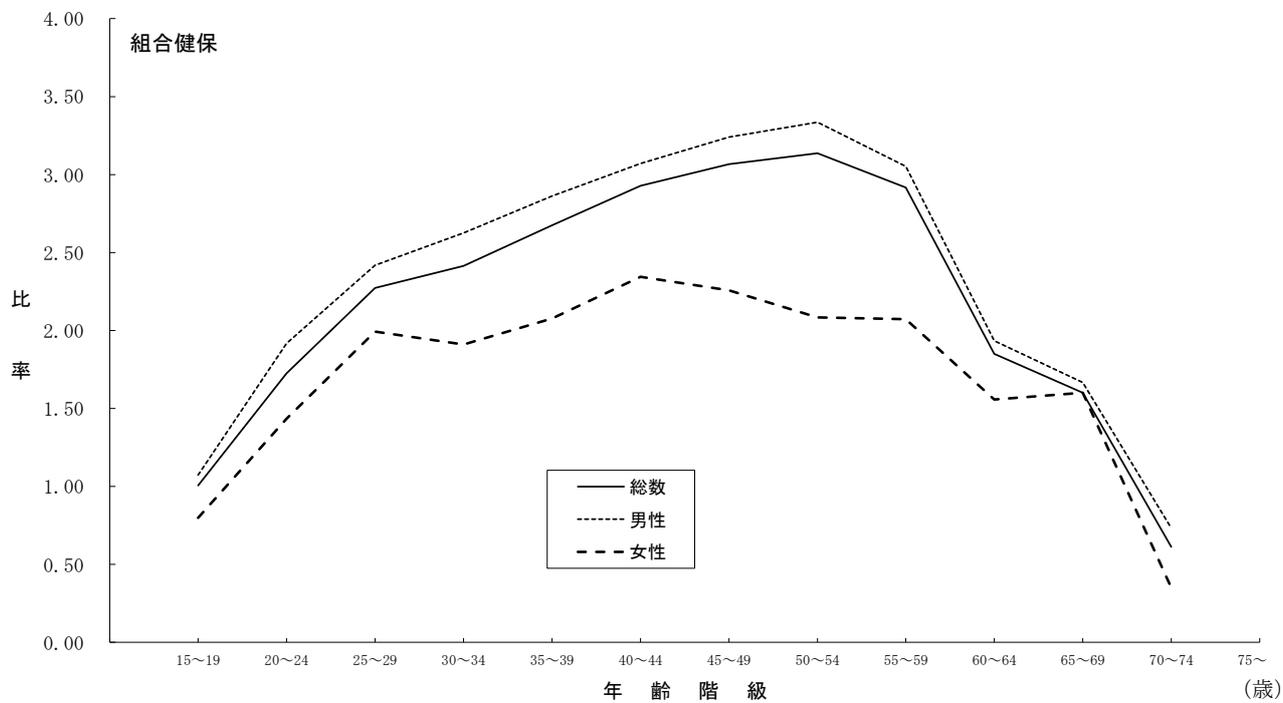
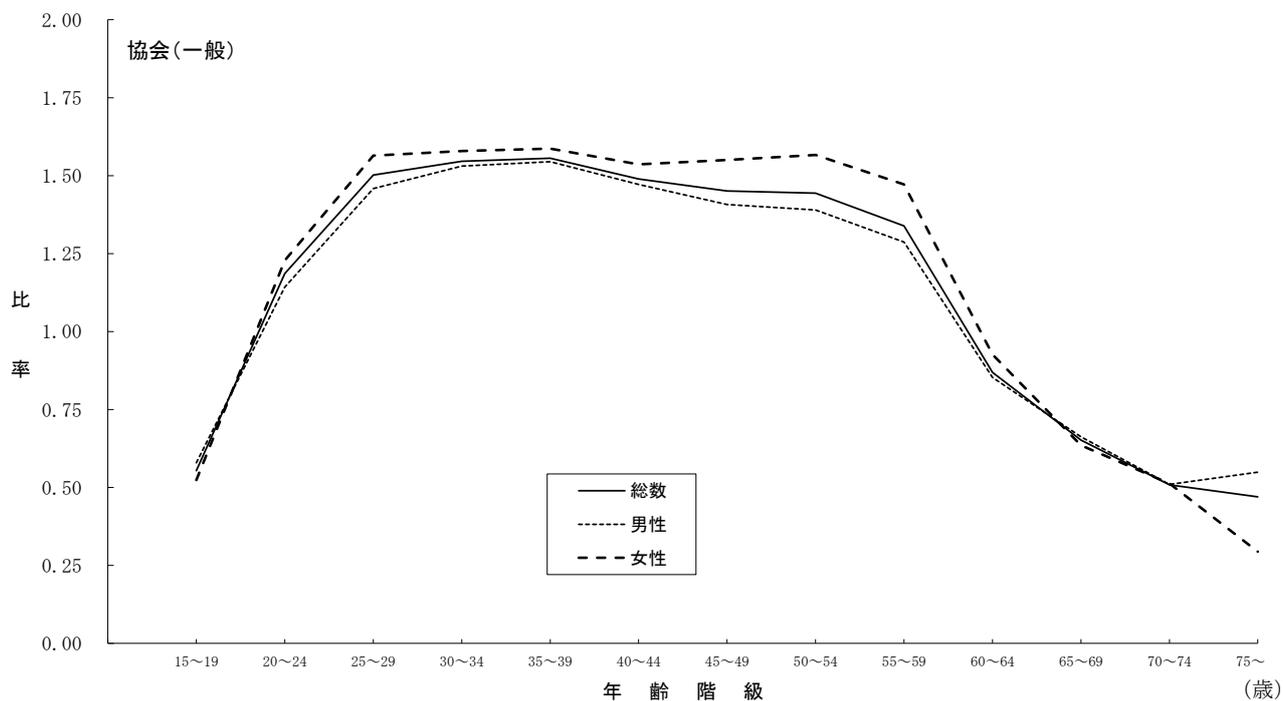
(2) 組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	円 367,333	円 414,638	円 260,982	円 993,762	円 1,207,046	円 528,704	2.705	2.911	2.026
15～19歳	183,266	187,877	170,566	184,221	201,671	136,151	1.005	1.073	0.798
20～24	225,530	239,922	206,830	388,994	459,949	296,647	1.725	1.917	1.434
25～29	277,350	297,416	246,184	630,294	719,221	490,632	2.273	2.418	1.993
30～34	320,862	352,429	264,987	774,565	925,626	506,203	2.414	2.626	1.910
35～39	364,820	405,952	276,711	975,771	1,161,708	574,669	2.675	2.862	2.077
40～44	407,533	459,747	280,304	1,193,177	1,412,033	657,047	2.928	3.071	2.344
45～49	449,604	513,127	283,667	1,379,001	1,662,912	640,328	3.067	3.241	2.257
50～54	463,008	530,035	276,263	1,452,167	1,768,124	575,757	3.136	3.336	2.084
55～59	457,960	516,952	264,114	1,336,069	1,577,817	547,291	2.917	3.052	2.072
60～64	331,231	357,408	231,495	613,019	691,440	360,582	1.851	1.935	1.558
65～69	312,860	327,296	233,622	500,875	545,589	374,075	1.601	1.667	1.601
70～74	295,652	304,138	243,250	181,224	222,925	85,130	0.613	0.733	0.350
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成24年10月1日現在）



## 9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12-1及び図7である。

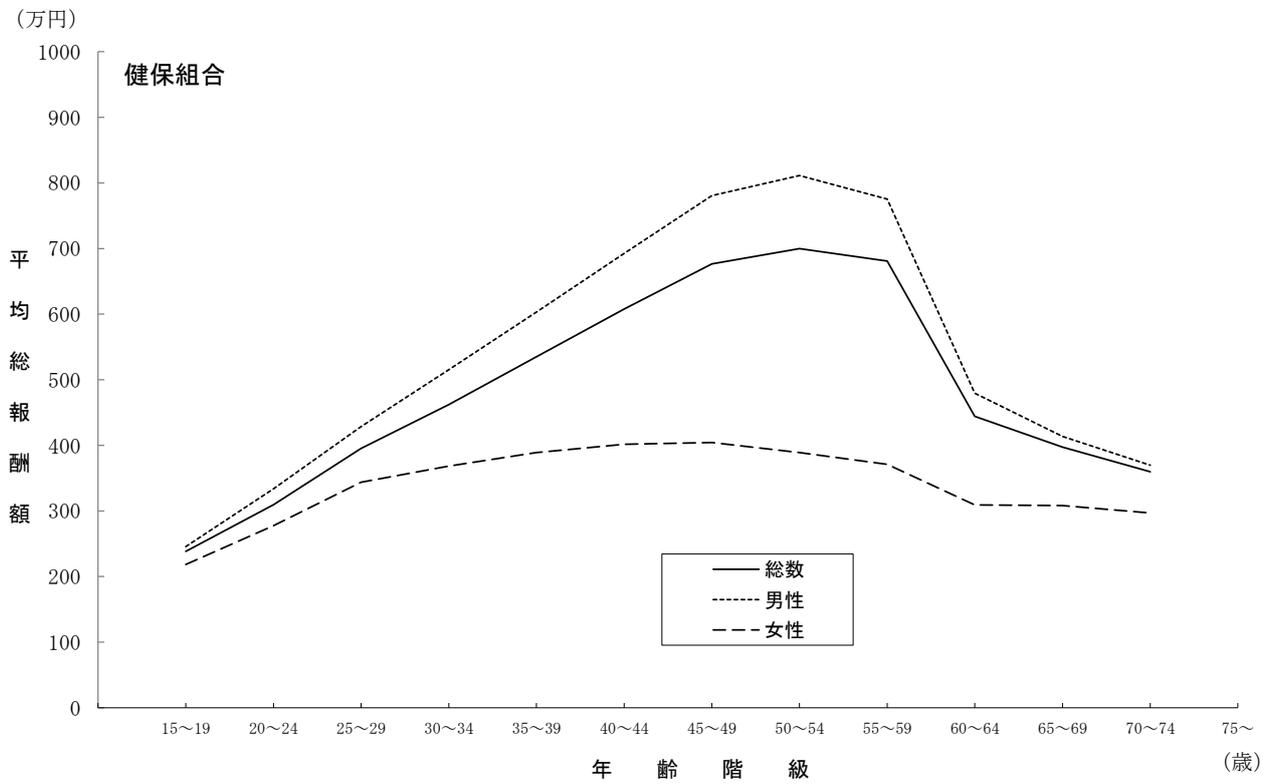
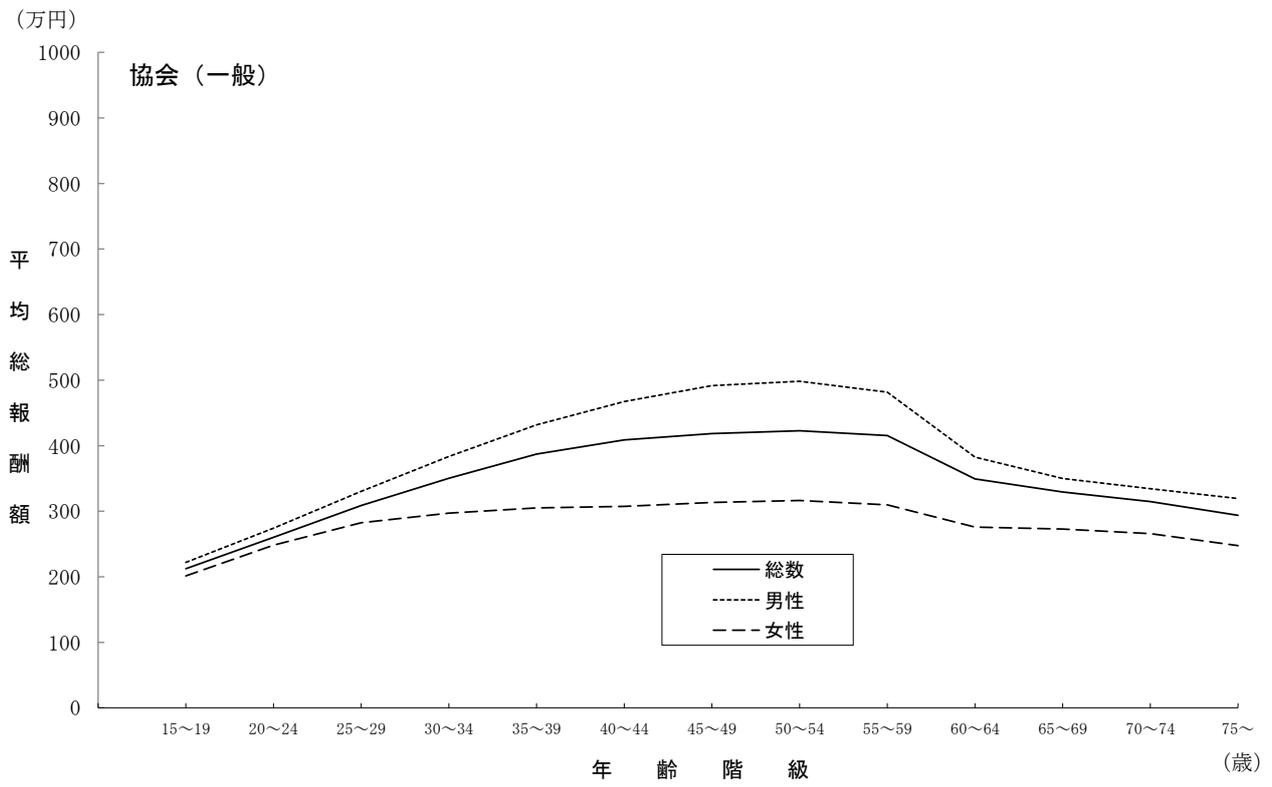
年齢階級の分布をみると、男性は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークとなる年齢階級は、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が4,984,394円、組合健保が8,114,089円となっている。女性の平均総報酬額についても男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）は50～54歳、組合健保は45～49歳でピークとなっているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による格差があまりみられない。

組合健保の協会（一般）に対する比率をみると、男性は50～54歳、女性は40～44歳の階級が最も差が大きく、男性が約1.63倍、女性が約1.31倍となっており、また、平均では男性が約1.46倍、女性が約1.24倍となっている。

表12-1 年齢階級別平均総報酬額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	3,704,816	4,186,754	2,946,233	5,364,616	6,126,595	3,651,563	1.448	1.463	1.239
15～19	2,121,918	2,220,295	2,012,484	2,383,417	2,456,192	2,182,943	1.123	1.106	1.085
20～24	2,602,041	2,741,463	2,481,837	3,094,386	3,338,205	2,777,589	1.189	1.218	1.119
25～29	3,088,283	3,303,926	2,825,131	3,954,500	4,286,772	3,438,436	1.280	1.297	1.217
30～34	3,503,669	3,837,052	2,969,477	4,622,331	5,152,929	3,683,176	1.319	1.343	1.240
35～39	3,870,662	4,318,491	3,049,691	5,349,557	6,030,898	3,890,074	1.382	1.397	1.276
40～44	4,088,786	4,673,644	3,074,484	6,077,975	6,924,547	4,015,147	1.486	1.482	1.306
45～49	4,185,699	4,917,040	3,133,697	6,764,853	7,807,282	4,041,815	1.616	1.588	1.290
50～54	4,226,305	4,984,394	3,162,834	6,998,063	8,114,089	3,888,730	1.656	1.628	1.230
55～59	4,154,335	4,818,111	3,095,684	6,809,172	7,752,208	3,710,404	1.639	1.609	1.199
60～64	3,493,287	3,825,349	2,758,119	4,441,225	4,795,681	3,090,745	1.271	1.254	1.121
65～69	3,293,367	3,499,316	2,727,710	3,974,735	4,137,389	3,081,944	1.207	1.182	1.130
70～74	3,148,627	3,342,909	2,658,257	3,595,808	3,697,486	2,967,950	1.142	1.106	1.117
75歳以上	2,937,212	3,195,215	2,474,891	-	-	-	-	-	-

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成24年10月1日現在）



次に平成24年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12-2である。

これによると、平均総報酬額は、協会（一般）の総数は0.03%増、男性は0.08%増、女性は0.20%増、組合健保の総数は0.50%増、男性は0.60%増、女性は0.30%増となっている。この伸び率を要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は0.01%減、女性は0.16%増、組合健保の男性は0.63%増、女性は0.04%減、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.09%増、女性は0.04%増、組合健保の男性は0.03%減、女性は0.35%増となっている。

なお、報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成23年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12-2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成23年 平均総報酬額 (円)	平成24年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	3,703,683	3,704,816	0.03	▲ 0.06	0.09
男性	4,183,201	4,186,754	0.08	▲ 0.01	0.09
女性	2,940,272	2,946,233	0.20	0.16	0.04

(2) 組合健保

	平成23年 平均総報酬額 (円)	平成24年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,337,956	5,364,616	0.50	0.26	0.24
男性	6,090,078	6,126,595	0.60	0.63	▲ 0.03
女性	3,640,513	3,651,563	0.30	▲ 0.04	0.35

## 10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数で見ると、協会（一般）は0.373、組合健保は0.187となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高くなっている。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については協会（一般）、組合健保ともに年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が30～34歳で0.301、組合健保が45～49歳で0.094となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、協会（一般）は75歳以上で0.861、組合健保は70～74歳で0.717となっている。女性についても男性と同様の傾向であり、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が25～29歳で0.324、組合健保が55～59歳で0.251となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は、協会（一般）が75歳以上で0.873、組合健保が70～74歳で0.739となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成24年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.373	0.378	0.365	0.187	0.139	0.293
15～19歳	0.404	0.376	0.435	0.211	0.171	0.321
20～24	0.351	0.350	0.353	0.247	0.184	0.329
25～29	0.316	0.309	0.324	0.202	0.148	0.286
30～34	0.312	0.301	0.329	0.203	0.143	0.310
35～39	0.317	0.307	0.337	0.171	0.110	0.301
40～44	0.341	0.335	0.352	0.147	0.104	0.253
45～49	0.356	0.363	0.347	0.148	0.094	0.290
50～54	0.363	0.377	0.344	0.143	0.097	0.272
55～59	0.389	0.405	0.362	0.161	0.133	0.251
60～64	0.505	0.519	0.474	0.337	0.338	0.334
65～69	0.642	0.651	0.619	0.514	0.516	0.507
70～74	0.764	0.768	0.754	0.724	0.717	0.739
75歳以上	0.866	0.861	0.873	-	-	-

（注1）標準賞与額0円の割合については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

## 1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間（資格取得後平成24年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）17.6%、組合健保13.4%となっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にあるが、学卒者の新規加入の影響により、25歳未満で1年未満の被保険者が多くなっている。また、定年後の再就職による加入の影響により、60歳以上65歳未満の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成24年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	17.6	82.4	100.0	13.4	86.6
15～19歳	100.0	75.4	24.6	100.0	75.4	24.6
20～24	100.0	40.6	59.4	100.0	36.9	63.1
25～29	100.0	24.2	75.8	100.0	17.3	82.7
30～34	100.0	18.1	81.9	100.0	14.3	85.7
35～39	100.0	15.1	84.9	100.0	11.4	88.6
40～44	100.0	14.3	85.7	100.0	9.4	90.6
45～49	100.0	13.4	86.6	100.0	9.2	90.8
50～54	100.0	11.9	88.1	100.0	7.4	92.6
55～59	100.0	10.7	89.3	100.0	7.3	92.7
60～64	100.0	17.6	82.4	100.0	16.2	83.8
65～69	100.0	14.7	85.3	100.0	4.6	95.4
70～74	100.0	9.8	90.2	100.0	3.5	96.5
75歳以上	100.0	3.4	96.6	-	-	-

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数をみると組合健保の方がやや大きい。また、年齢階級別にみると、協会（一般）は75歳以上、組合健保は65～69歳で最も小さくなっており、協会（一般）は50～54歳で、組合健保は45～49歳の階級で最も大きくなっている。また、35～69歳では、組合健保よりも協会（一般）の方が概ね比率が大きい傾向にある。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④／③
総数	円 219,233	円 290,159	1.324	円 278,623	円 381,046	1.368
15～19歳	164,169	183,875	1.120	174,680	209,551	1.200
20～24	188,063	203,725	1.083	204,519	237,821	1.163
25～29	209,703	234,924	1.120	240,045	285,131	1.188
30～34	226,688	265,891	1.173	286,186	326,627	1.141
35～39	234,759	294,775	1.256	304,685	372,576	1.223
40～44	236,232	314,542	1.331	318,133	416,810	1.310
45～49	237,757	322,758	1.358	337,637	460,888	1.365
50～54	237,287	324,989	1.370	356,579	471,499	1.322
55～59	237,456	320,633	1.350	421,844	460,812	1.092
60～64	222,030	283,207	1.276	276,942	341,738	1.234
65～69	206,750	271,610	1.314	288,222	314,054	1.090
70～74	197,762	258,729	1.308	179,400	299,848	1.671
75歳以上	242,613	235,438	0.970	-	-	-

また、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。

平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数をみると協会（一般）の方が大きい。また、年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに60～64歳で最も小さくなっており、協会（一般）は15～19歳で、組合健保は65～69歳の階級で最も大きくなっている。また、25～64歳では、組合健保よりも協会（一般）の方が概ね比率が大きい傾向にある。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	56,631	440,591	7.780	215,201	1,117,119	5.191
15～19歳	29,972	288,307	9.619	56,027	576,653	10.292
20～24	42,285	364,572	8.622	65,484	578,992	8.842
25～29	57,589	432,959	7.518	126,004	735,753	5.839
30～34	61,450	472,388	7.687	181,787	872,889	4.802
35～39	61,481	509,890	8.293	214,100	1,073,833	5.016
40～44	60,419	514,202	8.511	312,589	1,284,550	4.109
45～49	62,262	508,736	8.171	332,558	1,483,172	4.460
50～54	66,165	503,193	7.605	346,326	1,539,766	4.446
55～59	63,634	455,596	7.160	494,161	1,403,788	2.841
60～64	70,966	256,364	3.612	430,373	655,452	1.523
65～69	19,022	170,383	8.957	19,643	528,601	26.911
70～74	14,156	126,735	8.953	40,556	200,119	4.934
75歳以上	19,387	112,190	5.787	-	-	-

（注1）平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

## 12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したのが表17である。

業態の大分類による被保険者総数に占める割合を高い順にみると、協会（一般）は製造業の19.4%、医療・福祉の16.6%、卸売・小売業の14.5%、組合健保は製造業の33.4%（うち機械器具が17.4%）、卸売・小売業の15.3%、サービス業の9.9%となっている。

扶養率の高い業態は、協会（一般）では建設業の1.113、鉱業・採石業・砂利採取業の1.086、組合健保では鉱業・採石業・砂利採取業の1.583、電気・ガス・熱供給・水道業の1.452であり、逆に低い業態は、協会（一般）では公務の0.339、組合健保では医療、福祉の0.481となっている。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業の325,942円、組合健保は鉱業・採石業・砂利採取業の561,667円、であり逆に最も低い業態は、協会（一般）では公務の186,031円、組合健保では宿泊業、飲食サービス業の280,283円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）は約1.75倍、組合健保は約2.00倍となっている。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業、組合健保は鉱業・採石業・砂利採取業であり、協会（一般）は620,944円、組合健保は1,807,167円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）では公務の143,188円、組合健保では宿泊業・飲食サービス業の393,755円となり、また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約4.34倍、組合健保が約4.59倍となっている。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.758	277,658	379,192	100.0	0.869	367,333	993,762
農 林 水 産 業	0.9	0.841	251,886	333,902	0.3	0.682	299,776	958,570
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	1.086	310,568	387,317	0.0	1.583	561,667	1,807,167
建 設 業	8.9	1.113	311,744	296,571	3.1	1.117	410,167	1,157,436
製 造 業	19.4	0.839	285,468	446,939	33.4	1.021	388,880	1,255,635
食 料 品	3.8	0.649	245,295	341,285	2.1	0.786	326,532	972,818
繊維工業・繊維製品	1.0	0.567	228,703	240,238	0.6	0.644	291,667	612,397
木 材 ・ 木 製 品	0.7	0.917	264,238	271,654	0.2	1.015	324,303	679,924
化 学 工 業	2.0	0.893	299,979	556,128	6.5	0.998	397,056	1,467,345
金 属 工 業	2.4	0.967	310,418	475,082	2.3	1.100	376,411	1,040,870
機 械 器 具	6.3	0.907	302,570	534,429	17.4	1.085	404,360	1,328,604
そ の 他	3.0	0.874	295,701	417,392	4.3	0.918	366,275	1,001,751
電気・ガス・熱供給・水道業	0.6	1.047	319,798	620,944	1.4	1.452	530,881	1,692,336
情 報 通 信 業	1.9	0.756	325,942	358,298	9.0	0.779	409,648	817,976
運 輸 業 、 郵 便 業	7.8	0.954	274,225	239,827	6.9	1.066	362,093	834,128
卸 売 業 、 小 売 業	14.5	0.801	287,435	384,358	15.3	0.734	315,736	744,538
金 融 業 、 保 険 業	0.7	0.868	321,267	574,869	7.6	0.812	409,126	1,219,706
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	2.2	0.824	298,823	339,512	1.4	0.890	392,968	1,018,106
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	3.6	0.764	316,949	433,812	1.3	0.962	423,995	982,342
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	3.1	0.638	250,060	174,165	1.2	0.673	280,283	393,755
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	3.1	0.627	267,395	251,549	0.9	0.627	307,863	610,384
教 育 、 学 習 支 援 業	1.6	0.458	261,861	345,173	0.3	0.686	404,744	1,304,326
医 療 、 福 祉	16.6	0.465	265,934	521,353	3.3	0.481	365,966	786,715
複 合 サ ー ビ ス 業	1.1	0.752	247,826	570,242	0.8	0.712	314,700	881,802
サ ー ビ ス 業	9.7	0.708	261,020	305,515	9.9	0.615	317,553	621,607
公 務	2.7	0.339	186,031	143,188	0.2	0.691	294,618	787,800
任 意 継 続 分	1.7	0.920	211,172	-	1.9	0.826	288,801	-
特 例 退 職 分	-	-	-	-	1.8	0.732	261,333	-

（注1）業態別総数における平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

### 13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者構成割合が高い規模は、協会（一般）では規模100～299人の17.4%であり、また、規模100人未満の割合は61.1%となっている。一方、組合健保では規模1,000人以上が49.9%と最も高く、また、規模100人以上の割合は84.5%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

規模別の扶養率は、協会（一般）は規模が大きくなるにつれ扶養率は概ね減少の傾向にあり、規模5人未満の0.884が最も高くなっている。一方、組合健保は規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、その中でも規模20～29人が0.960と最も高くなっている。

規模と平均標準報酬月額との関係を見ると、協会（一般）は規模10～19人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれ概ね減少傾向となるが、組合健保は5～9人でピークを迎えたのち500人以上で再び上昇している。

また、規模と平均標準賞与額との関係を見ると、協会（一般）、組合健保とも規模が大きくなるに伴い高くなる傾向にある。協会（一般）では規模300～499人の527,649円、組合健保では規模1,000人以上の1,177,458円が最も高くなっている。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.758	277,658	379,192	100.0	0.869	367,333	993,762
1～4人	8.5	0.884	268,071	129,763	0.4	0.768	379,500	289,268
5～9	10.1	0.823	296,770	234,725	0.7	0.651	389,319	400,052
10～19	12.3	0.820	297,067	302,350	1.4	0.800	380,764	508,941
20～29	7.8	0.792	288,163	350,520	1.3	0.960	361,320	516,844
30～49	9.5	0.789	283,160	381,434	2.5	0.861	355,616	597,822
50～99	12.9	0.744	272,843	423,218	5.6	0.803	350,714	692,744
100～299	17.4	0.703	271,115	480,389	14.1	0.796	343,991	788,421
300～499	6.3	0.674	275,374	527,649	8.6	0.850	346,581	863,839
500～999	6.2	0.656	271,930	522,655	11.9	0.870	364,320	950,757
1,000人以上	7.4	0.617	257,844	454,417	49.9	0.911	386,901	1,177,458
任意継続分	1.7	0.920	211,172	・	1.9	0.826	288,801	-
特例退職分	・	・	・	・	1.8	0.732	261,333	-

（注1）規模別総数における平均標準賞与額については、任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額のことである。

## 1 4. 被保険者数の推移について

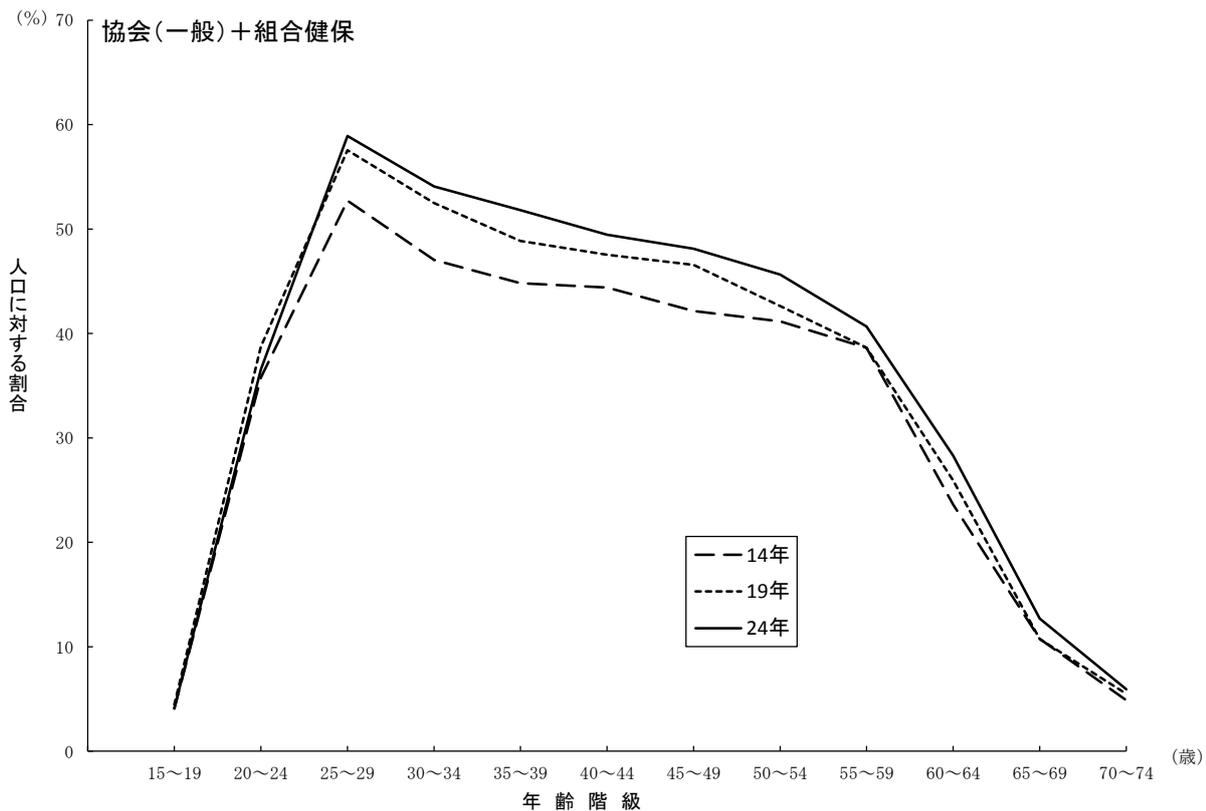
### 1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8-1、8-2である。

被保険者割合を協会（一般）と組合健保の計でみると、平成14年から19年にかけてはいずれの年齢階級においても概ね増加しており、平成19年から24年にかけては20歳代後半以降概ね増加している。これらはそれぞれの期間の雇用環境の改善が影響しているものと考えられる。

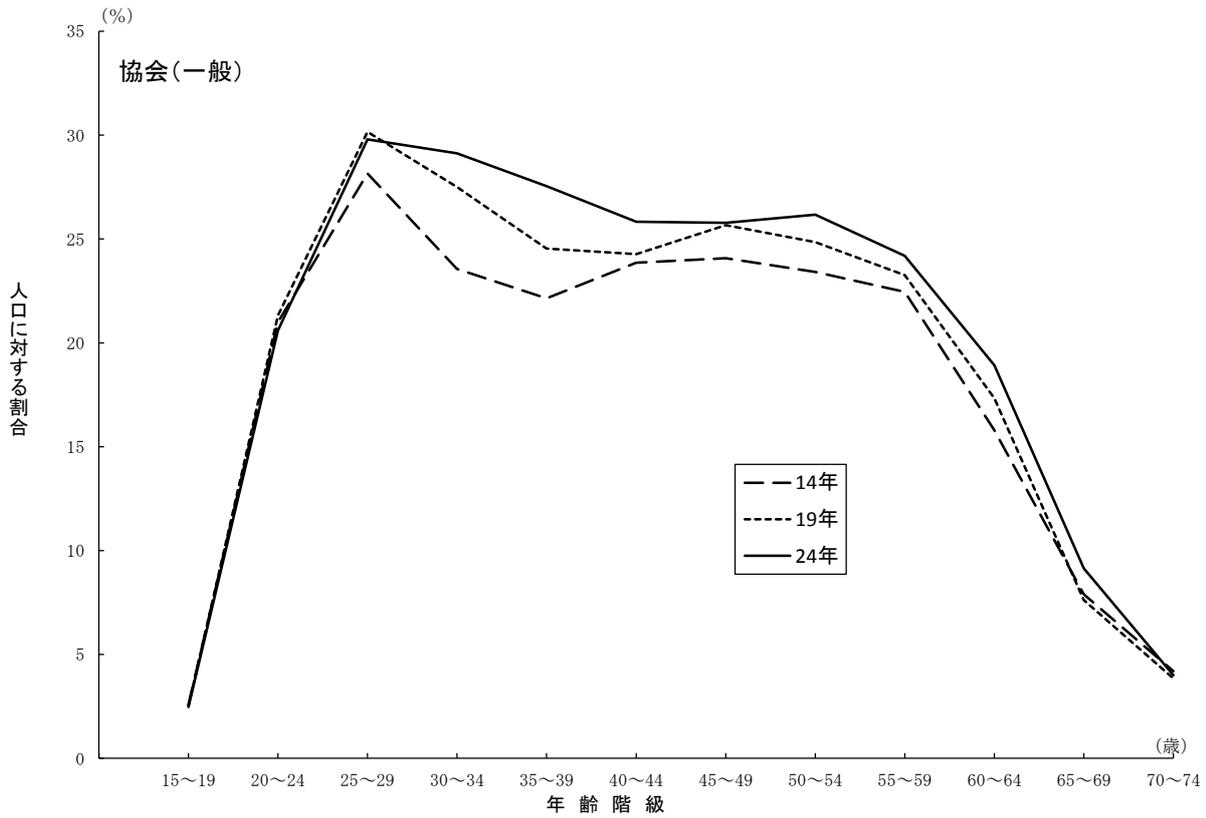
また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は平成14年から19年にかけては60歳後半以降を除き概ね増加しており、平成19年から24年にかけては20歳代後半以降概ね増加している。一方、組合健保は平成14年から19年にかけては50～60歳未満を除き概ね増加しており、平成19年から24年にかけては20歳代後半以降概ね増加している。

図8-1 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移  
（各年10月1日現在）

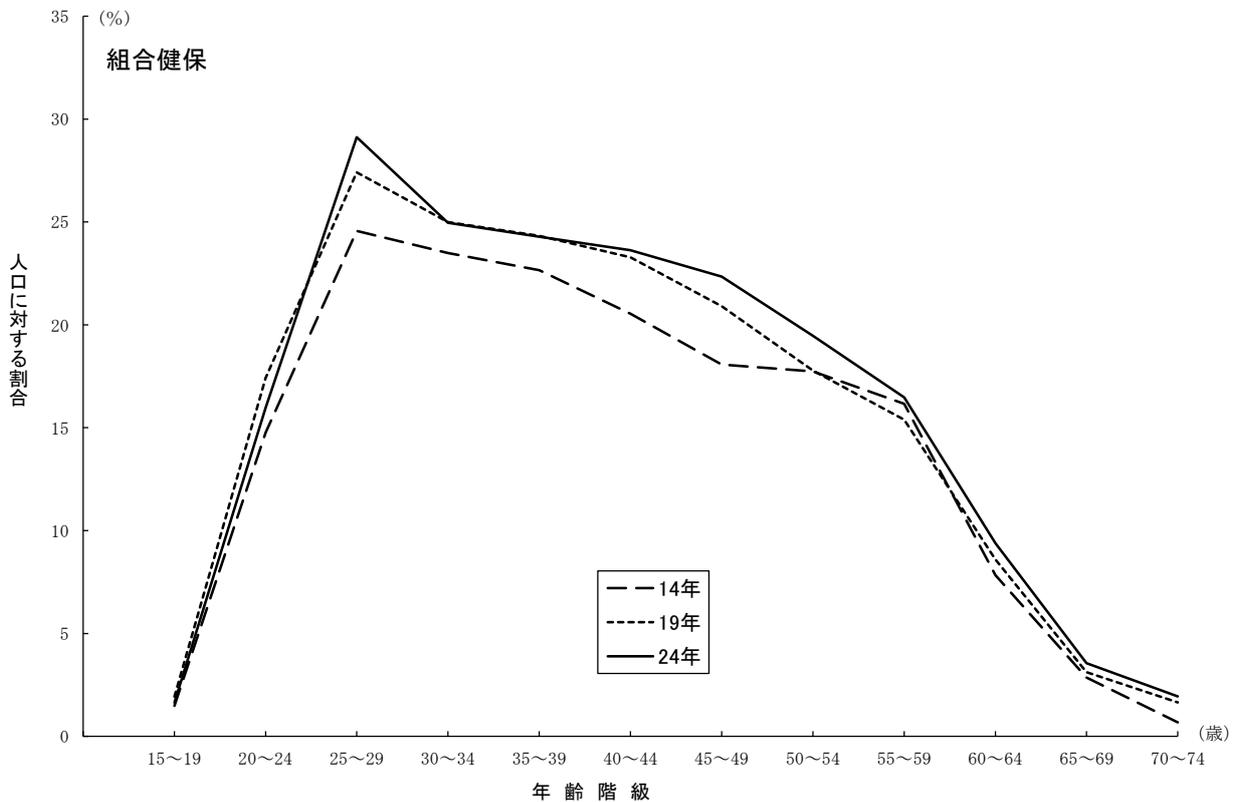


（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図8-2 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移  
（各年10月1日現在）



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



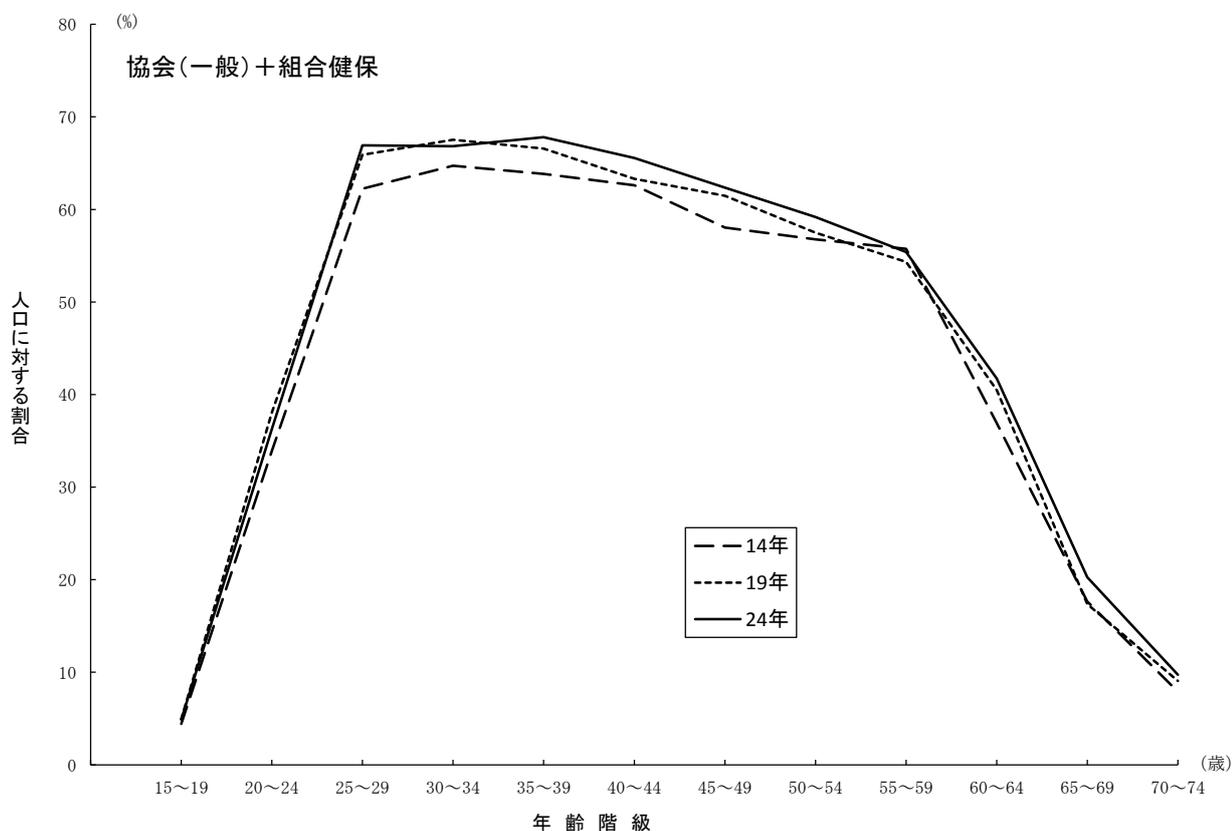
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性について被保険者割合を協会（一般）と組合健保との計でみると、平成14年から19年にかけては50歳代前半と60歳代後半以降減少しており、平成19年から平成24年にかけては20歳代以降概ね増加している。

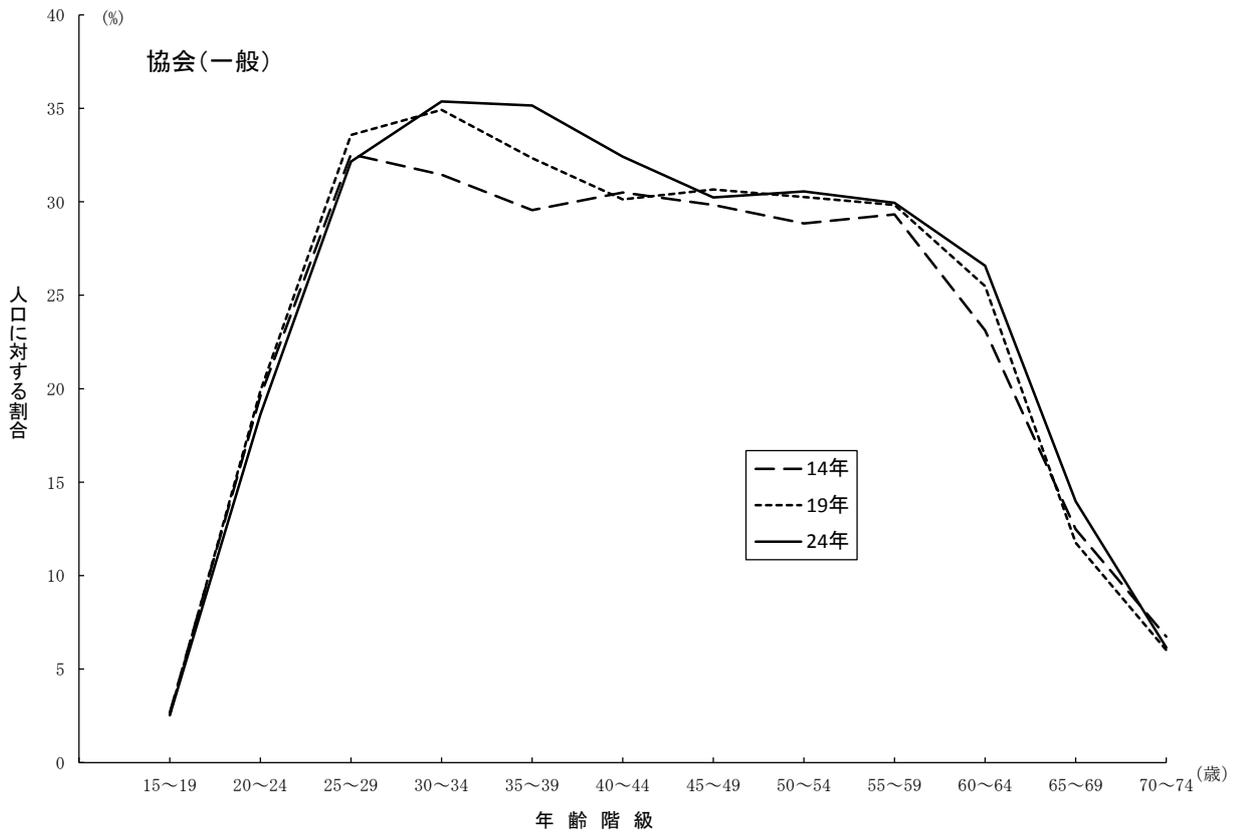
また、男性人口に対する被保険者割合を協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、平成14年から19年にかけては協会（一般）は30歳代前半、組合健保においては20歳代前半と40歳代前半の減少幅が大きくなっており、平成19年から平成24年にかけては、協会（一般）の20歳代は減少しているが、組合健保は概ね増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)

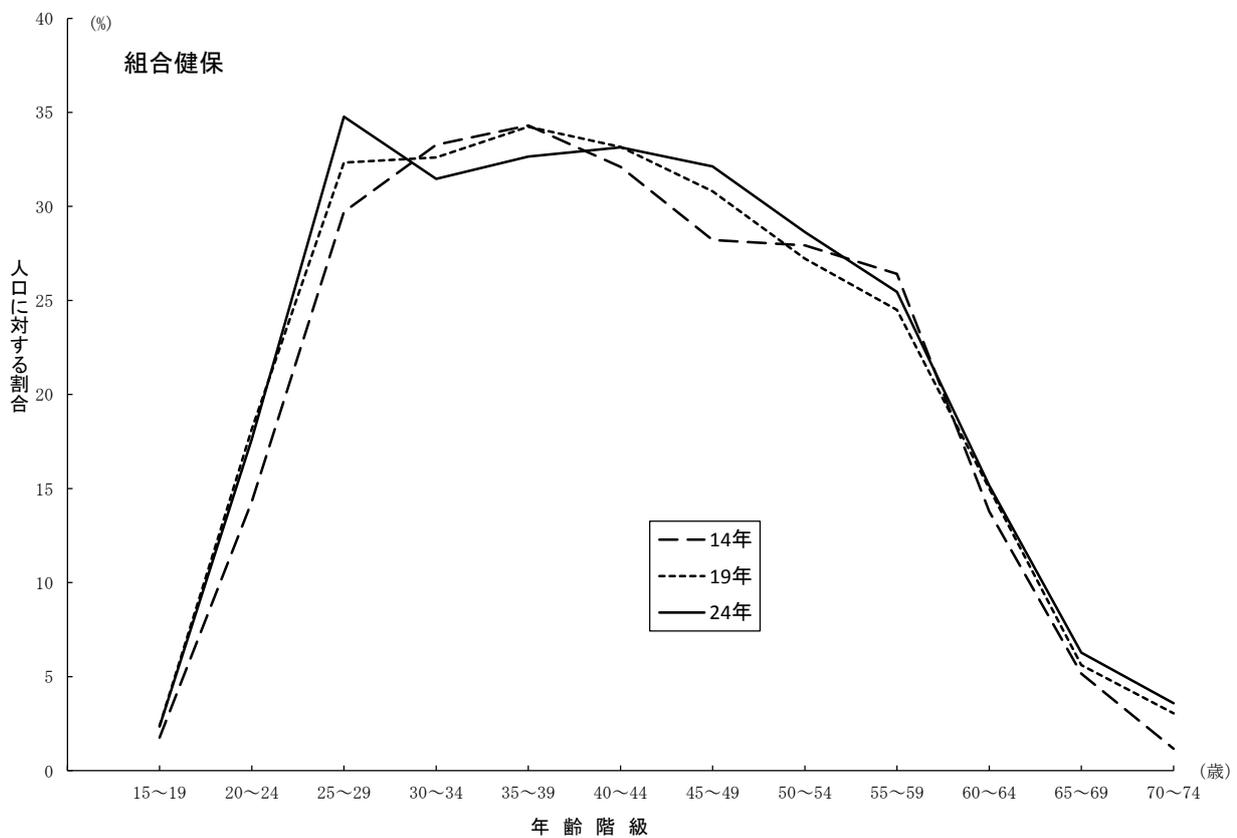


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図9-2 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



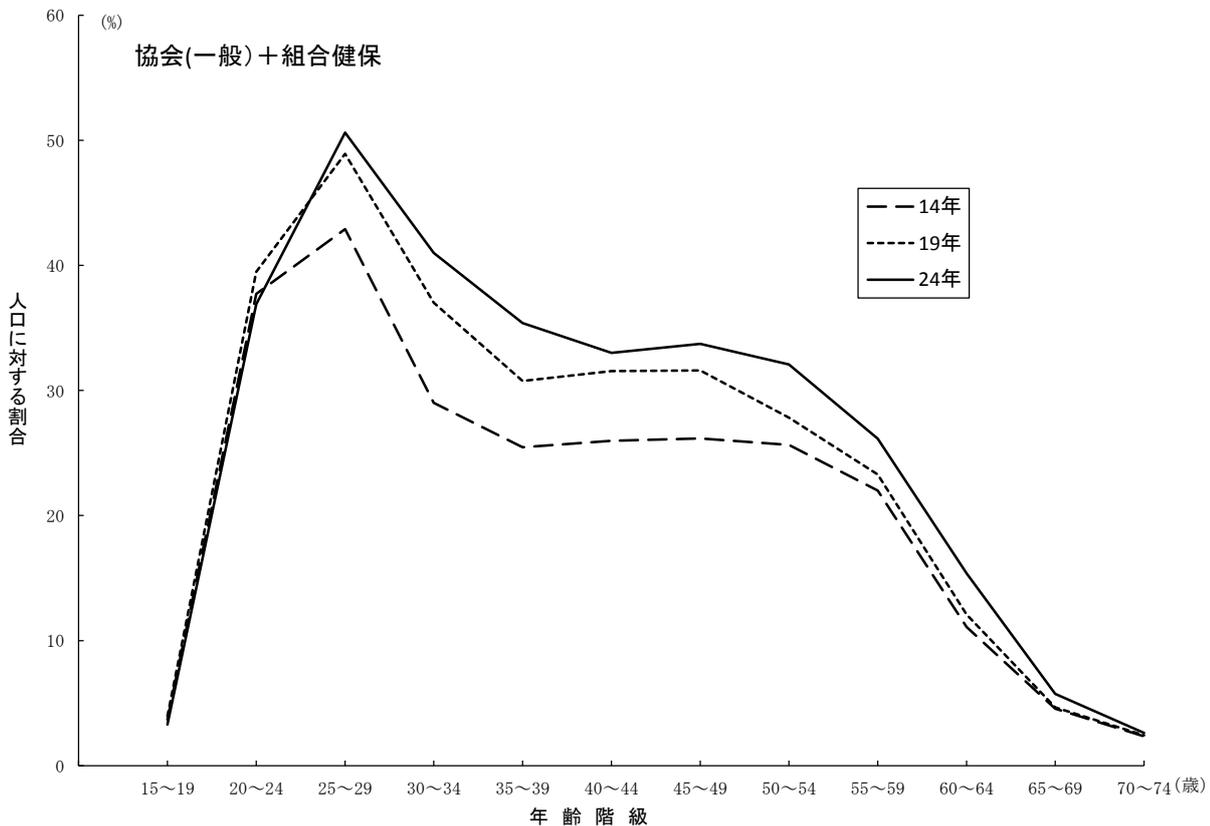
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図10-1、10-2である。

女性について被保険者割合を協会（一般）と組合健保との計でみると、平成14年から平成19年にかけては、概ね増加している。平成19年から平成24年にかけては20歳代後半以降全年齢階級で増加しており、30歳代から50歳代にかけては増加の幅が男性よりも大きくなっている。これらはそれぞれの期間の雇用環境の変化が男性と同様にあるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

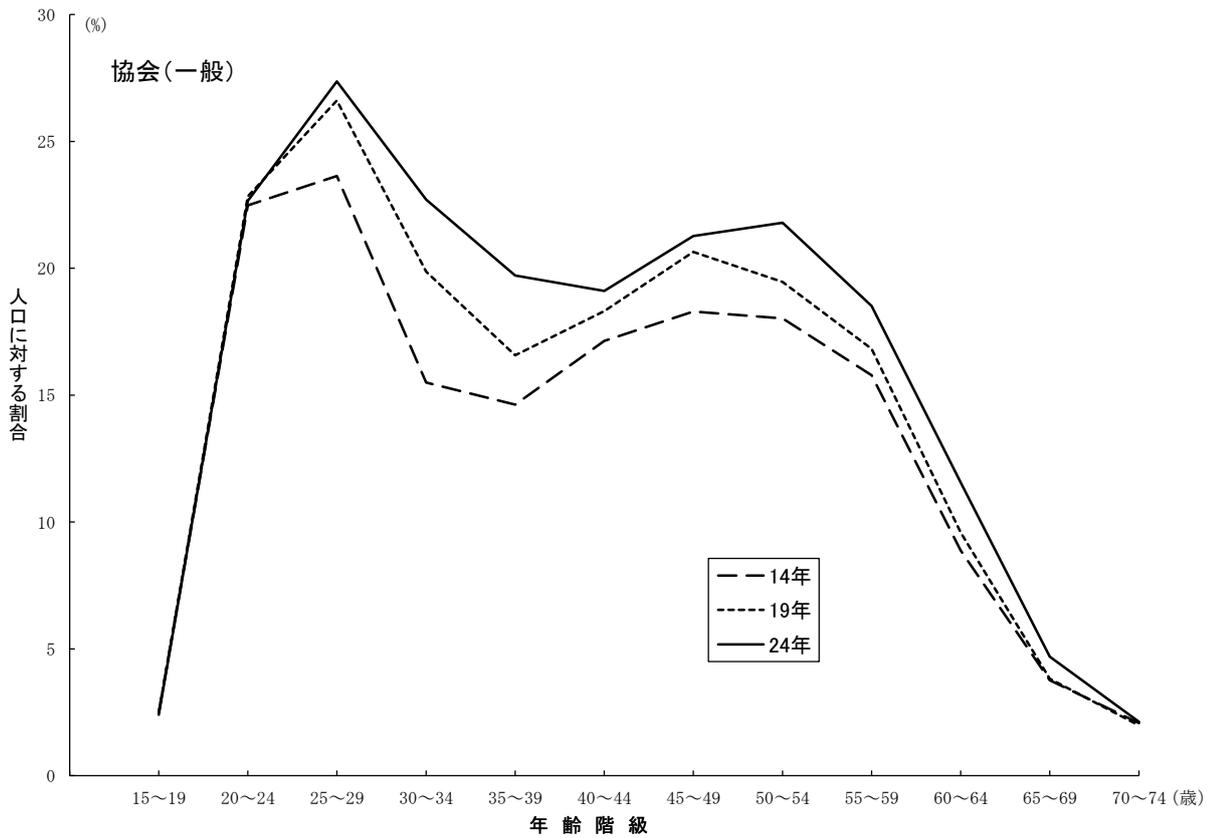
また、女性人口に対する被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれを平成24年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに25歳以上30歳未満でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対し、協会（一般）は40歳代で再び増加に転じ、45歳以上50歳未満で再びピークを迎えた後に減少に転じている。

図10-1 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)

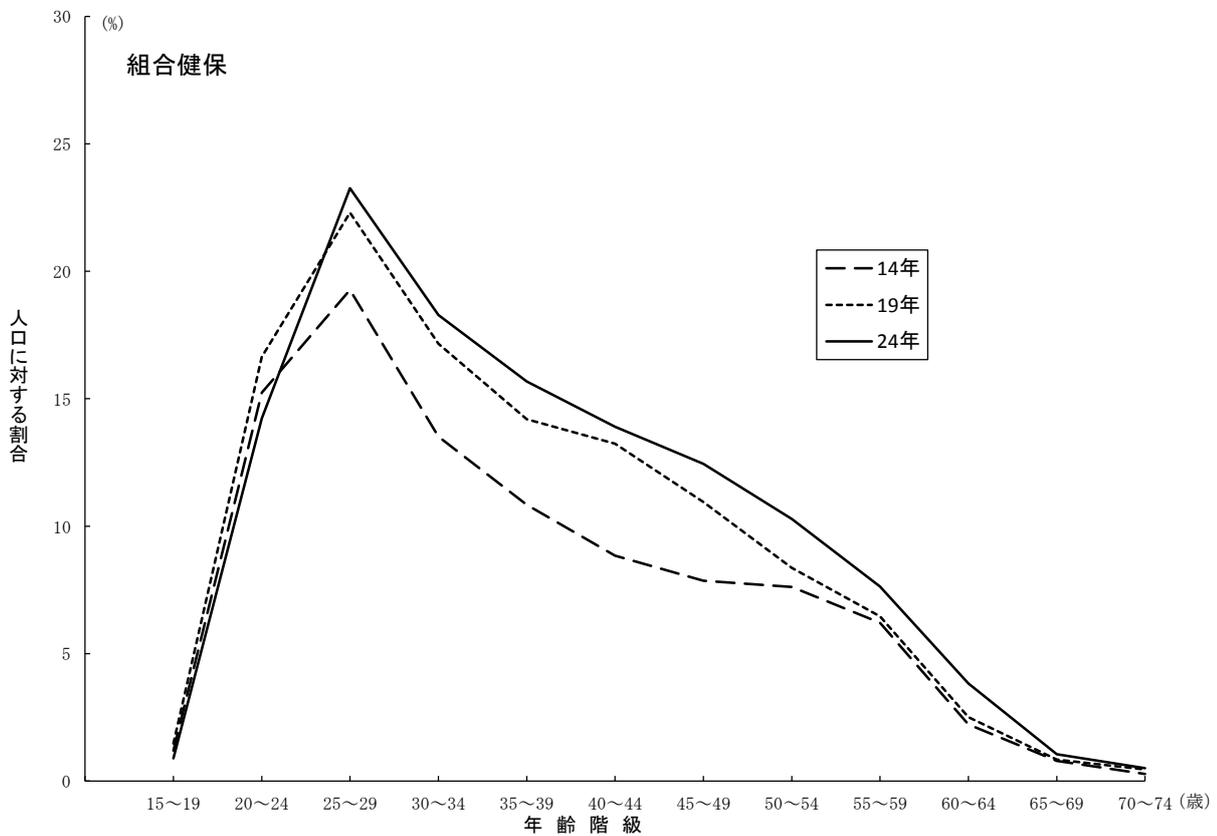


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）と組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20歳代で大きく増加し、定年退職の影響で60歳代で大きく減少している。被保険者割合が増加したのは、平成14年から平成19年にかけては30歳未満及び35～54歳のコーホートであったが、平成19年から平成24年にかけては30歳未満及び40～49歳のコーホートで増加している。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、各年齢階級で減少が比較的多くみられ、これは雇用環境の悪化の影響と考えられる。60～64歳が2.3%と比較的に大きくプラスとなっており、高齢者雇用の進展がみられる。

また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれをみると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と概ね同様の傾向を示している。

表19 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.1	4.5	4.1	-	-	-
20～24	35.8	38.7	36.6	34.7	32.1	-2.6
25～29	52.7	57.6	58.9	21.8	20.2	-1.6
30～34	47.0	52.5	54.1	-0.2	-3.5	-3.2
35～39	44.8	48.9	51.8	1.8	-0.7	-2.5
40～44	44.4	47.5	49.5	2.7	0.6	-2.1
45～49	42.1	46.6	48.1	2.2	0.6	-1.6
50～54	41.2	42.6	45.6	0.5	-0.9	-1.4
55～59	38.6	38.6	40.7	-2.5	-2.0	0.5
60～64	23.6	25.9	28.3	-12.7	-10.3	2.3
65～69	10.8	10.7	12.7	-12.9	-13.2	-0.3
70～74	4.9	5.5	5.9	-5.3	-4.8	0.5

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.6	2.5	2.5	-	-	-
20～24	21.0	21.3	20.6	18.7	18.1	-0.7
25～29	28.2	30.2	29.8	9.2	8.5	-0.7
30～34	23.6	27.5	29.1	-0.7	-1.0	-0.4
35～39	22.1	24.5	27.5	1.0	0.0	-0.9
40～44	23.9	24.3	25.8	2.1	1.3	-0.8
45～49	24.1	25.7	25.8	1.8	1.5	-0.3
50～54	23.4	24.8	26.2	0.8	0.5	-0.3
55～59	22.5	23.3	24.2	-0.2	-0.7	-0.5
60～64	15.8	17.3	18.9	-5.1	-4.3	0.8
65～69	7.9	7.6	9.1	-8.2	-8.2	0.0
70～74	4.2	3.8	4.0	-4.1	-3.6	0.4

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.5	1.9	1.6	-	-	-
20～24	14.8	17.4	16.0	15.9	14.0	-1.9
25～29	24.6	27.4	29.1	12.6	11.7	-0.9
30～34	23.5	25.0	25.0	0.4	-2.4	-2.9
35～39	22.7	24.3	24.3	0.8	-0.7	-1.5
40～44	20.5	23.3	23.6	0.6	-0.7	-1.3
45～49	18.1	20.9	22.3	0.4	-0.9	-1.3
50～54	17.7	17.8	19.5	-0.3	-1.4	-1.2
55～59	16.2	15.4	16.5	-2.4	-1.3	1.1
60～64	7.8	8.6	9.4	-7.6	-6.0	1.6
65～69	2.9	3.1	3.6	-4.7	-5.0	-0.3
70～74	0.7	1.7	1.9	-1.2	-1.2	0.0

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

被保険者割合をコーホートでみると、男女総数と同様に、学卒者の新規加入の影響により20歳代で大きく増加し、定年退職の影響で60歳代で大きく減少している。協会（一般）と組合健保の計で被保険者割合が増加したのは、平成14年から平成19年及び平成19年から平成24年ともに40歳未満のコーホートであった。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計でみると、20～30代のコーホートが大きくマイナスとなっており、これは若年層の雇用環境の悪化の影響と考えられる。また、男女総数と比べ60～64歳が2.7%とやや大きくプラスとなっており、高齢者雇用の進展については特に男性被保険者においてみられることが分かる。

被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれをみると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と概ね同様の傾向を示しているが、コーホートでみた増減をみると、協会（一般）は65～69歳で大きく減少するのに対し、組合健保については60歳から大きく減少し始め、退職の時期が協会（一般）と組合健保とで異なっているものと考えられる。

表20 コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.4	4.9	4.9	-	-	-
20～24	33.9	38.1	36.3	33.6	31.3	-2.3
25～29	62.3	65.9	66.9	32.0	28.9	-3.1
30～34	64.7	67.5	66.8	5.3	0.9	-4.4
35～39	63.9	66.6	67.8	1.8	0.3	-1.6
40～44	62.6	63.3	65.6	-0.5	-1.0	-0.5
45～49	58.0	61.5	62.4	-1.1	-0.9	0.2
50～54	56.8	57.5	59.2	-0.6	-2.3	-1.7
55～59	55.7	54.3	55.4	-2.4	-2.1	0.4
60～64	36.9	40.5	41.7	-15.3	-12.6	2.7
65～69	17.6	17.4	20.3	-19.5	-20.2	-0.7
70～74	7.9	9.1	9.7	-8.6	-7.6	0.9

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.7	2.6	2.5	-	-	-
20～24	19.6	19.9	18.6	17.2	16.1	-1.2
25～29	32.5	33.6	32.1	14.0	12.3	-1.7
30～34	31.5	34.9	35.4	2.4	1.8	-0.6
35～39	29.5	32.3	35.1	0.9	0.2	-0.7
40～44	30.5	30.1	32.4	0.6	0.1	-0.5
45～49	29.8	30.7	30.2	0.2	0.1	-0.1
50～54	28.8	30.3	30.6	0.4	-0.1	-0.5
55～59	29.3	29.8	29.9	1.0	-0.3	-1.3
60～64	23.1	25.5	26.6	-3.8	-3.3	0.6
65～69	12.5	11.8	14.0	-11.4	-11.5	-0.1
70～74	6.7	6.0	6.2	-6.5	-5.6	0.9

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.8	2.4	2.4	-	-	-
20～24	14.3	18.2	17.6	16.4	15.3	-1.1
25～29	29.7	32.3	34.8	18.0	16.6	-1.4
30～34	33.3	32.6	31.5	2.9	-0.9	-3.8
35～39	34.3	34.2	32.6	1.0	0.0	-0.9
40～44	32.1	33.2	33.1	-1.1	-1.1	0.0
45～49	28.2	30.8	32.1	-1.3	-1.0	0.3
50～54	27.9	27.2	28.6	-1.0	-2.2	-1.2
55～59	26.4	24.5	25.4	-3.4	-1.8	1.6
60～64	13.8	15.0	15.2	-11.4	-9.3	2.1
65～69	5.2	5.6	6.3	-8.2	-8.7	-0.6
70～74	1.2	3.1	3.6	-2.1	-2.0	0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表21である。

被保険者割合をコーホートで見ると、学卒者の新規加入の影響により20歳代前半で大きく増加した後、結婚、出産の影響により一度減少するが、その後、再就職により増加した後、定年退職の影響で大きく減少している。

コーホートでみた増減の差を協会（一般）と組合健保の計で見ると、概ね減少しているが、55歳以降プラスになっている。

また、被保険者割合を協会（一般）と組合健保に分け、それぞれを見ると、どちらも協会（一般）と組合健保の計と概ね同様の傾向を示している。

表21 コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.7	4.0	3.3	-	-	-
20～24	37.7	39.5	36.9	35.8	32.9	-2.9
25～29	42.9	48.9	50.6	11.2	11.1	0.0
30～34	29.0	37.0	41.0	-5.9	-7.9	-2.0
35～39	25.5	30.8	35.4	1.8	-1.6	-3.4
40～44	26.0	31.6	33.0	6.1	2.2	-3.8
45～49	26.2	31.6	33.7	5.6	2.2	-3.5
50～54	25.6	27.8	32.1	1.7	0.5	-1.2
55～59	22.0	23.3	26.1	-2.4	-1.7	0.7
60～64	11.1	12.1	15.4	-9.9	-7.9	2.0
65～69	4.6	4.7	5.7	-6.4	-6.3	0.1
70～74	2.4	2.4	2.6	-2.1	-2.0	0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.5	2.5	2.4	-	-	-
20～24	22.5	22.8	22.7	20.3	20.2	-0.2
25～29	23.6	26.6	27.4	4.1	4.5	0.4
30～34	15.5	19.9	22.7	-3.8	-3.9	-0.1
35～39	14.6	16.6	19.7	1.1	-0.1	-1.2
40～44	17.1	18.3	19.1	3.7	2.5	-1.2
45～49	18.3	20.6	21.3	3.5	3.0	-0.6
50～54	18.0	19.5	21.8	1.2	1.1	0.0
55～59	15.8	16.8	18.5	-1.2	-1.0	0.3
60～64	8.9	9.6	11.6	-6.2	-5.3	0.9
65～69	3.8	3.8	4.7	-5.1	-4.9	0.2
70～74	2.1	2.0	2.1	-1.8	-1.7	0.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成14年	19年	24年	14→19年①	19年→24年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.2	1.5	0.9	-	-	-
20～24	15.2	16.6	14.2	15.5	12.8	-2.7
25～29	19.3	22.3	23.3	7.1	6.6	-0.5
30～34	13.5	17.2	18.3	-2.1	-4.0	-1.9
35～39	10.8	14.2	15.7	0.7	-1.5	-2.2
40～44	8.8	13.2	13.9	2.4	-0.3	-2.7
45～49	7.9	11.0	12.4	2.1	-0.8	-2.9
50～54	7.6	8.4	10.3	0.5	-0.7	-1.2
55～59	6.2	6.5	7.6	-1.2	-0.7	0.4
60～64	2.2	2.5	3.8	-3.7	-2.6	1.1
65～69	0.8	0.8	1.1	-1.4	-1.5	-0.1
70～74	0.3	0.5	0.5	-0.3	-0.3	0.0

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

## 15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

### 1) 子の場合

各年度の男性被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

未婚率の増加や出生率の減少に伴い、同じ年齢階級で見ると子の扶養率は年々減少しているが、その特徴を①20歳～30歳代、②40歳代以降の年齢階級別にコーホートで見ると次のようになる。

#### ① 20歳代～30歳代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。平成19年～平成24年における扶養率の増減をみると、協会（一般）、組合健保ともに30～34歳が最も大きく、次いで35～39歳となっている。また、平成14年～平成19年と平成19年～平成24年の差をみると、協会（一般）は増加傾向にあるが20歳前半は減少しており、組合健保は20歳前半と30歳代は増加傾向しているものの20歳代後半は減少している。これは少子化の影響と考えられる。

#### ② 40歳代以降

40歳代以降は、子の成長により扶養率は減少している。平成24年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに45～49歳となっているが、ピーク時の扶養率は、年々減少している。

また、平成19年～平成24年における扶養率の増減をみると、協会（一般）、組合健保ともに45歳以降は減少している。

表22 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成14年 (75歳以上を除く)	19年 (75歳以上を除く)	24年	14～19①	19～24②	差②-①
総数	0.725	0.660	0.650	-	-	-
15～19歳	0.018	0.011	0.011	-	-	-
20～24	0.109	0.099	0.084	0.081	0.073	-0.007
25～29	0.315	0.310	0.304	0.202	0.206	0.004
30～34	0.730	0.668	0.669	0.353	0.358	0.005
35～39	1.177	0.988	0.956	0.258	0.288	0.029
40～44	1.452	1.217	1.078	0.040	0.090	0.050
45～49	1.401	1.240	1.087	-0.212	-0.129	0.082
50～54	0.893	0.891	0.861	-0.510	-0.379	0.131
55～59	0.408	0.408	0.476	-0.485	-0.415	0.069
60～64	0.171	0.178	0.210	-0.230	-0.198	0.031
65～69	0.089	0.099	0.119	-0.072	-0.059	0.012
70～74	0.061	0.064	0.079	-0.026	-0.019	0.006

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成14年 (75歳以上を除く)	19年 (75歳以上を除く)	24年	14～19①	19～24②	差②-①
総数	0.792	0.728	0.712	-	-	-
15～19歳	0.008	0.007	0.014	-	-	-
20～24	0.039	0.039	0.064	0.032	0.057	0.025
25～29	0.225	0.222	0.208	0.183	0.169	-0.014
30～34	0.641	0.590	0.601	0.365	0.380	0.015
35～39	1.143	0.975	0.949	0.334	0.359	0.025
40～44	1.454	1.261	1.122	0.118	0.146	0.029
45～49	1.502	1.370	1.216	-0.084	-0.045	0.039
50～54	0.997	1.050	0.993	-0.451	-0.377	0.074
55～59	0.418	0.456	0.531	-0.540	-0.520	0.020
60～64	0.159	0.184	0.186	-0.234	-0.271	-0.037
65～69	0.094	0.112	0.103	-0.046	-0.081	-0.034
70～74	0.091	0.057	0.049	-0.037	-0.064	-0.026

## 2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。後期高齢者医療制度の導入による影響を除くため、平成14年及び平成19年については、75歳以上の者を除いた扶養率を作成し比較している。

配偶者の扶養率を同じ年齢階級で見ると、被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にあるが、コーホートで見ると次のようになる。

概ね40歳頃までは、配偶者の扶養率は増加するが、その後一度減少した後再び増加し、65～69歳で最も高くなる。

この変化の要因は、それぞれ40歳以降の減少は配偶者が働き始めるため、55歳前後からの増加は働いていた配偶者が退職するため、70歳以降の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

表23 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成14年 (75歳以上を除く)	19年 (75歳以上を除く)	24年	14～19①	19～24②	差②-①
総数	0.453	0.421	0.404	-	-	-
15～19歳	0.024	0.016	0.015	-	-	-
20～24	0.099	0.083	0.068	0.059	0.052	-0.007
25～29	0.236	0.207	0.184	0.108	0.101	-0.007
30～34	0.411	0.356	0.324	0.120	0.117	-0.003
35～39	0.513	0.438	0.404	0.027	0.048	0.021
40～44	0.525	0.467	0.428	-0.047	-0.009	0.037
45～49	0.504	0.458	0.427	-0.067	-0.040	0.028
50～54	0.506	0.463	0.434	-0.041	-0.024	0.017
55～59	0.560	0.519	0.479	0.013	0.015	0.002
60～64	0.637	0.616	0.590	0.056	0.070	0.014
65～69	0.665	0.650	0.637	0.013	0.021	0.008
70～74	0.620	0.613	0.581	-0.052	-0.069	-0.017

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成14年 (75歳以上を除く)	19年 (75歳以上を除く)	24年	14～19①	19～24②	差②-①
総数	0.529	0.488	0.462	-	-	-
15～19歳	0.008	0.000	0.014	-	-	-
20～24	0.049	0.036	0.049	0.029	0.049	0.020
25～29	0.190	0.165	0.152	0.115	0.115	0.000
30～34	0.430	0.373	0.335	0.183	0.170	-0.013
35～39	0.604	0.516	0.468	0.086	0.095	0.009
40～44	0.653	0.581	0.523	-0.023	0.007	0.030
45～49	0.645	0.606	0.564	-0.047	-0.016	0.030
50～54	0.659	0.626	0.569	-0.020	-0.037	-0.017
55～59	0.693	0.671	0.617	0.012	-0.009	-0.021
60～64	0.767	0.733	0.714	0.039	0.043	0.004
65～69	0.776	0.745	0.777	-0.022	0.045	0.067
70～74	0.742	0.814	0.672	0.039	-0.073	-0.111

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模5人未満の事業所が全体の約6割、50人未満の事業所が全体の95%以上を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模5人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模5人未満の事業所が8割強、50人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約3割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、複合サービス業については、事業所規模1,000人以上、公務については100～299人の割合の方が高くなっている。

表24 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、平成24年9月1日現在）

(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	59.1%	18.8%	18.1%	2.3%	1.3%	0.2%	0.1%	0.0%
農林水産業	100.0%	56.2%	23.9%	17.8%	1.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	41.5%	23.4%	32.3%	2.2%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	61.7%	21.4%	15.8%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	46.0%	20.8%	26.8%	3.8%	2.1%	0.3%	0.1%	0.0%
食品	100.0%	42.8%	19.9%	28.0%	4.9%	3.4%	0.5%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	55.0%	18.5%	22.4%	2.9%	1.2%	0.1%	0.1%	0.0%
木材・木製品	100.0%	56.3%	20.8%	20.2%	1.6%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	41.7%	20.5%	30.1%	4.7%	2.5%	0.3%	0.1%	0.0%
金属工業	100.0%	43.3%	23.3%	28.3%	3.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	41.5%	20.9%	29.5%	4.8%	2.8%	0.4%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	51.3%	20.4%	23.7%	2.9%	1.3%	0.1%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	65.1%	18.0%	14.5%	1.5%	0.8%	0.1%	0.0%	0.1%
情報通信業	100.0%	66.4%	16.3%	14.8%	1.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	38.3%	18.8%	33.3%	5.6%	3.2%	0.4%	0.3%	0.1%
卸売業・小売業	100.0%	62.8%	19.2%	15.3%	1.6%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	73.3%	15.4%	8.9%	1.0%	1.0%	0.1%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	83.2%	9.6%	6.2%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究、専門・技術サービス	100.0%	70.7%	16.7%	11.1%	0.9%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	63.9%	17.2%	15.8%	1.8%	0.9%	0.1%	0.1%	0.1%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	58.0%	18.1%	19.5%	2.7%	1.3%	0.2%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	56.0%	16.9%	23.4%	2.0%	1.1%	0.2%	0.2%	0.1%
医療・福祉	100.0%	45.5%	19.4%	24.8%	5.5%	3.8%	0.6%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	73.1%	11.6%	9.8%	1.9%	1.9%	0.9%	0.6%	0.2%
サービス業	100.0%	61.2%	18.8%	16.2%	2.1%	1.3%	0.2%	0.1%	0.1%
公務	100.0%	48.7%	15.6%	21.0%	5.3%	5.9%	1.8%	1.1%	0.5%

## (2) 被保険者数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	8.6%	10.3%	30.0%	13.1%	17.7%	6.5%	6.2%	7.5%
農林水産業	100.0%	12.8%	17.9%	36.9%	11.1%	9.0%	1.8%	2.5%	8.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	6.8%	13.8%	54.1%	12.8%	8.8%	3.7%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	16.0%	21.9%	44.0%	8.2%	6.0%	1.4%	1.3%	1.2%
製造業	100.0%	5.5%	8.4%	33.5%	16.0%	20.5%	6.3%	5.3%	4.6%
食料	100.0%	3.6%	5.8%	26.0%	14.9%	23.8%	9.1%	8.9%	7.9%
繊維工業・繊維製品	100.0%	8.9%	11.1%	39.5%	17.8%	16.2%	2.3%	3.2%	1.0%
木材・木製品	100.0%	11.4%	14.7%	41.7%	12.0%	15.4%	2.9%	0.0%	1.9%
化学工業	100.0%	4.5%	7.4%	34.1%	17.5%	21.7%	7.2%	4.8%	2.8%
金属工業	100.0%	6.4%	10.9%	40.5%	16.0%	17.9%	4.3%	2.8%	1.3%
機械器具	100.0%	4.3%	7.0%	31.2%	16.5%	22.6%	7.0%	6.0%	5.4%
その他	100.0%	7.8%	10.6%	37.5%	15.9%	16.1%	4.2%	3.4%	4.5%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	11.2%	13.6%	32.6%	11.8%	13.6%	4.4%	3.5%	9.3%
情報通信業	100.0%	13.2%	13.1%	35.1%	12.4%	14.5%	4.7%	2.8%	4.4%
運輸業・郵便業	100.0%	2.7%	5.2%	29.6%	16.0%	20.9%	6.2%	7.2%	12.1%
卸売業・小売業	100.0%	12.3%	13.1%	30.8%	11.1%	13.8%	5.0%	5.4%	8.4%
金融業・保険業	100.0%	15.7%	11.5%	19.9%	8.5%	19.7%	6.3%	9.2%	9.3%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	27.8%	13.1%	25.6%	8.7%	10.6%	3.8%	4.7%	5.8%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	19.8%	17.2%	32.5%	10.1%	10.6%	3.5%	3.7%	2.6%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	9.7%	10.2%	28.3%	11.6%	13.8%	5.2%	6.2%	15.1%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	8.2%	9.5%	32.4%	14.8%	16.9%	6.3%	6.4%	5.4%
教育・学習支援業	100.0%	7.1%	8.1%	34.6%	9.8%	13.3%	5.9%	11.3%	9.8%
医療・福祉	100.0%	3.1%	5.6%	23.4%	16.8%	27.2%	10.3%	7.9%	5.7%
複合サービス業	100.0%	5.4%	3.4%	9.4%	6.1%	15.9%	17.2%	19.2%	23.4%
サービス業	100.0%	8.8%	9.9%	25.6%	11.4%	16.5%	6.7%	7.3%	13.6%
公務	100.0%	1.9%	2.5%	10.9%	9.0%	24.6%	16.4%	18.0%	16.7%

資料出所：厚生年金保険 業態別規模別適用状況調(平成24年9月) (厚生労働省年金局)

### 第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（60,126人）及び異動者（44,880人）について集計を行った。

#### 1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1-1及び図1-2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の17.7%に対し23.9%、20歳以上40歳未満では総人口の24.0%に対し24.1%、40歳以上65歳未満では総人口の34.2%に対し45.4%と高くなっているが、65歳以上75歳未満では、総人口の12.2%に比べ6.4%と低くなっている。

また、年齢階級別の構成割合をみると、20歳代前半以前及び40歳代後半から60歳代前半までは総人口を上回っているが、それ以降の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別に比較してみると、どの区分も概ね同じような構成割合となっているが、汽船等については15歳以上20歳未満、漁船（い）については25歳以上30歳未満、漁船（ろ）については20歳以上25歳未満で一つのピークを迎えている。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（平成24年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	船員保険	（再掲） 汽船等	（再掲） 漁船（い）	（再掲） 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (66.1)	100.0 (2.1)	100.0 (27.9)
0～4歳	4.1	5.1	5.0	5.3	5.7
5～9	4.2	5.0	5.1	4.4	5.1
10～14	4.6	6.2	6.6	4.7	6.0
15～19	4.7	7.7	8.2	5.8	7.3
20～24	4.9	7.3	7.4	7.6	7.4
25～29	5.5	5.4	5.4	8.1	5.6
30～34	6.1	5.3	5.3	7.4	5.8
35～39	7.4	6.1	6.5	7.2	5.5
40～44	7.4	6.5	6.9	7.8	6.2
45～49	6.4	7.1	7.5	7.4	6.9
50～54	6.0	9.1	9.3	9.2	9.1
55～59	6.2	12.0	11.7	12.2	11.8
60～64	8.0	10.7	9.4	8.6	10.8
65～69	6.4	4.2	3.6	2.5	4.3
70～74	5.8	2.2	2.0	1.8	2.3
75歳以上	11.9	0.2	0.2	0.0	0.2
（再 掲）					
0～19	17.7	23.9	24.9	20.2	24.1
うち未就学児	5.8	6.5	6.5	6.6	7.2
20～39	24.0	24.1	24.6	30.3	24.3
40～64	34.2	45.4	44.7	45.1	44.7
65～74	12.2	6.4	5.6	4.4	6.6
平均年齢（歳）	—	38.8	38.0	38.2	38.7

（注1） 「総人口」は、総務省統計局「平成24年10月1日現在推計人口」を用いている。

（注2） カッコ内は総数に対する割合である。

図1-1 船員保険加入者の年齢構成（平成24年10月1日現在）

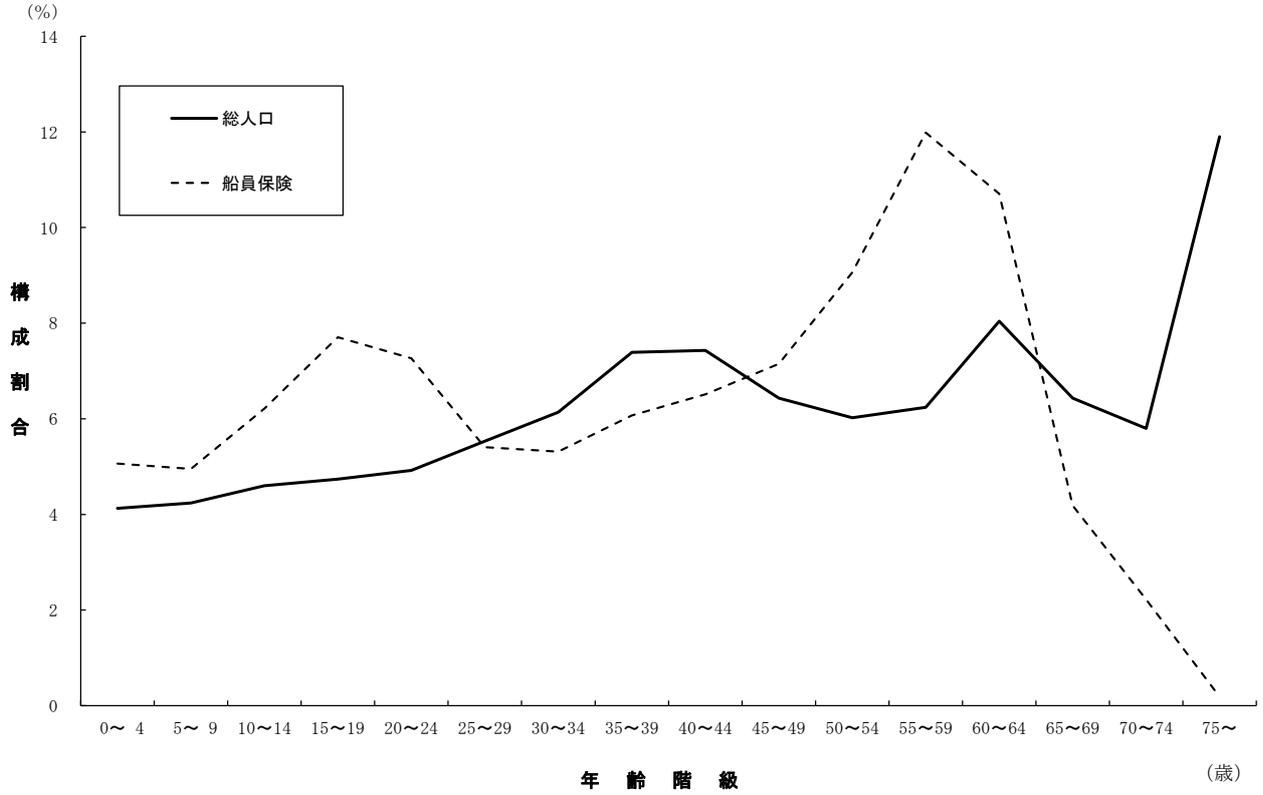
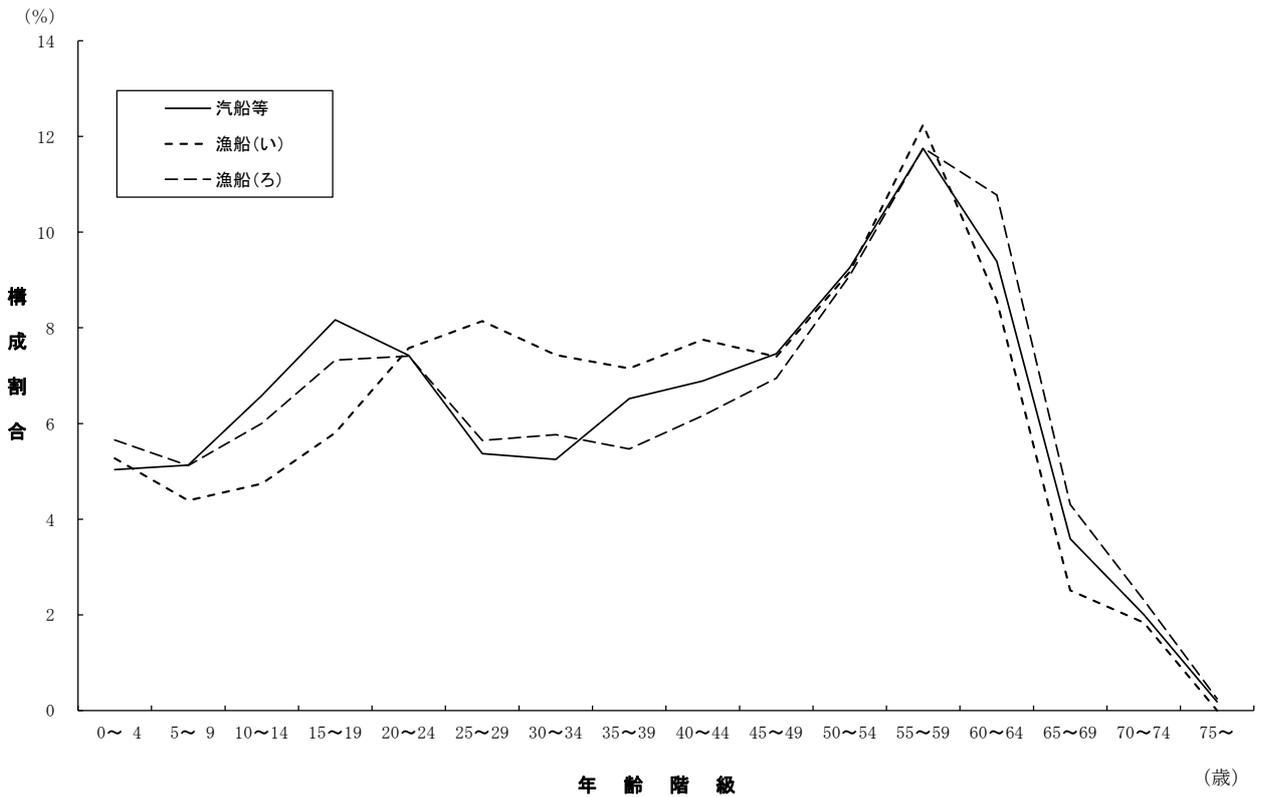


図1-2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（平成24年10月1日現在）



## 2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成15年以降の推移を示したものが表2である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

20歳未満の構成割合は、概ね横ばいであり、平成24年は、1.0%となっている。20～39歳の年齢構成は増加傾向にあり、平成24年では29.7%となっている。40～64歳の年齢構成は減少傾向となっており、平成24年では61.8%となっている。65～74歳の年齢構成は増加傾向となっており、平成24年は7.1%となっている。

また、平成24年の年齢構成を男女別にみると、男性では55～59歳の割合が最も高く17.2%、次に60～64歳の14.9%、50～54歳の12.1%となっており、50～64歳で半数弱を占めている。女性では20～24歳の割合が最も高く26.7%、次に25～29歳の21.8%となっており、20歳代で半数を占めている。

次に、船舶種別にみると、全ての区分で55～59歳が最も高くなっており、汽船等は17.3%、漁船（い）は16.0%、漁船（ろ）は16.7%となっている。

なお、平均年齢は長期的に上昇傾向にあったが平成23年に一転低下しており、平成24年は47.8歳と横ばいになっている。男女別の平均年齢は、男性が48.0歳、女性が34.7歳、また、強制適用の種別別にみると、汽船等が47.3歳、漁船（い）が44.3歳、漁船（ろ）が47.2歳となっている。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年	平成23年	平成24年					
					総数	男性	女性	（再掲） 汽船等	（再掲） 漁船（い）	（再掲） 漁船（ろ）
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (98.5)	100.0 (1.5)	100.0 (64.1)	100.0 (2.6)	100.0 (28.9)
15～19歳	0.9	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	3.5	0.6	1.2	2.1
20～24	5.0	5.3	6.3	6.9	7.2	6.9	26.7	7.1	8.1	8.4
25～29	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	21.8	7.5	10.5	6.9
30～34	6.5	6.9	7.2	7.1	7.2	7.1	12.7	7.2	10.4	7.6
35～39	7.3	7.5	7.9	8.0	8.2	8.2	7.3	9.0	10.0	7.0
40～44	9.3	8.5	8.5	8.7	8.6	8.6	7.2	9.2	10.1	8.2
45～49	13.9	11.5	10.0	9.5	9.5	9.6	3.9	10.1	9.7	9.1
50～54	23.2	18.3	13.5	12.6	11.9	12.1	4.0	12.3	11.2	12.3
55～59	17.3	23.0	19.3	18.3	17.0	17.2	4.3	17.3	16.0	16.7
60～64	7.0	7.4	13.4	14.5	14.7	14.9	4.1	13.2	9.9	14.3
65～69	2.6	3.5	4.4	4.4	5.2	5.3	2.3	4.4	2.5	5.2
70～74	0.8	1.1	1.5	1.6	1.9	1.9	1.4	1.6	0.6	1.7
75歳以上	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.8	0.4	-	0.5
（再掲） 20～39歳	24.7	25.7	28.1	29.0	29.7	29.1	68.5	30.8	38.9	30.0
40～64	70.8	68.7	64.7	63.6	61.8	62.4	23.6	62.2	56.8	60.6
65～74	3.4	4.6	5.9	6.0	7.1	7.1	3.7	6.0	3.1	6.9
平均年齢（歳）	47.3	47.9	48.0	47.8	47.8	48.0	34.7	47.3	44.3	47.2

（注1）平成23年以前の数値は、男女総数のものである。□

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。□

### 3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢構成について、平成15年以降の推移を示したものが表3である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

被扶養者の19歳以下及び20～39歳の割合は減少傾向にあったが、平成24年はそれぞれ42.9%、19.4%となっており概ね横ばいとなっている。一方、40～64歳の割合は増加傾向にあったが、平成24年では一転低下しており31.8%となっている。65～74歳の割合は、平成24年では5.9%と概ね横ばいとなっている。

また、被扶養者の年齢構成を船舶種別にみると、どの適用区分においても概ね総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年	平成23年	平成24年			
					総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (67.7)	100.0 (1.8)	100.0 (27.1)
0～4歳	6.6	6.6	8.3	8.7	9.3	9.0	11.7	10.7
5～9	8.6	8.3	9.1	9.0	9.1	9.2	9.7	9.7
10～14	11.1	11.1	11.6	11.4	11.4	11.8	10.5	11.3
15～19	14.2	13.0	13.7	13.6	13.2	14.1	11.5	12.0
20～24	7.9	7.3	7.5	7.5	7.3	7.7	7.0	6.5
25～29	3.0	3.1	3.8	4.0	4.0	3.7	5.3	4.6
30～34	3.0	3.2	3.7	3.8	3.8	3.7	3.8	4.1
35～39	3.6	3.7	4.3	4.3	4.3	4.6	3.7	4.1
40～44	4.6	4.2	4.6	4.7	4.8	5.1	4.9	4.4
45～49	6.4	5.8	5.5	5.3	5.2	5.4	4.6	5.0
50～54	8.5	7.8	7.3	7.0	6.7	6.9	6.8	6.3
55～59	5.3	7.8	8.4	8.1	7.8	7.3	7.7	7.4
60～64	3.0	3.3	6.4	7.2	7.4	6.4	7.0	7.6
65～69	2.4	2.6	3.1	2.9	3.3	2.9	2.6	3.5
70～74	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.3	3.3	2.8
75歳以上	9.0	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
0～19歳	40.4	39.1	42.7	42.6	42.9	44.0	43.4	43.7
うち未就学児	…	…	10.8	11.2	11.9	11.7	14.6	13.5
20～39	17.5	17.3	19.3	19.6	19.4	19.7	19.8	19.2
40～64	27.7	28.8	32.3	32.3	31.8	31.0	30.9	30.7
65～74	5.3	5.4	5.8	5.5	5.9	5.3	5.9	6.4

（注1）平成20年以降は原則75歳以上の者がいなくなるため、比較をする際には注意を要する。□

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。

次に、平成24年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は52.4%となっている。また、子の大半は20歳未満となっており、20歳以上の子の割合は9.9%となっている。配偶者の割合は41.9%であり、55～59歳の階級が最も多くなっている。直系尊属は4.3%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.4%であり、各年齢階級に分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（平成24年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	52.4	41.9	4.3	1.4
0～4歳	9.3	9.2	0.0	0.0	0.1
5～9	9.1	9.0	0.0	0.0	0.1
10～14	11.4	11.3	0.0	0.0	0.1
15～19	13.2	13.1	0.0	0.0	0.1
20～24	7.3	6.6	0.6	0.0	0.1
25～29	4.0	2.0	1.9	0.0	0.1
30～34	3.8	0.8	2.9	0.0	0.0
35～39	4.3	0.4	3.9	0.0	0.0
40～44	4.8	0.1	4.6	0.0	0.1
45～49	5.2	0.0	5.0	0.1	0.1
50～54	6.7	0.0	6.5	0.1	0.1
55～59	7.8	0.0	7.4	0.3	0.1
60～64	7.4	0.0	6.4	0.9	0.1
65～69	3.3	0.0	2.1	1.1	0.1
70～74	2.5	0.0	0.6	1.8	0.2
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
（再掲）未就学児	11.9	11.8	0.0	0.0	0.1

#### 4. 年齢階級別扶養率

被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成15年以降の推移を示したものが表5であり、平成24年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたのが図2である。なお、平成20年以前の船員保険被保険者実態調査における疾病任意継続被保険者に係る分は3年に1度の調査であったため、疾病任意継続被保険者の調査が行われた年次のみを記載している。

年齢計でみた扶養率は長期的に減少傾向にあり、平成24年は1.206となっている。年齢階級別に扶養率の最近の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は40～44歳で毎年同じである。

平成24年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性については年齢の上昇とともに概ね増加し、40～44歳でピークとなり、1.902である。それ以降は年齢の上昇とともに減少に転じており、平均扶養率は1.223となっている。女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、平均扶養率は、0.075となっている。

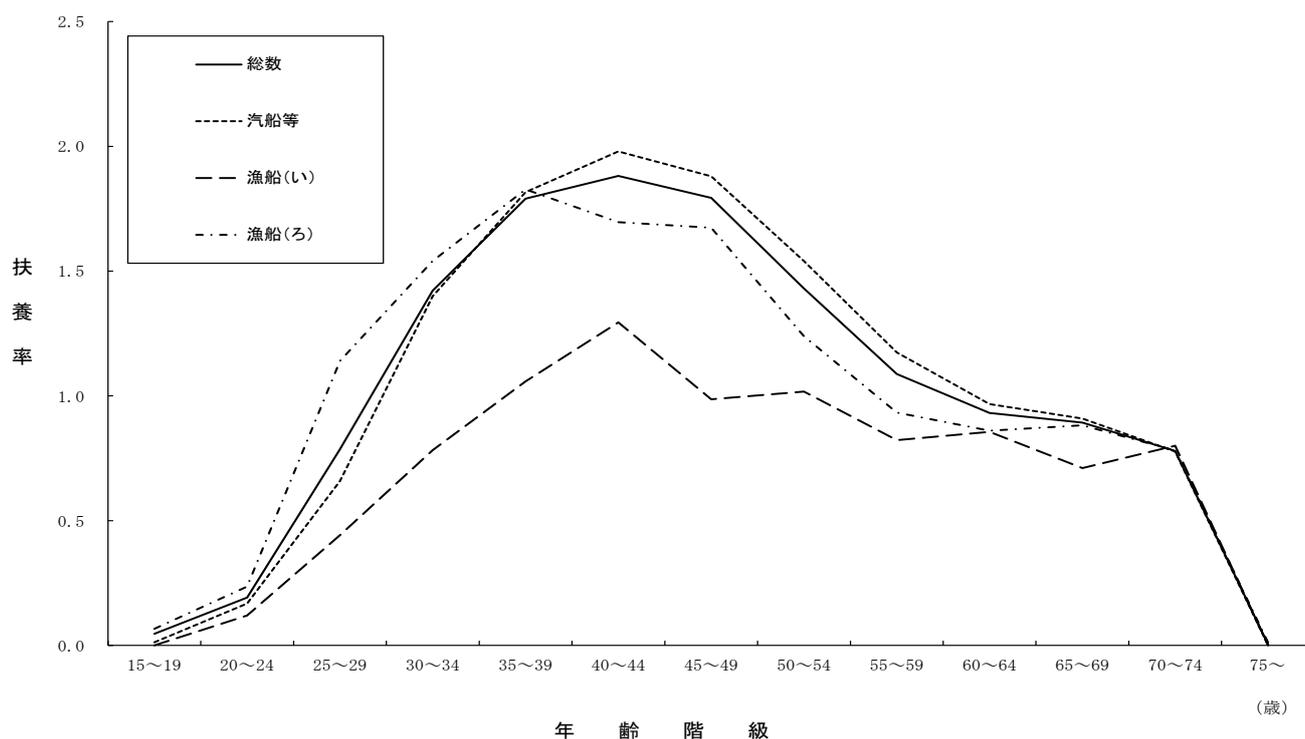
また、強制適用の区分別にみると、平均扶養率は汽船等が1.272、漁船（い）が0.821、漁船（ろ）が1.127となっている。年齢階級別にみると、年齢の上昇とともに概ね増加し、汽船等及び漁船（い）は40～44歳、漁船（ろ）は35～39歳でピークを迎え、その後減少に転じている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	平成15年	平成18年	平成22年	平成23年	平成24年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.652	1.524	1.268	1.241	1.206	1.223	0.075	1.272	0.821	1.127
15～19歳	0.090	0.062	0.046	0.053	0.047	0.048	0.031	0.012	0.000	0.067
20～24	0.249	0.241	0.219	0.206	0.191	0.202	0.016	0.168	0.120	0.235
25～29	0.824	0.821	0.770	0.766	0.787	0.823	0.045	0.659	0.442	1.140
30～34	1.549	1.457	1.456	1.432	1.422	1.459	0.068	1.399	0.783	1.541
35～39	2.143	1.970	1.819	1.801	1.791	1.813	0.164	1.817	1.058	1.828
40～44	2.396	2.247	1.971	1.919	1.881	1.902	0.288	1.979	1.295	1.696
45～49	2.353	2.223	1.907	1.853	1.793	1.802	0.333	1.880	0.987	1.674
50～54	1.859	1.821	1.498	1.490	1.431	1.438	0.027	1.540	1.017	1.239
55～59	1.401	1.350	1.119	1.127	1.088	1.092	0.075	1.174	0.823	0.933
60～64	1.060	1.076	0.938	0.937	0.932	0.936	0.026	0.967	0.856	0.860
65～69	0.968	0.924	0.886	0.909	0.893	0.899	0.000	0.909	0.711	0.882
70～74	0.908	0.887	0.831	0.813	0.780	0.789	0.000	0.777	0.800	0.781
75歳以上	0.887	0.810	0.010	0.000	0.004	0.004	0.000	0.000	-	0.012

(注) 平成23年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（平成24年10月1日現在）



次に、平成24年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.631、配偶者は0.505、直系尊属は0.052、その他は0.017となっている。

被保険者の年齢階級別にみた子の扶養率は山型をなしており、ピークは40~44歳の1.211、である。配偶者の扶養率は年齢の上昇とともに上昇する傾向にあり、65~69歳で0.748と最も高くなっている。直系尊属の扶養率は年齢階級別にみると山型をなしており、40~44歳で0.154とピークを迎えている。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（平成24年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	1.206	0.631	0.505	0.052	0.017
15~19歳	0.047	0.006	0.015	0.018	0.008
20~24	0.191	0.077	0.074	0.029	0.012
25~29	0.787	0.449	0.271	0.053	0.013
30~34	1.422	0.886	0.430	0.093	0.012
35~39	1.791	1.162	0.492	0.123	0.014
40~44	1.881	1.211	0.496	0.154	0.021
45~49	1.793	1.148	0.502	0.116	0.026
50~54	1.431	0.840	0.532	0.036	0.023
55~59	1.088	0.469	0.601	0.003	0.015
60~64	0.932	0.228	0.687	0.000	0.017
65~69	0.893	0.126	0.748	0.000	0.018
70~74	0.780	0.073	0.694	0.000	0.012
75歳以上	0.004	0.000	0.004	0.000	0.000

## 5. 標準報酬月額別扶養率

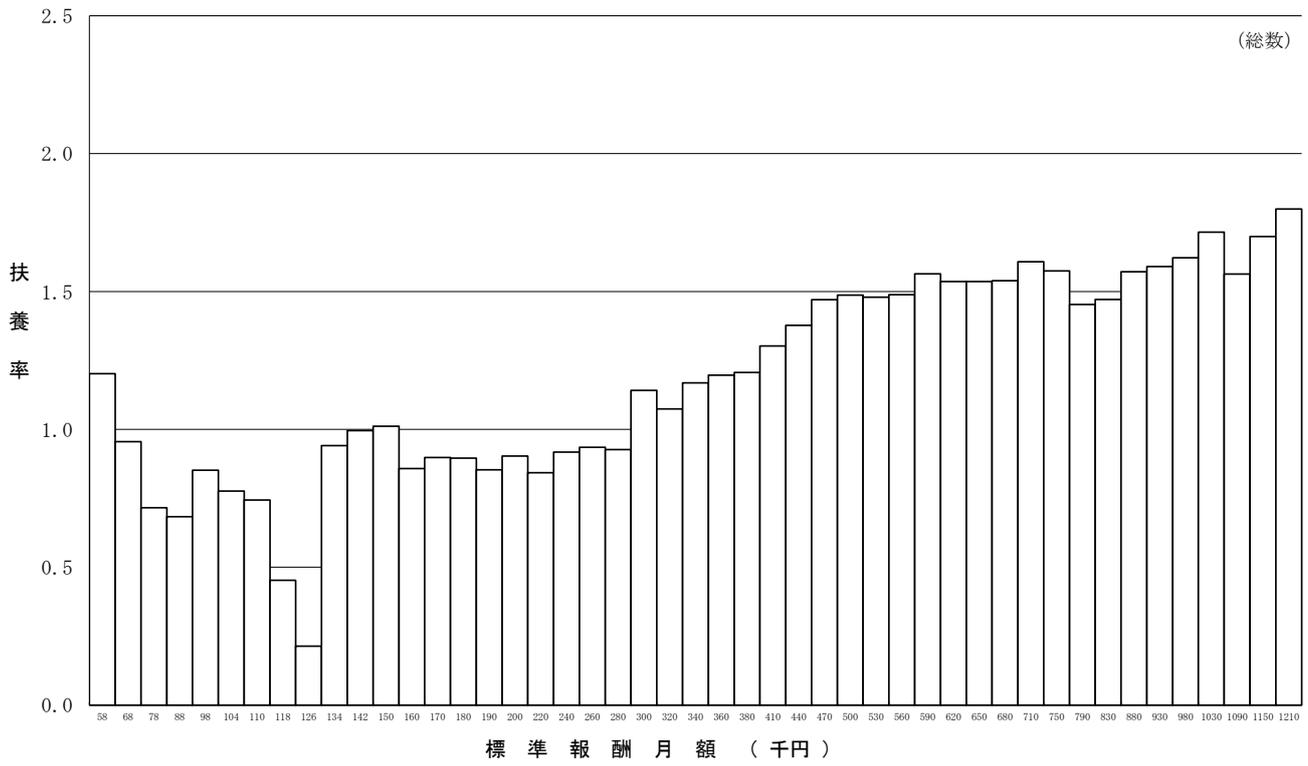
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、概ね標準報酬月額が20万円程度から50万円程度の間で、標準報酬月額の上昇とともに扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは標準報酬月額121万円の1.799となっている。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、扶養率が最も高いのは汽船等が標準報酬月額121万円の2.232、漁船(い)が標準報酬月額103万円の4.000、漁船(ろ)が標準報酬月額103万円の1.705となっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成24年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.206	1.223	0.075	1.272	0.821	1.127
58,000円	1.202	1.209	0.000	0.862	0.600	1.440
68,000	0.956	0.977	0.000	0.700	2.000	1.031
78,000	0.716	0.766	0.125	0.659	1.000	0.698
88,000	0.684	0.711	0.000	0.593	1.000	0.590
98,000	0.852	0.878	0.048	0.850	0.900	0.776
104,000	0.776	0.781	0.000	0.812	0.000	0.756
110,000	0.744	0.750	0.000	1.063	0.000	0.516
118,000	0.453	0.455	0.000	0.721	-	0.407
126,000	0.214	0.213	0.400	0.800	0.000	0.148
134,000	0.941	0.951	0.000	0.979	0.500	0.934
142,000	0.996	1.013	0.000	0.585	0.333	1.082
150,000	1.011	1.032	0.056	0.752	0.429	1.179
160,000	0.858	0.871	0.250	0.639	0.000	0.944
170,000	0.898	0.928	0.150	0.726	0.429	1.043
180,000	0.896	0.927	0.182	0.765	0.762	0.936
190,000	0.854	0.887	0.074	0.604	0.368	0.980
200,000	0.903	0.942	0.111	0.791	0.682	1.016
220,000	0.843	0.907	0.031	0.711	0.750	0.990
240,000	0.918	0.957	0.033	0.820	0.500	1.144
260,000	0.935	0.964	0.059	0.875	0.543	1.073
280,000	0.927	0.944	0.043	0.890	0.638	1.065
300,000	1.141	1.165	0.000	1.175	0.704	1.128
320,000	1.074	1.087	0.162	1.061	0.857	1.167
340,000	1.168	1.181	0.063	1.193	1.060	1.122
360,000	1.196	1.205	0.120	1.248	0.865	1.092
380,000	1.206	1.214	0.091	1.314	1.026	1.220
410,000	1.302	1.310	0.207	1.364	0.727	1.119
440,000	1.377	1.383	0.211	1.428	0.957	1.235
470,000	1.470	1.472	0.000	1.526	0.932	1.277
500,000	1.487	1.493	0.000	1.518	1.093	1.404
530,000	1.479	1.487	0.000	1.512	0.854	1.412
560,000	1.488	1.493	0.000	1.541	0.724	1.367
590,000	1.564	1.569	0.000	1.637	0.952	1.387
620,000	1.536	1.539	0.000	1.625	1.389	1.287
650,000	1.536	1.538	0.000	1.560	1.800	1.465
680,000	1.539	1.541	0.000	1.538	0.917	1.586
710,000	1.608	1.631	0.000	1.591	1.400	1.672
750,000	1.575	1.576	1.000	1.636	0.900	1.485
790,000	1.453	1.460	0.000	1.628	3.000	1.240
830,000	1.471	1.471	-	1.594	2.333	1.310
880,000	1.571	1.576	0.000	1.512	0.000	1.624
930,000	1.590	1.590	-	1.766	1.333	1.419
980,000	1.622	1.622	-	1.707	1.333	1.549
1,030,000	1.715	1.715	-	1.698	4.000	1.705
1,090,000	1.563	1.563	-	1.722	0.000	1.518
1,150,000	1.699	1.699	-	1.922	2.333	1.507
1,210,000	1.799	1.799	-	2.232	1.043	1.586

図3 標準報酬月額別扶養率（平成24年10月1日現在）



## 6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成23年10月1日から平成24年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、概ね総報酬が100万円程度から900万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率が最も高いのは1,700万円以上1,750万円未満の3.286となっている。

また、船舶種別にみると、総数と同様の傾向を示しており、扶養率が最も高いのは汽船等で1,700万円以上1,750万円未満の3.286、漁船（い）で1,200万円以上1,250万円未満の2.750、漁船（ろ）で1,650万円以上1,700万円未満及び1,750万円以上1,800万円未満の4.000となっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成24年10月1日現在）

総報酬額階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.206	1.223	0.075	1.272	0.821	1.127
～ 999,000 円	1.070	1.094	0.091	0.769	0.875	1.266
1,000,000 ～ 1,499,000	0.690	0.702	0.034	0.844	0.786	0.535
1,500,000 ～ 1,999,000	0.765	0.773	0.152	0.750	0.240	0.763
2,000,000 ～ 2,499,000	0.916	0.944	0.152	0.781	0.508	1.000
2,500,000 ～ 2,999,000	0.912	0.950	0.035	0.802	0.541	1.059
3,000,000 ～ 3,499,000	0.932	0.967	0.044	0.863	0.655	1.072
3,500,000 ～ 3,999,000	1.106	1.133	0.023	1.136	0.598	1.121
4,000,000 ～ 4,499,000	1.045	1.063	0.066	1.064	0.800	1.043
4,500,000 ～ 4,999,000	1.127	1.135	0.172	1.205	0.613	1.113
5,000,000 ～ 5,499,000	1.235	1.244	0.097	1.251	1.014	1.213
5,500,000 ～ 5,999,000	1.350	1.358	0.179	1.371	1.091	1.285
6,000,000 ～ 6,499,000	1.397	1.405	0.037	1.400	0.830	1.442
6,500,000 ～ 6,999,000	1.508	1.514	0.000	1.524	1.228	1.463
7,000,000 ～ 7,499,000	1.517	1.525	0.000	1.580	1.016	1.351
7,500,000 ～ 7,999,000	1.580	1.582	0.000	1.610	1.071	1.448
8,000,000 ～ 8,499,000	1.541	1.545	0.000	1.546	1.152	1.586
8,500,000 ～ 8,999,000	1.664	1.672	0.000	1.675	1.714	1.592
9,000,000 ～ 9,499,000	1.541	1.545	0.333	1.620	2.222	1.366
9,500,000 ～ 9,999,000	1.609	1.609	-	1.664	1.818	1.373
10,000,000 ～ 10,499,000	1.615	1.629	0.000	1.627	1.333	1.250
10,500,000 ～ 10,999,000	1.641	1.645	0.000	1.706	0.333	1.573
11,000,000 ～ 11,499,000	1.676	1.676	-	1.799	1.800	1.468
11,500,000 ～ 11,999,000	1.752	1.752	-	1.927	1.250	1.540
12,000,000 ～ 12,499,000	1.738	1.738	-	1.705	2.750	1.733
12,500,000 ～ 12,999,000	1.519	1.519	-	1.539	1.000	1.250
13,000,000 ～ 13,499,000	1.496	1.496	-	1.525	0.000	1.518
13,500,000 ～ 13,999,000	1.762	1.762	-	1.986	2.400	1.486
14,000,000 ～ 14,499,000	1.769	1.769	-	1.838	-	0.500
14,500,000 ～ 14,999,000	1.786	1.786	-	2.204	1.043	1.581
15,000,000 ～ 15,499,000	1.654	1.654	-	1.720	-	0.000
15,500,000 ～ 15,999,000	2.455	2.455	-	2.750	-	1.667
16,000,000 ～ 16,499,000	2.800	2.800	-	2.800	-	-
16,500,000 ～ 16,999,000	1.941	1.941	-	1.813	-	4.000
17,000,000 ～ 17,499,000	3.286	3.286	-	3.286	-	-
17,500,000 ～ 17,999,000	2.500	2.500	-	2.200	-	4.000
18,000,000 ～ 18,499,000	2.333	2.333	-	2.333	-	-
18,500,000 ～ 18,999,000	2.385	2.385	-	2.583	-	0.000
19,000,000 ～ 19,499,000	1.800	1.800	-	1.875	-	1.500
19,500,000 ～ 19,999,000	-	-	-	-	-	-
20,000,000 ～	2.000	2.000	-	-	-	2.000

(注)総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成23年10月1日から平成24年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

## 7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。男性は年齢階級別にみると山型をなしており、ピークは50～54歳で、457,241円となっている。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、約1.98倍となっている。また、45歳ごろまでの平均標準報酬月額は年齢階級の上昇とともに2～6万円程度増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると平均標準報酬月額は年齢とともに概ね減少する傾向となっている。

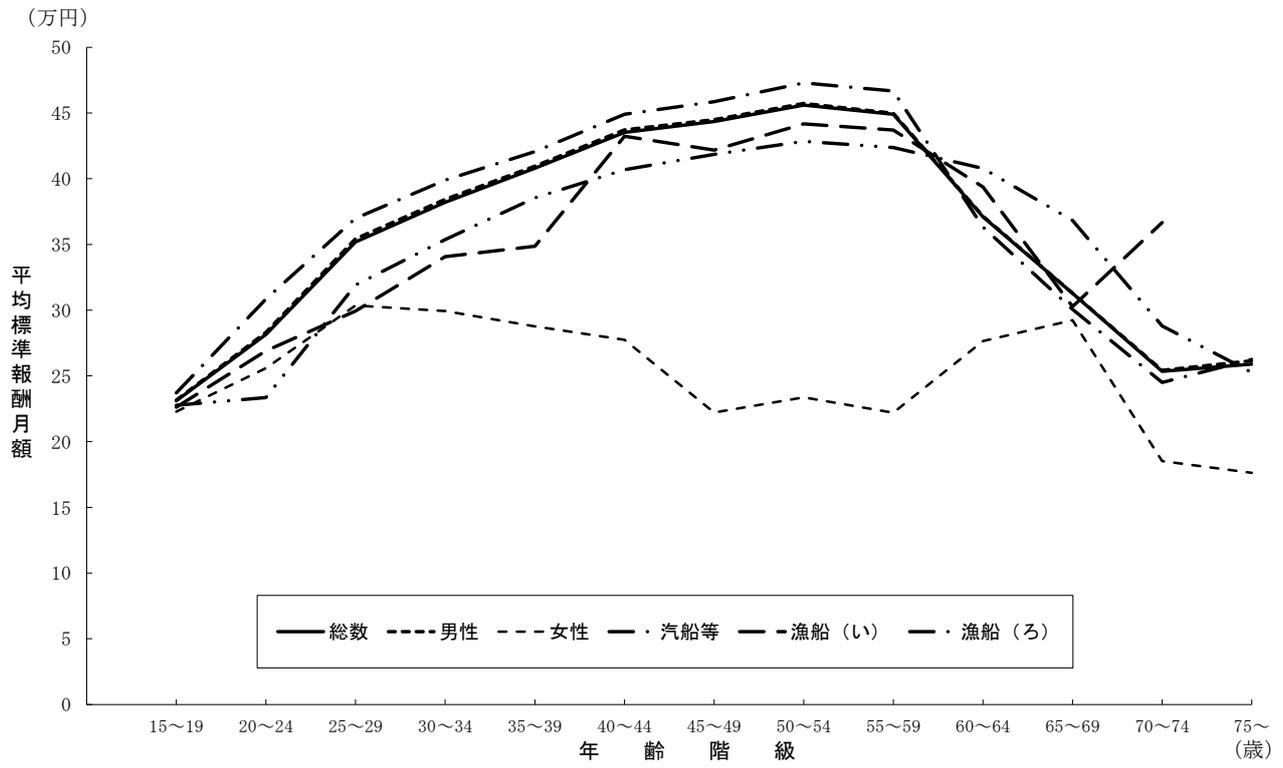
一方、女性の平均標準報酬月額は25～29歳と65～69歳でピークを迎え、25～29歳では303,512円、65～69歳では292,381円となっている。

また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、汽船等、漁船（い）及び漁船（ろ）は50～54歳でピークを迎え、その時の平均標準報酬月額は汽船等が472,896円、漁船（い）が441,792円、漁船（ろ）が428,414円となっている。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	395,764	397,706	270,893	410,787	378,331	378,823
15～19歳	231,061	231,510	222,813	236,979	226,111	227,649
20～24	281,557	283,094	255,943	308,352	269,040	233,547
25～29	351,905	354,290	303,512	369,859	299,399	319,156
30～34	381,994	384,303	299,265	398,868	340,696	353,715
35～39	408,012	409,679	287,582	420,588	348,710	385,392
40～44	435,223	437,258	277,455	449,080	432,385	406,940
45～49	443,513	444,911	222,056	458,586	421,854	418,475
50～54	456,087	457,241	233,568	472,896	441,792	428,414
55～59	449,006	449,897	221,900	466,654	437,056	423,792
60～64	371,024	371,432	276,474	363,291	393,752	407,857
65～69	312,810	312,948	292,381	300,708	302,789	368,225
70～74	253,475	254,279	185,231	245,052	366,600	288,054
75歳以上	258,987	261,483	176,286	262,439	-	252,619

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（平成24年10月1日現在）



## 8. 年齢階級別平均標準賞与額

平成23年10月1日から平成24年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別の分布をみると、男性は標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは45～49歳で581,404円となっている。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約6.45倍となり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きくなっている。女性の平均標準賞与額についても山型をなしており、ピークは25～29歳の421,015円となっている。

また、船舶種別にみると、汽船等及び漁船（い）については山型となっているが、漁船（ろ）については、20歳代後半から50歳までが比較的高い水準となっている。ピークは汽船等が50～54歳で迎え786,697円、漁船（い）は55～59歳の591,185円、漁船（ろ）45～49歳の123,151円となっている。なお、漁船（ろ）については大多数の者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する。

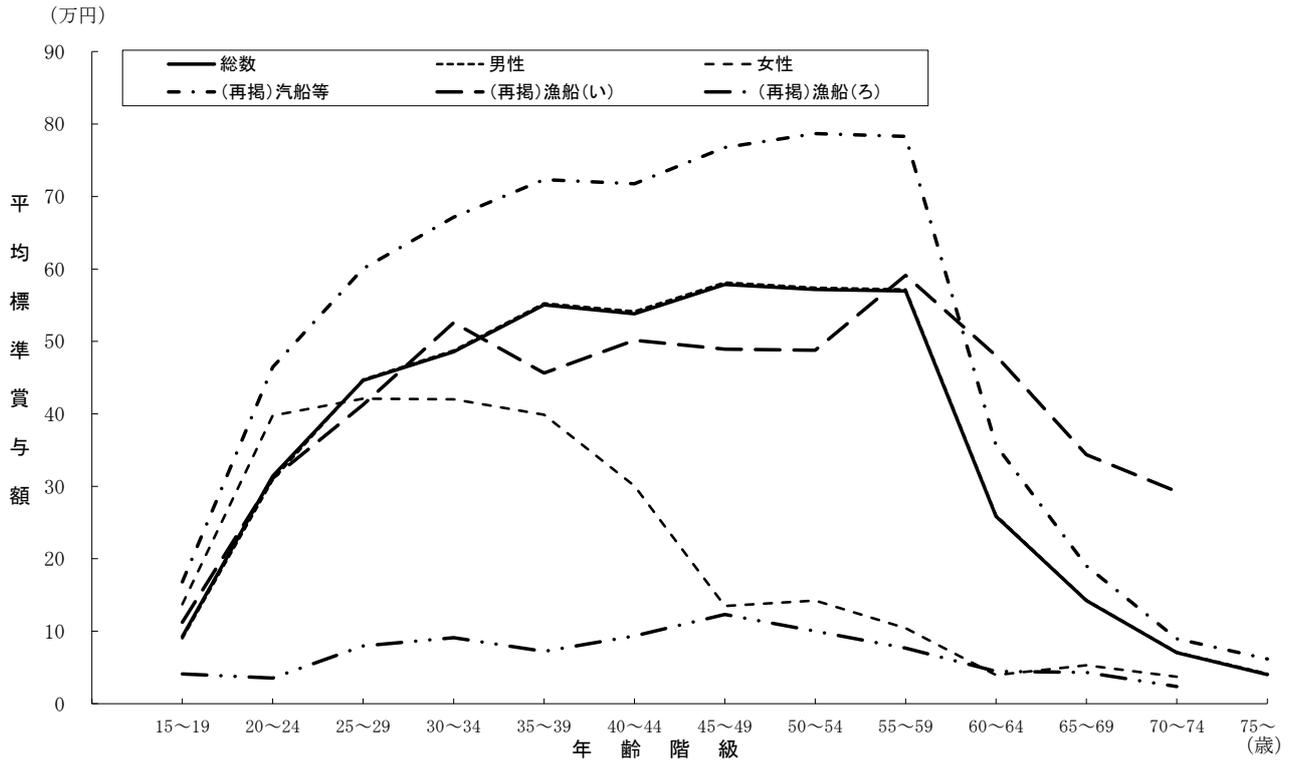
表10 年齢階級別平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	455,045	457,144	324,807	626,114	474,589	74,287
15～19歳	92,581	90,138	137,313	168,054	112,278	40,928
20～24	313,932	308,951	397,502	464,417	310,976	35,223
25～29	446,156	447,388	421,015	600,493	412,472	79,662
30～34	485,742	487,554	420,157	671,406	525,894	90,951
35～39	550,556	552,647	398,864	723,227	456,432	72,113
40～44	538,199	541,296	300,576	717,692	501,500	93,432
45～49	578,556	581,404	134,861	767,653	489,172	123,151
50～54	571,733	573,997	142,351	786,697	487,682	100,046
55～59	569,653	571,552	104,325	782,856	591,185	76,654
60～64	258,634	259,716	39,553	356,665	480,229	44,664
65～69	142,205	142,918	53,095	190,392	343,737	43,175
70～74	70,425	70,905	37,077	89,625	292,700	23,508
75歳以上	40,105	41,315	-	61,839	-	-

(注1) 平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）



また、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.15ヶ月分となっている。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは35~39歳の約1.35ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

次に男女別でみると、男性が35~39歳、女性が30~34歳でピークとなっており、また、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.35ヶ月分、女性が約1.40ヶ月分

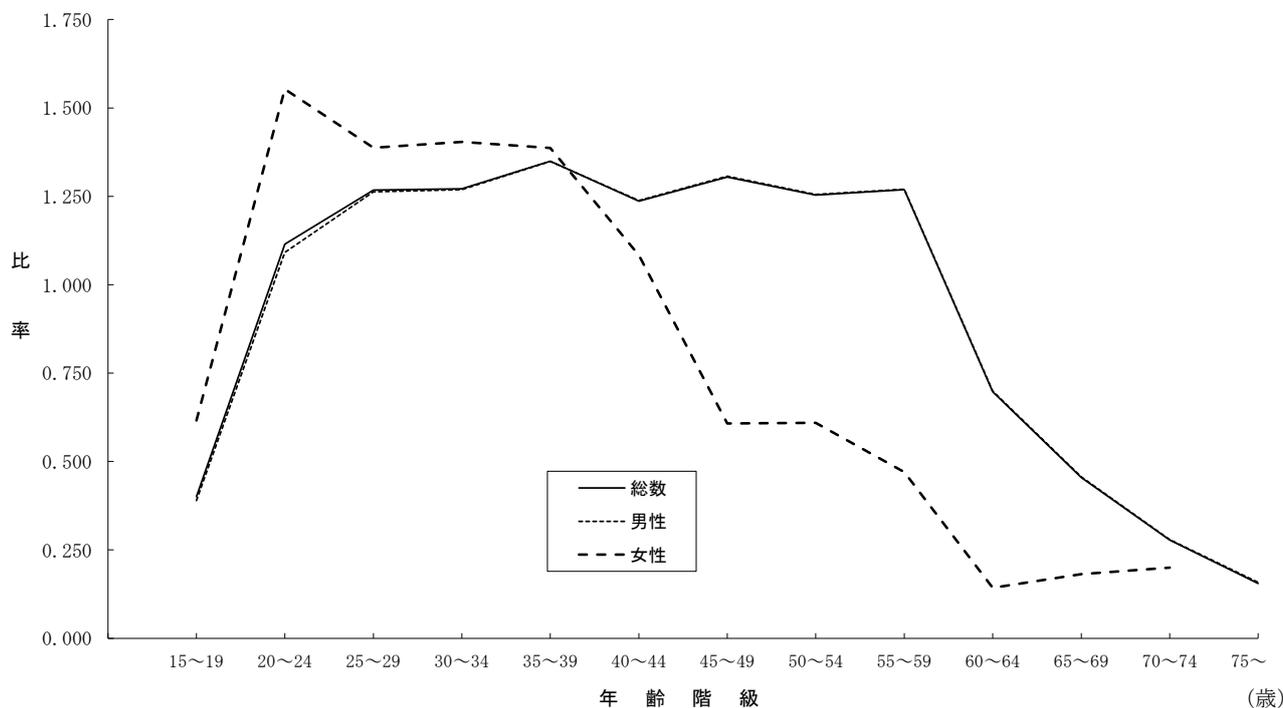
また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、30歳代後半までは女性の方が高いが、40歳代以降全ての年代で男性の方が高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成24年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	395,764	397,706	270,893	455,045	457,144	324,807	1.150	1.149	1.199
15～19歳	231,061	231,510	222,813	92,581	90,138	137,313	0.401	0.389	0.616
20～24	281,557	283,094	255,943	313,932	308,951	397,502	1.115	1.091	1.553
25～29	351,905	354,290	303,512	446,156	447,388	421,015	1.268	1.263	1.387
30～34	381,994	384,303	299,265	485,742	487,554	420,157	1.272	1.269	1.404
35～39	408,012	409,679	287,582	550,556	552,647	398,864	1.349	1.349	1.387
40～44	435,223	437,258	277,455	538,199	541,296	300,576	1.237	1.238	1.083
45～49	443,513	444,911	222,056	578,556	581,404	134,861	1.304	1.307	0.607
50～54	456,087	457,241	233,568	571,733	573,997	142,351	1.254	1.255	0.609
55～59	449,006	449,897	221,900	569,653	571,552	104,325	1.269	1.270	0.470
60～64	371,024	371,432	276,474	258,634	259,716	39,553	0.697	0.699	0.143
65～69	312,810	312,948	292,381	142,205	142,918	53,095	0.455	0.457	0.182
70～74	253,475	254,279	185,231	70,425	70,905	37,077	0.278	0.279	0.200
75歳以上	258,987	261,483	176,286	40,105	41,315	-	0.155	0.158	-

(注) 平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成24年10月1日現在）



## 9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額<sup>1</sup>の12ヶ月分に標準賞与額（平成23年10月1日から平成24年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたもの）を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別の分布をみると、男性は標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークとなる年齢階級は50～54歳で6,051,395円となっている。女性の平均総報酬額については標準報酬月額と同様、2つの山があり、25～29歳、65～69歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による差があまりみられない。

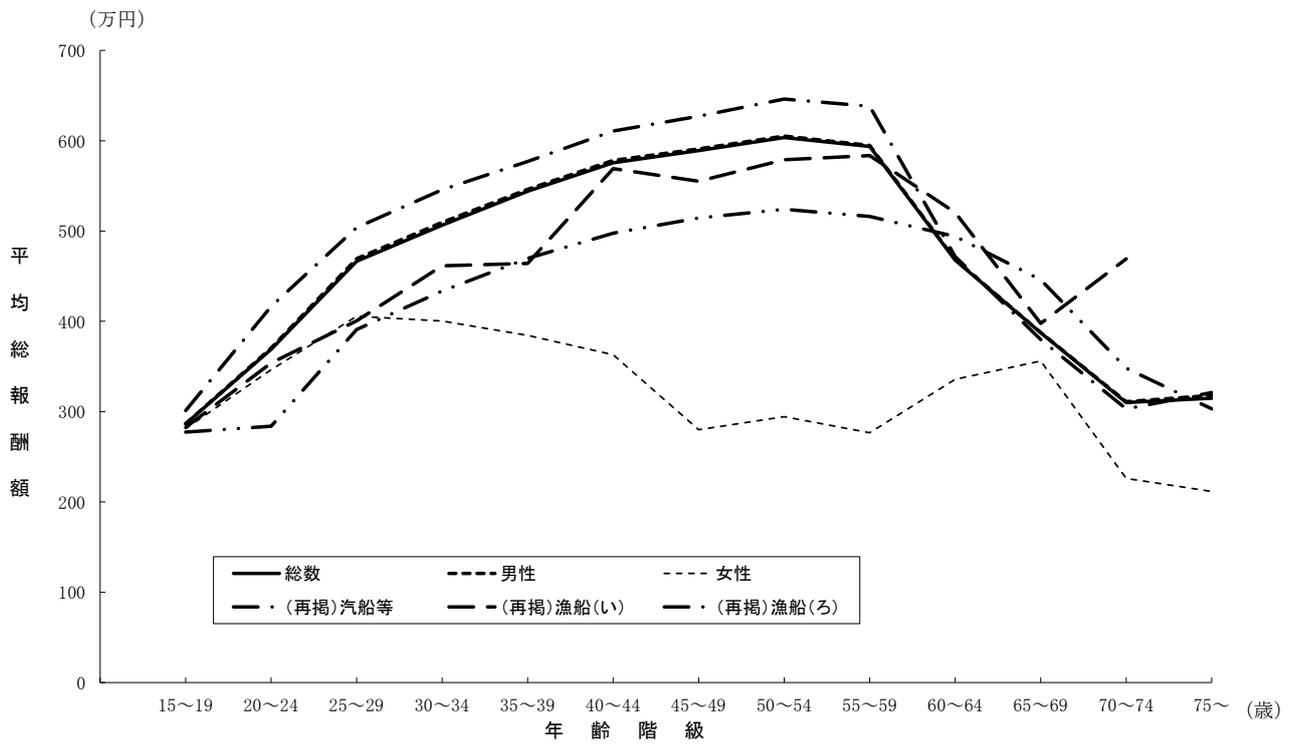
また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で6,461,448円、漁船（い）が55～59歳で5,835,863円、漁船（ろ）が50～54歳で5,241,020円となっている。

表12 年齢階級別平均総報酬額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総数	5,184,448	5,209,526	3,572,343	5,555,559	5,014,566	4,620,158
15～19	2,865,018	2,867,954	2,811,063	3,011,805	2,825,611	2,772,716
20～24	3,690,741	3,704,347	3,463,972	4,164,635	3,539,456	2,837,786
25～29	4,664,840	4,694,813	4,056,881	5,038,801	4,005,258	3,909,537
30～34	5,066,175	5,095,816	4,004,154	5,457,827	4,614,242	4,335,535
35～39	5,440,758	5,462,858	3,843,896	5,770,283	4,640,948	4,696,819
40～44	5,755,273	5,782,680	3,630,030	6,106,654	5,690,115	4,976,714
45～49	5,891,336	5,910,856	2,799,528	6,270,682	5,551,424	5,144,854
50～54	6,035,370	6,051,395	2,945,162	6,461,448	5,789,185	5,241,020
55～59	5,936,065	5,948,504	2,767,125	6,382,699	5,835,863	5,162,158
60～64	4,678,297	4,683,995	3,357,237	4,716,157	5,205,248	4,938,948
65～69	3,873,717	3,875,820	3,561,667	3,798,890	3,977,211	4,461,877
70～74	3,099,566	3,109,463	2,259,846	3,030,254	4,691,900	3,480,155
75歳以上	3,147,954	3,179,108	2,115,429	3,211,103	-	3,031,429

(注) 総報酬額は、標準報酬月額<sup>1</sup>の12ヶ月分に標準賞与額（平成23年10月1日から平成24年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（平成24年10月1日現在）



## 10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数で見ると0.514と半数以上の者が賞与を受けていない。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は35～39歳で0.416となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は75歳以上で0.927となっている。女性についても男性と同様の傾向であり、最も割合の低い年齢階級は20～24歳で0.173となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は75歳以上で1.000となっている。

また、船舶種別にみると、汽船等及び漁船（い）は約3分の1の者が賞与を受けていないが、漁船（ろ）については約95%弱の者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、どの適用区分においても年齢の上昇に伴い、いったん割合は減少したのち、再び上昇する傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、汽船等が20～24歳で0.234、漁船（い）が55～59歳で0.310、漁船（ろ）が45～49歳で0.913となっており、逆に最も割合の高い年齢階級は汽船等が75歳以上で0.890、漁船（い）が70～74歳で0.800、漁船（ろ）が75歳以上で1.000となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（平成24年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.514	0.516	0.385	0.330	0.389	0.933
15～19歳	0.693	0.717	0.250	0.349	0.333	0.942
20～24	0.482	0.501	0.173	0.234	0.352	0.954
25～29	0.450	0.456	0.323	0.259	0.387	0.916
30～34	0.455	0.458	0.357	0.241	0.366	0.916
35～39	0.416	0.416	0.379	0.239	0.400	0.918
40～44	0.460	0.460	0.485	0.277	0.385	0.926
45～49	0.453	0.452	0.611	0.267	0.424	0.913
50～54	0.473	0.472	0.622	0.270	0.428	0.929
55～59	0.476	0.475	0.675	0.287	0.310	0.927
60～64	0.665	0.664	0.789	0.531	0.418	0.952
65～69	0.787	0.786	0.857	0.696	0.579	0.966
70～74	0.877	0.876	0.923	0.834	0.800	0.966
75歳以上	0.929	0.927	1.000	0.890	-	1.000

(注1) 標準賞与額0円の割合については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

## 1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

被保険者期間（資格取得後平成24年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かにより、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で24.5%となっており、年齢の上昇に伴い概ね減少する傾向にあるが、学卒者の新規加入の影響により、25歳未満で1年未満の被保険者が多くなっている。また、定年後の再就職による加入の影響により、60歳以上65歳未満及び65歳以上69歳未満の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級と比べて多くなっている。

また、船舶種別にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が19.2%、漁船（い）が21.2%、漁船（ろ）が37.4%となっており、年齢階級別の状況はどの適用区分も総数とほぼ同様になっているが、15～19歳の年齢区分を除く全ての年齢区分において、汽船等及び漁船（い）に比べ漁船（ろ）の方が1年未満の割合が高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（平成24年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数			（再掲）汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	24.5	75.5	100.0	19.2	80.8
15～19歳	100.0	79.2	20.8	100.0	79.7	20.3
20～24	100.0	39.7	60.3	100.0	38.3	61.7
25～29	100.0	28.4	71.6	100.0	22.8	77.2
30～34	100.0	22.5	77.5	100.0	16.6	83.4
35～39	100.0	21.5	78.5	100.0	16.3	83.7
40～44	100.0	21.2	78.8	100.0	16.3	83.7
45～49	100.0	20.8	79.2	100.0	15.3	84.7
50～54	100.0	20.3	79.7	100.0	14.6	85.4
55～59	100.0	20.7	79.3	100.0	14.5	85.5
60～64	100.0	25.0	75.0	100.0	21.3	78.7
65～69	100.0	28.2	71.8	100.0	24.7	75.3
70～74	100.0	22.5	77.5	100.0	20.3	79.7
75歳以上	100.0	15.9	84.1	100.0	12.9	87.1
年齢階級	（再掲）漁船（い）			（再掲）漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	21.2	78.8	100.0	37.4	62.6
15～19歳	100.0	83.3	16.7	100.0	78.8	21.2
20～24	100.0	30.4	69.6	100.0	43.3	56.7
25～29	100.0	23.9	76.1	100.0	42.5	57.5
30～34	100.0	14.9	85.1	100.0	36.1	63.9
35～39	100.0	20.6	79.4	100.0	36.0	64.0
40～44	100.0	16.7	83.3	100.0	33.6	66.4
45～49	100.0	19.9	80.1	100.0	33.8	66.2
50～54	100.0	15.0	85.0	100.0	33.1	66.9
55～59	100.0	14.1	85.9	100.0	36.1	63.9
60～64	100.0	29.4	70.6	100.0	37.6	62.4
65～69	100.0	39.5	60.5	100.0	39.0	61.0
70～74	100.0	40.0	60.0	100.0	30.3	69.7
75歳以上	-	-	-	100.0	21.4	78.6

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。年齢階級別に総数をみると、25～29歳及び55～59歳の2ヶ所でピークを迎え、60歳以降は徐々に小さくなり、75歳以上で最も小さくなっている。

さらに、船舶種別にみると、比率は漁船（い）が最も大きくなっている。また年齢階級別にみると、汽船等については15～19歳で最小、65歳～69歳で最大、漁船（い）については70～74歳で最小、65～69歳で最大、漁船（ろ）については、75歳以上で最小、50～54歳で最大となっている。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	371,110	403,749	1.088	360,349	422,779	1.173
15～19歳	232,823	224,357	0.964	240,094	224,776	0.936
20～24	285,066	279,246	0.980	306,554	309,468	1.010
25～29	334,690	358,725	1.072	338,785	379,015	1.119
30～34	378,167	383,107	1.013	371,225	404,357	1.089
35～39	399,718	410,283	1.026	398,254	424,932	1.067
40～44	436,744	434,814	0.996	446,543	449,573	1.007
45～49	435,900	445,518	1.022	437,983	462,321	1.056
50～54	425,180	463,960	1.091	430,049	480,231	1.117
55～59	414,881	457,894	1.104	404,659	477,179	1.179
60～64	360,437	374,557	1.039	310,279	377,606	1.217
65～69	315,937	311,582	0.986	247,490	318,129	1.285
70～74	280,104	245,748	0.877	228,419	249,296	1.091
75歳以上	317,211	247,980	0.782	215,900	269,333	1.247
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	334,091	390,242	1.168	393,548	370,017	0.940
15～19歳	223,333	240,000	1.075	228,615	224,053	0.980
20～24	260,263	272,874	1.048	252,113	219,349	0.870
25～29	265,692	310,000	1.167	337,925	305,270	0.903
30～34	287,583	350,000	1.217	390,430	333,001	0.853
35～39	285,313	365,203	1.280	414,399	369,055	0.891
40～44	365,923	445,677	1.218	435,476	392,521	0.901
45～49	386,333	430,661	1.115	448,283	403,288	0.900
50～54	390,000	450,952	1.156	428,590	428,328	0.999
55～59	429,714	438,263	1.020	430,395	420,058	0.976
60～64	406,400	388,481	0.956	430,881	394,013	0.914
65～69	257,467	332,348	1.291	424,652	332,206	0.782
70～74	462,000	303,000	0.656	372,356	251,401	0.675
75歳以上	-	-	-	429,778	204,303	0.475

また、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。年齢階級別に総数をみると、45歳以降は徐々に大きくなり、70～74歳で最も大きくなっている。

さらに、総数を船舶種別にみると、比率は漁船（ろ）が最も大きくなっている。また年齢階級別にみると、汽船等については45～49歳で最小、70～74歳で最大、漁船（い）については、35～39歳で最小、65～69歳で最大、漁船（ろ）については50～54歳で最小、15～19歳で最大となっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	95,082	573,594	6.033	170,225	734,507	4.315
15～19歳	42,449	284,492	6.702	98,990	438,673	4.432
20～24	95,813	458,086	4.781	151,515	658,747	4.348
25～29	117,103	576,585	4.924	201,768	717,977	3.558
30～34	100,051	598,085	5.978	190,937	766,798	4.016
35～39	136,801	663,211	4.848	235,454	818,100	3.475
40～44	126,966	647,990	5.104	229,048	812,628	3.548
45～49	140,818	692,511	4.918	260,347	859,626	3.302
50～54	126,566	684,428	5.408	229,739	882,042	3.839
55～59	100,707	693,409	6.885	200,573	881,719	4.396
60～64	42,898	337,090	7.858	70,835	433,847	6.125
65～69	14,602	196,294	13.443	23,343	245,077	10.499
70～74	4,821	90,886	18.852	8,476	110,329	13.017
75歳以上	0	47,687	-	0	71,000	-
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	103,650	574,457	5.542	9,193	113,214	12.316
15～19歳	64,733	350,000	5.407	2,908	182,500	62.755
20～24	106,974	400,080	3.740	3,856	59,210	15.357
25～29	120,744	504,226	4.176	7,874	132,773	16.862
30～34	71,583	605,482	8.458	13,816	134,470	9.733
35～39	191,813	525,276	2.738	6,193	109,240	17.640
40～44	87,462	584,308	6.681	5,421	137,904	25.437
45～49	134,367	577,140	4.295	7,849	181,897	23.174
50～54	110,615	554,374	5.012	25,591	136,805	5.346
55～59	101,857	671,592	6.593	8,228	115,348	14.019
60～64	74,489	649,287	8.717	9,049	66,078	7.302
65～69	26,800	550,435	20.539	3,683	68,385	18.569
70～74	0	487,833	-	0	33,729	-
75歳以上	-	-	-	0	0	-

(注1) 平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 標準賞与額とは、平成23年10月1日から平成24年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

## 12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下、「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者構成割合をみると、規模10～19人が最も多く16.9%となっている。また、規模100人未満の割合は81.9%となっている。適用区分別に被保険者構成割合が最も高いところをみると、汽船等が規模50～99人の17.8%、漁船（い）が規模30～49人の21.4%、漁船（ろ）が規模10～19人の20.9%となっている。

規模別の扶養率は、総数だと規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）については、規模5～9人をピークとした山型をなしている。

規模と平均標準報酬月額との関係を見ると、規模が大きくなるにつれ、概ね増加傾向となる。これを適用区分別にみても同様の傾向にある。また、規模と平均標準賞与額との関係を見ると、規模が大きくなるに伴い高くなる傾向にあるが、総数及び汽船等については、規模300～499人でかなり下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成24年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	1.206	395,764	435,285	100.0	1.272	410,787	626,114
1～4人	8.0	1.223	287,165	156,186	7.8	1.291	329,742	229,569
5～9	14.9	1.236	353,203	228,548	14.5	1.271	358,420	356,185
10～19	16.9	1.218	390,148	345,743	16.2	1.309	381,937	533,957
20～29	11.8	1.192	380,267	442,133	11.1	1.313	396,919	680,617
30～49	15.1	1.212	398,541	490,735	15.4	1.289	412,623	678,321
50～99	15.2	1.228	431,436	656,886	17.8	1.248	422,797	806,135
100～299	12.1	1.254	482,012	860,459	14.6	1.284	471,930	999,313
300～499	1.6	0.802	757,926	3,183	2.5	0.802	757,926	3,183
500～999	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
1,000人以上	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
疾病任継	4.3	0.972	297,170	-	-	-	-	-
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	0.821	378,331	474,589	100.0	1.127	378,823	74,287
1～4人	6.8	0.651	248,792	157,519	9.9	1.139	214,919	27,503
5～9	8.6	1.128	324,647	278,376	18.7	1.181	345,405	7,188
10～19	15.9	1.069	357,504	402,439	20.9	1.070	406,508	17,527
20～29	7.9	0.959	486,475	824,721	15.6	1.010	349,312	49,955
30～49	21.4	0.852	347,614	515,018	16.1	1.092	374,690	89,611
50～99	18.4	0.759	407,720	737,080	11.4	1.228	464,766	128,494
100～299	21.0	0.537	423,098	309,693	7.5	1.303	540,418	397,090
300～499	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
500～999	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
1,000人以上	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-
疾病任継	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 規模別総数における平均標準賞与額については、疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

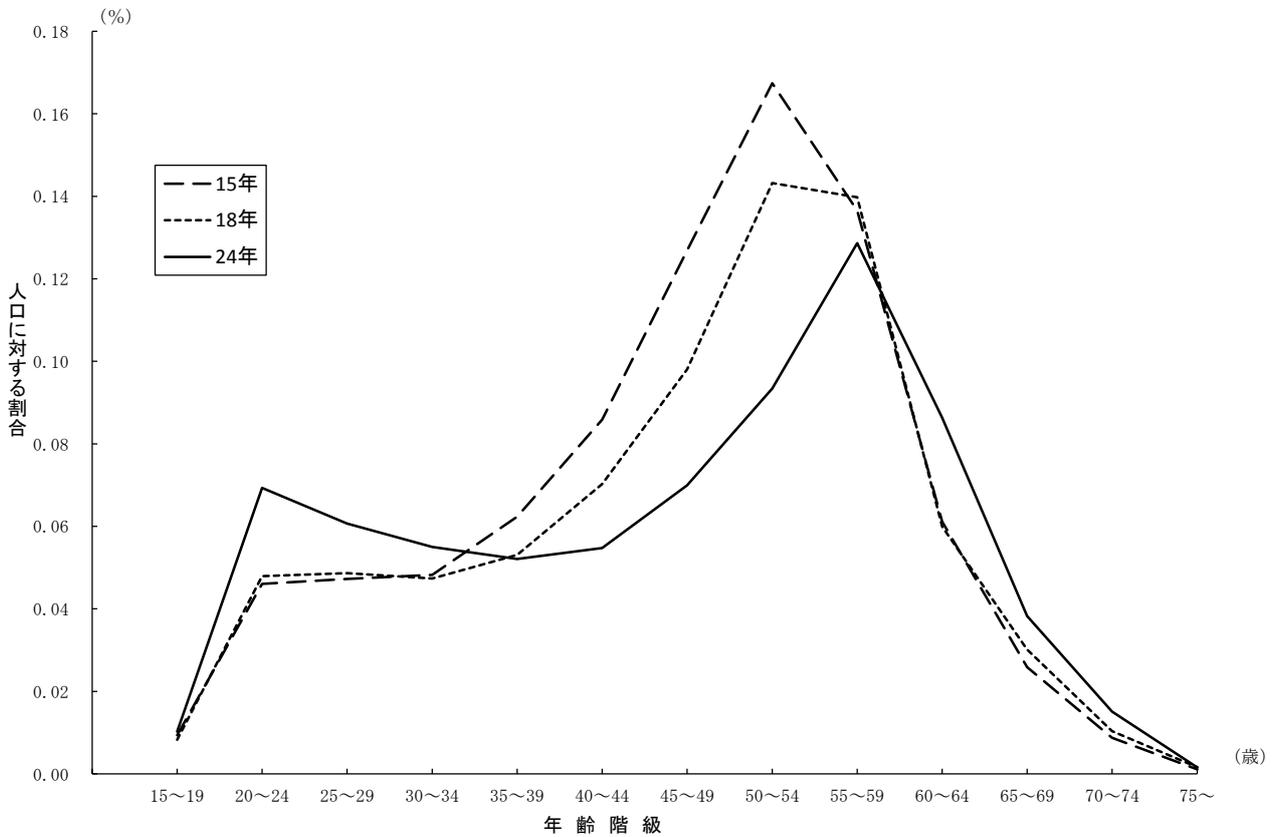
(注2) 標準賞与額は、平成23年10月1日から平成24年9月30日の12ヶ月間に支払われた標準賞与額のことである。

### 1 3. 被保険者数の推移について

総人口に対する被保険者数の割合（以下、「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合をみると、平成15年から18年にかけては30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね横ばいとなっている。また、平成18年から24年にかけては20歳代から30歳代前半までと60歳代は概ね増加しているが、その他の年齢階級では減少している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移  
（各年10月1日現在）



男女別に人口に対する被保険者数の割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性については、男女計と同様に平成15年から18年にかけては30歳代後半から50歳代前半までは減少しており、その他の年齢階級では概ね横ばいとなっている。また、平成18年から24年にかけては20歳代から30歳代前半までと60歳代は概ね増加しているが、その他の年齢階級では減少している。

また、女性については、平成15年から平成18年にかけては、30歳代後半までは増加がみられ、その他の年齢については概ね横ばいとなっている。平成18年から平成24年にかけては20歳代後半から40歳代前半にかけて増加しており、40歳代後半から50歳代までは若干減少がみられるものの、その他については概ね横ばいとなっている。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)

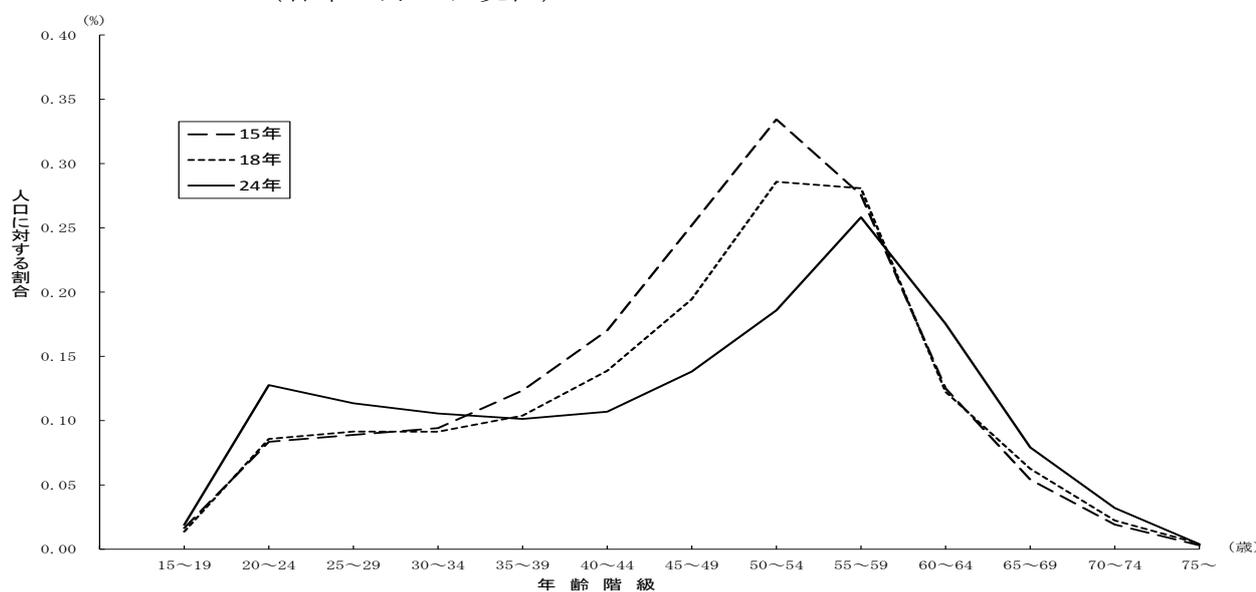


図9-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)

